

1 例規関係

1 - 1 朝来市防災会議条例

平成17年4月1日

条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、朝来市防災会議(以下「防災会議」という。)の組織及び所掌事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 朝来市地域防災計画の作成及びその実施を推進すること。
- (2) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 水防法(昭和24年法律第193号)第25条の水防計画を調査審議すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(組織)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を統理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充て、その定数は、当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 市長がその部内の職員のうちから指名する者 10人以内
 - (2) 教育長
 - (3) 朝来市消防本部、消防団長及び消防副団長のうちから市長が委嘱する者 6人以内
 - (4) 兵庫県の警察官のうちから市長が委嘱する者 2人以内
 - (5) 兵庫県知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者 4人以内

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、兵庫県の職員、市の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する事項が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

1 - 2 朝来市災害対策本部条例

平成17年4月1日

条例第18号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項の規定に基づき、災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれにあたる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

1 - 3 朝来市災害弔慰金の支給等に関する条例

平成17年4月1日

条例第136号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 災害弔慰金（第3条 第8条）
- 第3章 災害障害見舞金の支給（第9条 第11条）
- 第4章 災害援護資金の貸付け（第12条 第15条）
- 第5章 補則（第16条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神若しくは身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、又は自然災害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金

（災害弔慰金の支給）

第3条 市長は、令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前項の場合において同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- ア 配偶者
- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同

順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手續)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市長は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に精神又は身体に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付)

第12条 市長は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付

けを行うものとする。

- 2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1箇月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合(次号の場合を除く。) 250万円

エ 住居全体が滅失し、若しくは流失し、又はこれと同等と認められる特別の事情があった場合 350万円

- 2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還(又は半年賦償還)とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

- 3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

第5章 補則

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和50年生野町条例第4号)、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年和田山町条例第25号)、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年山東町条例第26号)又は災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年朝来町条例第7号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

1 - 4 朝来市災害見舞金等の支出金に関する内規

平成17年4月1日

訓令第47号

(趣旨)

第1条 この訓令は、朝来市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成17年朝来市条例第136号)の適用を受けることとならない災害に対する市民等への災害見舞の場合における市の支出金に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害見舞金)

第2条 市民の家屋及び市内事業所等の建物の災害並びに災害により死亡した市民の見舞金及び香科は、次の基準額により支出する。

(1) 家屋等の全焼、全壊又は全流出の場合

住宅 1戸当たり 100,000円

附属建物 1棟当たり 50,000円以内

事業所等 1棟当たり 50,000円以内

(2) 家屋等の半焼、半壊又は半流出の場合

住宅 1戸当たり 50,000円

附属建物 1棟当たり 30,000円以内

事業所等 1棟当たり 30,000円以内

(3) 災害に起因して死亡した場合

1人当たり 50,000円

(災害見舞金の支出金の特例)

第3条 市長は、特別の事情があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、別途協議して支出金を決定することができる。

(支弁金)

第4条 この内規に基づく支出金は、災害救助費に係る扶助費から支弁する。

2 支出金の名義は、朝来市とする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この内規の施行の日の前日までに、合併前の災害見舞金等の支出金に関する内規(平成5年和田山町内規第15号)、災害見舞金等の支出金に関する内規(平成16年山東町内規第1号)又は弔慰及び災害見舞等の支出金に関する内規(昭和44年朝来町内規第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの内規の相当規定によりなされたものとみなす。

平成19年6月21日

告示第57号

(目的)

第1条 この告示は、居宅で生活する障害者及び一人暮らし高齢者その他日常において支援を必要とする者(以下「要援護者」という。)が安全かつ安心して暮らすことができる地域づくりの推進に寄与するため、その居住する地域の中で災害時における情報伝達、避難援助等を受けることができる体制の整備を図ることを目的とする。

(事業内容)

第2条 この告示により推進する事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 平常時における地域及び近隣での見守体制の促進
- (2) 災害時における情報伝達体制及び避難支援体制の拡充

(災害時要援護者)

第3条 この要綱において災害時要援護者とは、次に掲げる者のうち、災害時等に地域の支援(以下「支援」という。)を希望する者であって、支援を受けるために必要な個人情報の提供に同意した者とする。ただし、施設入所者は、除外する。

- (1) 身体障害者で、身体障害者手帳の1級又は2級を所持する者
- (2) 知的障害者で、療育手帳のA判定又はB1判定を所持する者
- (3) 精神障害者で、精神障害者保健福祉手帳の1級又は2級を所持する者
- (4) 介護保険法(平成9年法律第123号)による要介護状態区分が3以上の者
- (5) 一人暮らし高齢者
- (6) 高齢者のみの世帯の者
- (7) 前各号に掲げる者に準ずる状態にある難病患者及びその他の者

(登録の手続)

第4条 災害時において避難情報の提供や避難援助を受けようとする要援護者は、災害時要援護者登録申請書兼台帳(様式第1号。以下「申請書兼台帳」という。)を市長に提出するものとする。

2 市長は、民生委員、介護支援専門員等の協力を得て、要援護者の把握及び登録のために必要な調査を行うものとする。

3 市長は、提出された申請書兼台帳を基に、行政区ごとの災害時要援護者登録一覧表(様式第2号。以下「一覧表」という。)を整備する。

(申請書兼台帳及び一覧表の保管)

第5条 申請書兼台帳及び一覧表の保管は、市長が原本を保管し、その副本を行政区区長(自主防災組織を含む。)民生委員及び福祉委員(以下「地域支援者」という。)が保管する。

(地域支援者による支援)

第6条 地域支援者は、要援護者に対し、災害時の避難支援活動等を行うものとする。

(申請書兼台帳の管理)

第7条 地域支援者は、前条に掲げる支援以外の目的で申請書兼台帳を使用してはならない。

2 地域支援者は、申請書兼台帳に記載された個人情報及び支援上知り得た個人の秘密を漏らしてはならないものとし、支援をする役割を離れた後も同様とする。

3 地域支援者は、申請書兼台帳を厳重に保管するとともに、その内容が支援に関係しない者に知られないよう適切に管理しなければならない。

4 地域支援者は、申請書兼台帳を紛失したときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(登録事項の変更)

第8条 要援護者及び地域支援者は、申請書兼台帳に記載された事項に変更が生じたときは、市長に報告するものとし、市長は、変更事項を申請書兼台帳及び一覧表の原本にその旨を記載し、地域支援者に通知するものとする。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成19年6月21日から施行し、平成19年6月1日から適用する。

朝来市災害時要援護者登録申請書兼台帳

年 月 日

朝来市長 様

私は、災害発生時などに地域の支援を受けたいので、朝来市災害時要支援登録台帳に登録することを申請します。
 また、私が届け出た下表の個人情報を、市が居住地の区長(自主防災組織を含む。)、民生委員及び福祉委員に提供することに同意します。

本人氏名 _____
 代理人 住所 _____ 氏名 _____ (続柄 _____)

代理人の場合は、親族の方が記入してください。

本人	住所 電話番号	朝来市			電話番号	
	ふりがな		性別	生年月日		世帯等の状況
	氏名		男・女	明大昭平 年 月 日		1 ひとり暮らし世帯 2 高齢夫婦世帯 3 寝たきり(人世帯) 4 その他(人世帯)
世帯主及び行政区名・組(隣保)名	世帯主名	行政区名	組(隣保)名	組(隣保)		
かかり付けの医師・医療機関						
障害者の方等 *該当する項目に記入してください	手帳の種類			日常生活で利用している用具及びサービス		
	1 身体障害者手帳(1級・2級) 2 療育手帳(A・B1) 3 精神障害者保健福祉手帳(1級・2級) 4 難病患者等その他()				1 車いす 2 電動車いす 3 在宅酸素 4 痰吸引機 5 ストマ用装具 6 紙おむつ 7 点字 8 手話通訳 9 ホームヘルパー 10 訪問看護 11 人工透析(病院名) 12 その他()	
高齢者の方 その他の方 *該当する項目に記入してください。	介護度等			日常生活の状況		
	1 要介護3 2 要介護4 3 要介護5 4 その他()				1 自立：ほぼ自分で行え、外出もひとりできる。 2 虚弱：家の中での生活はほぼ行っているが、介助なしでは外出できない。 3 寝たきり：家の中での生活でも何らかの介助を要し、車いすやベッドの上での生活が主である。 4 その他()	
希望する支援活動 *希望するもの全てにつけて下さい	1 日頃の声かけ、見守り 2 災害時の情報提供・安否確認 3 災害時の避難誘導・援助 4 その他() 災害の程度により、希望する支援が受けられない場合があります。					
特記事項 災害時の避難支援を円滑にするため特記事項があれば記入してください	記載例：「本人は介護4で歩行困難。妻と二人暮らしであるが、老夫婦世帯であり、災害時の避難は第三者の手助けが必要である。」 「家族と同居しているが昼間は仕事に行っているため、独居となるので日中の支援をお願いしたい。」					
緊急時連絡先 家族・親族等	住所	氏名	本人との続柄	電話番号		
	住所	氏名	本人との続柄	電話番号		
*市記入欄	登録年月日	年 月 日	整理番号	-		
	廃止年月日	年 月 日	行政区コード			

様式第2号(第4条関係)

朝来市災害時要援護者登録一覧表

旧市町名

行政区名

組(隣保)名	要 援 護 者							災害時 支援理 由(ア)	希望 項目 (イ)	緊急連絡先				特記 事項
	住 所 (地番まで)	ふりがな 氏 名	性別	世帯主	家族数	年齢	電話 番号			住 所	氏 名	本人と の続柄	連絡先()	
1													-	
2													-	
3													-	
4													-	
5													-	
6													-	
7													-	
8													-	
9													-	
10													-	

この台帳に関する情報は、災害発生時に地域支援者が要援護者の生命の安全等を確保するための活動と平常時の要援護者への声かけ活動等に使用するものであり、それ以外の用途に使用したり、他に情報を流したりすることを禁止します。

朝来市長

* 災害時支援理由(ア)

介護保険の要介護度3以上
一人暮らし高齢者
高齢者のみの世帯
身体障害者1・2級

療育手帳A・B1判定
精神障害者保健福祉手帳1級・2級
各項目に準ずる状態にある難病患者その他

* 希望項目(イ)

日頃の声かけ、見守
災害時の情報提供、安否確認
災害時の避難誘導・援助
その他()

2 災害危険箇所関係

2 - 1 重要水防箇所一覧

重要水防区域			危険度	危険理由	対策工法
左右岸	延長(m)	地点名			
左岸	2,500	谷間地川合流点より糸井橋	C(要注意)	工作物	木流し
右岸	500	林垣川より糸井川合流点	C(要注意)	工作物	木流し
左岸	1,000	大蔵部川合流点より上流	C(要注意)	工作物	木流し

2-2 ダム一覧

河川管理施設ダム

ダム名	水系名・河川名	土木事務所名	所在地	所有者名	管理者名	総貯水量 (m ³)	操作基準	用途
生野	市川水系市川	姫路	生野町竹原野	兵庫県	姫路土木事務所	1,800,000	操作規則による	多目的
大路	円山川水系大路川	養父	和田山町久世田	兵庫県	養父土木事務所	375,000	操作規則による	多目的

河川区域内利水ダム

ダム名	水系名・河川名	土木事務所名	所在地	所有者名	管理者名	総貯水量 (m ³)	操作基準	用途
黒川	市川水系市川	養父	生野町黒川	関西電力	関西電力	33,387,000	操作規程による	発電用上工水
多々良木	円山川水系多々良木川	養父	多々良木	関西電力	関西電力	19,440,000	操作規程による	発電用
大町大池	円山川水系東河川	養父	和田山町白井	兵庫県	朝来市	143,000	操作規程による	農業用水

2-3 土砂災害警戒区域一覧（県土整備部所管）

市域別	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	危険箇所又は危険渓流		保家人家戸数	告示年月日
				番号	名称		
生野地域	126010001	本村	急傾斜地の崩壊	-(生) 1	本村	0	H20.9.2
"	126010002	簾野	"	-(生) 2	簾野	2	"
"	126010003	簾野(1)	"	-(生) 8	簾野(1)	2	"
"	126010004	簾野(2)	"	-(生) 9	簾野(2)	1	"
"	126010005	簾野(3)	"	-(生) 10	簾野(3)	1	"
"	126010006	簾野(4)	"	-(生) 11	簾野(4)	1	"
"	126010007	黒川	"	-(生) 12	黒川	2	"
"	126010008	大外(1)	"	-(生) 13	大外(1)	1	"
"	126010009	大外(2)	"	-(生) 14	大外(2)	2	"
"	126010010	高路(1)	"	-(生) 15	高路(1)	1	"
"	126010011	高路(2)	"	-(生) 16	高路(2)	1	"
"	126010012	高路(3)	"	-(生) 17	高路(3)	1	"
"	126010013	梅ヶ畑	"	-(生) 18	梅ヶ畑	1	"
"	126010014	長野(1)	"	-(生) 19	長野(1)	1	"
"	126010015	長野(2)	"	-(生) 20	長野(2)	2	"
"	126010016	竹原野(1)	"	-(生) 3	竹原野(1)	8	"
"	126010017	竹原野(2)	"	-(生) 4	竹原野(2)	3	"
"	126010018	竹原野(3)	"	-(生) 5	竹原野(3)	26	"
"	126010019	小野	"	-(生) 6	小野	47	"
"	126010020	奥銀谷	"	-(生) 7	奥銀谷	3	"
"	126010021	生野新町(1)(急)	"	-(生) 8	生野新町(1)	22	"
"	126010022	新町(2)	"	-(生) 9	新町(2)	26	"
"	126010023	猪野々(1)	"	-(生) 10	猪野々(1)	1	"
"	126010024	猪野々(2)	"	-(生) 11	猪野々(2)	17	"
"	126010025	猪野々	"	-(生) 37	猪野々	2	"
"	126010026	白口(1)	"	-(生) 12	白口(1)	5	"
"	126010027	白口(1)	"	-(生) 38	白口(1)	1	"
"	126010028	白口(3)	"	-(生) 40	白口(3)	1	"
"	126010029	円山(1)	"	-(生) 18	円山(1)	7	"
"	126010030	円山(2)	"	-(生) 19	円山(2)	6	"
"	126010031	円山(3)	"	-(生) 20	円山(3)	13	"
"	126010032	円山(4)	"	-(生) 21	円山(4)	10	"
"	126010033	円山	"	-(生)人工1	円山	22	"
"	126010034	円山(1)	"	-(生) 1	円山(1)	1	"
"	126010035	円山(2)	"	-(生) 2	円山(2)	2	"
"	126010036	小田和(1)	"	-(生) 3	小田和(1)	2	"
"	126010037	小田和(2)	"	-(生) 4	小田和(2)	2	"
"	126010038	小田和(3)	"	-(生) 5	小田和(3)	5	"
"	126010039	小田和(4)	"	-(生) 6	小田和(4)	4	"
"	126010040	小田和(5)	"	-(生) 7	小田和(5)	2	"
"	126010041	口銀谷(1)	"	-(生) 14	口銀谷(1)	0	"
"	126010042	口銀谷(2)	"	-(生) 15	口銀谷(2)	4	"
"	126010043	口銀谷(3)	"	-(生) 16	口銀谷(3)	16	"
"	126010044	口銀谷(4)	"	-(生) 17	口銀谷(4)	0	"
"	126010045	口銀谷(1)	"	-(生) 31	口銀谷(1)	2	"
"	126010046	口銀谷(2)	"	-(生) 32	口銀谷(2)	4	"
"	126010047	口銀谷(3)	"	-(生) 33	口銀谷(3)	3	"
"	126010048	真弓	"	-(生) 22	真弓	9	"
"	126010049	真弓(1)	"	-(生) 34	真弓(1)	4	"
"	126010050	真弓(2)	"	-(生) 35	真弓(2)	2	"
"	126010051	真弓(3)	"	-(生) 36	真弓(3)	2	"

市域別	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	危険箇所又は危険渓流		保全 人家 戸数	告示年月日
				番号	名称		
生野地域	126010052	川尻(1)	急傾斜地の崩壊	- (生) 2 3	川尻(1)	7	H20.9.2
"	126010053	川尻(2)	"	- (生) 2 4	川尻(2)	6	"
"	126010054	栃原(1)	"	- (生) 2 5	栃原(1)	6	"
"	126010055	栃原(2)	"	- (生) 2 6	栃原(2)	4	"
"	126010056	栃原(3)	"	- (生) 2 7	栃原(3)	7	"
"	126010057	栃原(4)	"	- (生) 2 8	栃原(4)	22	"
"	126010058	栃原(5)	"	- (生) 2 9	栃原(5)	4	"
"	126010059	栃原(1)	"	- (生) 2 1	栃原(1)	1	"
"	126010060	栃原(2)	"	- (生) 2 2	栃原(2)	2	"
"	126010061	栃原(3)	"	- (生) 2 3	栃原(3)	2	"
"	126010062	栃原(4)	"	- (生) 2 4	栃原(4)	1	"
"	126010063	栃原(5)	"	- (生) 2 5	栃原(5)	2	"
"	126010064	栃原(6)	"	- (生) 2 6	栃原(6)	2	"
"	126010065	栃原(7)	"	- (生) 2 7	栃原(7)	5	"
"	126010066	栃原(8)	"	- (生) 2 8	栃原(8)	1	"
"	126010067	栃原(9)	"	- (生) 2 9	栃原(9)	1	"
"	126010068	栃原(10)	"	- (生) 3 0	栃原(10)	2	"
"	226010001	寺谷川	土石流	市-生野- 1	寺谷川	2	"
"	226010002	藤尾川	"	市-生野- 2	藤尾川	4	"
"	226010003	中山奥	"	市-生野- 1	中山奥	1	"
"	226010004	中山口	"	市-生野- 2	中山口	1	"
"	226010005	弥六ガマ	"	市-生野- 3	弥六ガマ	2	"
"	226010006	井根	"	市-生野- 4	井根	1	"
"	226010007	魚ヶ滝	"	市-生野- 3	魚ヶ滝	0	"
"	226010008	西林寺山川	"	市-生野- 4	西林寺山川	75	"
"	226010009	万日谷川	"	市-生野- 5	万日谷川	63	"
"	226010010	上ミ家ノ上	"	市-生野- 5	上ミ家ノ上	3	"
"	226010011	金香瀬川	"	市-生野- 6	金香瀬川	1	"
"	226010012	大谷川	"	市-生野- 6	大谷川	2	"
"	226010013	ウルシ谷川	"	市-生野- 7	ウルシ谷川	92	"
"	226010014	奥銀谷奥	"	市-生野- 8	奥銀谷奥	62	"
"	226010015	奥銀谷中	"	市-生野- 9	奥銀谷中	67	"
"	226010016	奥銀谷口	"	市-生野- 10	奥銀谷口	68	"
"	226010017	上山川	"	市-生野- 11	上山川	18	"
"	226010018	白口川	"	市-生野- 12	白口川	6	"
"	226010019	猪野々川	"	市-生野- 13	猪野々川	20	"
"	226010020	山ノ谷	"	市-生野- 10	山ノ谷	3	"
"	226010021	浦ヶ谷	"	市-生野- 12	浦ヶ谷	2	"
"	226010022	口垣内	"	市-生野- 26	口垣内	0	"
"	226010023	内尾谷川	"	円-生野- 34	内尾谷川	27	"
"	226010024	下塚川	"	円-生野- 36	下塚川	17	"
"	226010025	小田和川	"	円-生野- 37	小田和川	26	"
"	226010026	石谷川	"	円-生野- 38	石谷川	16	"
"	226010027	曾利谷川	"	円-生野- 39	曾利谷川	16	"
"	226010028	シモガ谷川	"	円-生野- 40	シモガ谷川	0	"
"	226010029	屋敷東	"	市-生野- 21	屋敷東	1	"
"	226010030	垣内	"	市-生野- 22	垣内	2	"
"	226010031	円山川	"	円-生野- 27	円山川	3	"
"	226010032	シモガ谷南	"	円-生野- 29	シモガ谷南	2	"
"	226010033	愛宕川	"	市-生野- 14	愛宕川	1	"
"	226010034	寺の上川	"	市-生野- 15	寺の上川	167	"
"	226010035	西山川	"	市-生野- 16	西山川	23	"
"	226010036	葛蒲沢川	"	市-生野- 19	葛蒲沢川	27	"

市域別	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	危険箇所又は危険渓流		保全 人家 戸数	告示年月日
				番号	名称		
生野地域	226010037	栃原口	土石流	市-生野- 20	栃原口	25	H20.9.2
"	226010038	古城山	"	円-生野- 35	古城山	3	"
"	226010039	西山南	"	市-生野- 14	西山南	49	"
"	226010040	東照寺	"	市-生野- 17	東照寺	0	"
"	226010041	上片瀬川	"	市-生野- 18	上片瀬川	0	"
"	226010042	桂谷川	"	市-生野- 21	桂谷川	13	"
"	226010043	北末戸川	"	市-生野- 22	北末戸川	25	"
"	226010044	南末戸川	"	市-生野- 23	南末戸川	45	"
"	226010045	南上山川	"	市-生野- 24	南上山川	15	"
"	226010046	道順東	"	市-生野- 15	道順東	8	"
"	226010047	道順中	"	市-生野- 16	道順中	6	"
"	226010048	道順西	"	市-生野- 17	道順西	4	"
"	226010049	奥山川	"	市-生野- 25	奥山川	22	"
"	226010050	向山	"	市-生野- 18	向山	1	"
"	226010051	石フラ谷	"	市-生野- 27	石フラ谷	12	"
"	226010052	カラ谷	"	市-生野- 28	カラ谷	5	"
"	226010053	泉谷川	"	市-生野- 29	泉谷川	23	"
"	226010054	奥谷川	"	市-生野- 30	奥谷川	35	"
"	226010055	矢ノ谷川	"	市-生野- 31	矢ノ谷川	22	"
"	226010056	栗谷川	"	市-生野- 32	栗谷川	9	"
"	226010057	西榊淵川	"	市-生野- 33	西榊淵川	0	"
"	226010058	アザメガ段	"	市-生野- 23	アザメガ段	1	"
"	226010059	カマガ谷	"	市-生野- 24	カマガ谷	2	"
"	226010060	ウバドウ川	"	市-生野- 25	ウバドウ川	5	"
"	226010061	坊山	"	市-生野- 26	坊山	38	"
小計		129	箇所				
山東地域	126030001	金浦(1)	急傾斜地の崩壊	山東- 25	金浦(1)	1	H21.3.31
"	126030002	金浦(3)	"	山東- 27	金浦(3)	1	"
"	126030003	石風呂	"	山東- 1	石風呂	6	"
"	126030004	田の口(1)	"	山東- 22	田ノ口(1)	3	"
"	126030005	塩田(1)	"	山東- 2	塩田(1)	4	"
"	126030006	塩田(2)	"	山東- 3	塩田(2)	11	"
"	126030007	田の口(2)	"	山東- 23	田ノ口(2)	1	"
"	126030008	田の口(3)	"	山東- 24	田ノ口(3)	1	"
"	126030009	大内中	"	山東- 4	大内中	9	"
"	126030010	西	"	山東- 5	西	21	"
"	126030011	大内	"	山東- 17	大内	1	"
"	126030012	野間(1)	"	山東- 18	野間(1)	3	"
"	126030013	野間(2)	"	山東- 19	野間(2)	2	"
"	126030014	野間(3)	"	山東- 20	野間(3)	1	"
"	126030015	野間(4)	"	山東- 21	野間(4)	4	"
"	126030016	新堂(急)	"	山東- 6	新堂	11	"
"	126030017	新堂(2)	"	山東- 15	新堂(2)	2	"
"	126030018	新堂(3)	"	山東- 16	新堂(3)	4	"
"	126030019	上ゲ	"	山東- 7	上ゲ	17	"
"	126030020	川原町(急)	"	山東- 14	川原町	66	"
"	126030021	大垣(2)	"	山東- 10	大垣(2)	6	"
"	126030022	大垣(3)	"	山東- 11	大垣(3)	1	"
"	126030023	大垣(4)	"	山東- 12	大垣(4)	1	"
"	126030024	上ゲ	"	山東- 13	上ゲ	2	"
"	126030025	新堂(1)	"	山東- 14	新堂(1)	1	"
"	126030026	滝田(急)	"	山東- 9	滝田	21	"
"	126030027	滝田(3)	"	山東- 10	滝田(3)	12	"

市域別	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	危険箇所又は危険渓流		保全 人家 戸数	告示年月日
				番号	名称		
山東地域	126030028	大垣(1)	急傾斜地の崩壊	山東- 9	大垣(1)	2	H21.3.31
"	126030029	滝田(2)(急)	"	山東- 8	滝田(2)	7	"
"	126030030	柴	"	山東- 21	柴	7	"
"	126030031	遠坂峠	"	山東- 22	遠坂峠	0	"
"	126030032	柴(1)	"	山東- 34	柴(1)	1	"
"	126030033	柴(2)	"	山東- 35	柴(2)	3	"
"	126030034	西谷	"	山東- 23	西谷	10	"
"	126030035	西谷	"	山東- 31	西谷	3	"
"	126030036	比叡(1)	"	山東- 32	比叡(1)	1	"
"	126030037	比叡(2)	"	山東- 33	比叡(2)	3	"
"	126030038	大田	"	山東- 20	大田	7	"
"	126030039	早田(急)	"	山東- 17	早田	19	"
"	126030040	早田(2)	"	山東- 18	早田(2)	7	"
"	126030041	上早田	"	山東- 19	上早田	2	"
"	126030042	早田	"	山東- 29	早田	3	"
"	126030043	上早田	"	山東- 30	上早田	3	"
"	126030044	和賀	"	山東- 16	和賀	9	"
"	126030045	和賀末才(急)	"	山東- 15	和賀末才	22	"
"	126030046	宝珠峠	"	山東- 28	宝珠峠	0	"
"	126030047	諏訪	"	山東- 2	諏訪	1	"
"	126030048	楽音寺(急)	"	山東- 13	楽音寺	7	"
"	126030049	小谷	"	山東- 11	小谷	5	"
"	126030050	天満	"	山東- 12	天満	14	"
"	126030051	小谷	"	山東- 1	小谷	1	"
"	126030052	越田	"	山東- 3	越田	3	"
"	126030053	山才(急)	"	山東- 25	山才	37	"
"	126030054	森	"	山東- 4	森	3	"
"	126030055	喜多垣	"	山東- 26	喜多垣	12	"
"	126030056	山ノ垣	"	山東- 24	山ノ垣	7	"
"	126030057	三保	"	山東- 8	三保	4	"
"	126030058	与布土	"	山東- 27	与布土	4	"
"	126030059	与布土(1)	"	山東- 5	与布土(1)	1	"
"	126030060	与布土(2)	"	山東- 6	与布土(2)	3	"
"	126030061	与布土(3)	"	山東- 7	与布土(3)	3	"
"	226030001	宮の奥	土石流	円-山東- 16	宮の奥	8	"
"	226030002	じょんが谷	"	円-山東- 17	じょんが谷	5	"
"	226030003	農地川	"	円-山東- 19	農地川	13	"
"	226030004	塩田川	"	円-山東- 20	塩田川	9	"
"	226030005	野間川	"	円-山東- 18	野間川	37	"
"	226030006	直田川	"	円-山東- 21	直田川	6	"
"	226030007	高林川	"	円-山東- 22	高林川	8	"
"	226030008	大内川	"	円-山東- 23	大内川	29	"
"	226030009	新堂奥谷	"	円-山東- 24	新堂奥谷	10	"
"	226030010	古茂池谷	"	円-山東- 25	古茂池谷	5	"
"	226030011	見尾谷	"	円-山東- 12	見尾谷	4	"
"	226030012	袋谷	"	円-山東- 13	袋谷	10	"
"	226030013	滝田川	"	円-山東- 26	滝田川	28	"
"	226030014	大垣谷	"	円-山東- 14	大垣谷	28	"
"	226030015	野竹川	"	円-山東- 27	野竹川	17	"
"	226030016	大佐川	"	円-山東- 11	大佐川	8	"
"	226030017	流し浦	"	円-山東- 12	流し浦	13	"
"	226030018	日向山	"	円-山東- 9	日向山	0	"
"	226030019	上ゲ谷	"	円-山東- 10	上ゲ谷	9	"

市域別	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	危険箇所又は危険渓流		保 全 人 家 戸 数	告 示 年 月 日
				番 号	名 称		
山東地域	226030020	西谷川	土石流	円-山東- 8	西谷川	4	H21.3.31
"	226030021	三保川	"	円-山東- 9	三保川	26	"
"	226030022	本相谷川	"	円-山東- 13	本相谷川	13	"
"	226030023	岡	"	円-山東- 7	岡	0	"
"	226030024	くず谷	"	円-山東- 14	くず谷	13	"
"	226030025	奥谷	"	円-山東- 11	奥谷	8	"
"	226030026	黒坂	"	円-山東- 15	奥谷	39	"
"	226030027	寺奥川	"	円-山東- 6	寺奥川	7	"
"	226030028	小岳	"	円-山東- 7	小岳	31	"
"	226030029	妙見谷	"	円-山東- 6	妙見谷	6	"
"	226030030	宮ノ谷	"	円-山東- 5	宮ノ谷	4	"
"	226030031	佃川	"	円-山東- 1	佃川	8	"
"	226030032	村中川	"	円-山東- 4	村中川	39	"
"	226030033	大林川	"	円-山東- 5	大林川	6	"
"	226030034	柳谷	"	円-山東- 4	柳谷	5	"
"	226030035	大熊川	"	円-山東- 10	大林川	4	"
"	226030036	櫛名谷	"	円-山東- 8	櫛名谷	10	"
"	226030037	来日谷	"	円-山東- 2	来日谷	0	"
"	226030038	与布土大谷川	"	円-山東- 3	与布土大谷川	6	"
"	226030039	坂根谷川	"	円-山東- 1	坂根谷川	0	"
"	226030040	坂根川	"	円-山東- 2	坂根川	0	"
"	226030041	郡谷川	"	円-山東- 3	郡谷川	0	"
小計		102	箇所				

2 - 4 土石流危険渓流等箇所一覧（県土整備部所管）

土石流危険渓流数等

市域別	危険渓流等数	保全人家戸数
生野地域	69	520
和田山地域	118	1,182
山東地域	41	303
朝来地域	116	710
合計	344	2,715

土石流危険渓流等箇所

市域別	渓流番号	水系名	河川名	渓流名	渓流所在地	渓流概況		
						渓流長 (10m)	流域面積 (ha)	流下部平均勾配 (度)
生野地域	市-生野- 1	市川	市川	寺谷川	黒川	62	20	18
"	市-生野- 2	市川	市川	藤尾川	黒川	25	4	26
"	市-生野- 3	市川	市川	魚ヶ滝	上生野	120	26	14
"	市-生野- 4	市川	市川	西林寺山川	竹原野	53	12	22
"	市-生野- 5	市川	市川	万日谷川	竹原野	58	14	24
"	市-生野- 6	市川	市川	金香瀬川	小野	178	216	19
"	市-生野- 7	市川	市川	ウルシ谷川	奥銀谷	78	33	20
"	市-生野- 8	市川	市川	奥銀谷奥	新町	48	8	12
"	市-生野- 9	市川	市川	奥銀谷中	新町	25	2	16
"	市-生野- 10	市川	市川	奥銀谷口	新町	30	4	18
"	市-生野- 11	市川	市川	上山川	新町	48	8	28
"	市-生野- 12	市川	白口川	白口川	猪野々	156	42	17
"	市-生野- 13	市川	白口川	猪野々川	猪野々	70	11	21
"	市-生野- 14	市川	市川	愛宕川	口銀谷	113	11	17
"	市-生野- 15	市川	市川	寺の上川	口銀谷	45	10	34
"	市-生野- 16	市川	市川	西山川	口銀谷	56	23	11
"	市-生野- 17	市川	市川	東照寺	真弓	7	2	23
"	市-生野- 18	市川	市川	上片瀬川	真弓	28	3	34
"	市-生野- 19	市川	市川	菫蒲沢川	口銀谷	123	62	20
"	市-生野- 20	市川	市川	栃原口	口銀谷	39	6	17
"	市-生野- 21	市川	市川	桂谷川	真弓	58	9	27
"	市-生野- 22	市川	市川	北末戸川	真弓	25	2	28
"	市-生野- 23	市川	市川	南末戸川	真弓	38	6	17
"	市-生野- 24	市川	市川	南上山川	真弓	170	100	12
"	市-生野- 25	市川	市川	奥山川	川尻	98	58	15
"	市-生野- 26	市川	栃原川	口垣内	円山	12	3	14
"	市-生野- 27	市川	栃原川	石フラ谷	栃原	31	14	9
"	市-生野- 28	市川	栃原川	カラ谷	栃原	14	8	23
"	市-生野- 29	市川	倉谷川	泉谷川	栃原	63	43	13
"	市-生野- 30	市川	栃原川	奥谷川	栃原	78	19	21
"	市-生野- 31	市川	栃原川	矢ノ谷川	栃原	53	14	11
"	市-生野- 32	市川	栃原川	栗谷川	栃原	305	367	10
"	市-生野- 33	市川	栃原川	西樹沢川	栃原	23	33	26
"	円-生野- 34	円山川	円山川	内尾谷川	円山	73	18	18
"	円-生野- 35	円山川	円山川	古城山	口銀谷	48	14	14
"	円-生野- 36	円山川	円山川	下塚川	円山	112	31	16
"	円-生野- 37	円山川	円山川	小田和川	円山	113	43	12
"	円-生野- 38	円山川	円山川	石谷川	円山	156	89	22

市域別	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地	溪流概況		
						溪流長 (10m)	流域面積 (ha)	流下部平均 勾配 (度)
生野地域	円-生野- 39	円山川	円山川	曾利谷川	円山	223	149	13
"	円-生野- 40	円山川	円山川	シモガ谷川	円山	24	8	14
"	市-生野- 1	市川	市川	中山奥	黒川	9	2	13
"	市-生野- 2	市川	市川	中山口	黒川	11	2	15
"	市-生野- 3	市川	長野川	弥六ガマ	黒川	36	17	11
"	市-生野- 4	市川	市川	井根	黒川	26	10	15
"	市-生野- 5	市川	市川	上ミ家ノ上	竹原野	32	8	16
"	市-生野- 6	市川	市川	大谷川	小野	16	7	17
"	市-生野- 7	市川	市川	扇山	奥銀谷	42	14	22
"	市-生野- 8	市川	市川	向山奥	奥銀谷	14	5	23
"	市-生野- 9	市川	市川	向山口	奥銀谷	16	3	29
"	市-生野- 10	市川	白口川	山ノ谷	奥銀谷	49	7	17
"	市-生野- 11	市川	白口川	熊谷	猪野々	62	29	11
"	市-生野- 12	市川	白口川	浦ヶ谷	猪野々	21	10	16
"	市-生野- 13	市川	市川	古城山川	口銀谷	53	23	21
"	市-生野- 14	市川	市川	西山南	口銀谷	31	10	15
"	市-生野- 15	市川	市川	道順東	真弓	12	3	9
"	市-生野- 16	市川	市川	道順中	真弓	26	5	13
"	市-生野- 17	市川	市川	道順西	真弓	37	9	15
"	市-生野- 18	市川	市川	向山	川尻	14	8	20
"	市-生野- 19	市川	栃原川	屋敷北	円山	36	21	20
"	市-生野- 20	市川	栃原川	屋敷南	円山	84	31	20
"	市-生野- 21	市川	栃原川	屋敷東	円山	10	3	22
"	市-生野- 22	市川	栃原川	垣内	円山	21	3	21
"	市-生野- 23	市川	栃原川	アザメガ段	栃原	23	3	17
"	市-生野- 24	市川	栃原川	カマガ谷	栃原	13	6	17
"	市-生野- 25	市川	栃原川	ウバドウ川	栃原	49	7	18
"	市-生野- 26	市川	栃原川	坊山	栃原	43	32	13
"	円-生野- 27	円山川	円山川	円山川	小和田	128	114	9
"	円-生野- 28	円山川	円山川	シャリ谷川	円山	70	26	9
"	円-生野- 29	円山川	円山川	シモガ谷南	円山	13	4	21
和田山地域	円-和田山- 1	円山川	円山川	久世田川	久世田	158	63	21
"	円-和田山- 2	円山川	円山川	古城川	竹田	23	6	28
"	円-和田山- 3	円山川	円山川	古城下川	竹田	38	6	27
"	円-和田山- 4	円山川	円山川	塩辛川	竹田	23	18	15
"	円-和田山- 5	円山川	円山川	谷川	竹田	21	7	11
"	円-和田山- 6	円山川	円山川	恵眼谷川	竹田	28	9	13
"	円-和田山- 7	円山川	安井川	段山川	三波	58	12	14
"	円-和田山- 8	円山川	安井川	蔵谷川	三波	50	6	17
"	円-和田山- 9	円山川	安井川	東垣川	殿	98	9	13
"	円-和田山- 10	円山川	安井川	殿川	殿	38	6	18
"	円-和田山- 11	円山川	安井川	安井上谷川 1	安井	60	6	18
"	円-和田山- 12	円山川	安井川	安井上谷川 2	安井	38	4	25
"	円-和田山- 13	円山川	円山川	加都川	加都	95	13	15
"	円-和田山- 14	円山川	黒川	西谷川	筒江	58	9	16
"	円-和田山- 15	円山川	円山川	赤淵川	枚田	14	4	12
"	円-和田山- 16	円山川	円山川	恵林寺川	枚田	35	4	11
"	円-和田山- 17	円山川	円山川	北山川	枚田	15	3	15
"	円-和田山- 18	円山川	円山川	小谷川	七味	29	20	9
"	円-和田山- 19	円山川	円山川	若富川	七味	9	3	18
"	円-和田山- 20	円山川	円山川	西山ノ上谷川	和田山	14	2	16
"	円-和田山- 21	円山川	円山川	幽香川	和田山	10	2	22

市域別	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地	溪流概況		
						溪流長 (10m)	流域面積 (ha)	流下部平均勾配 (度)
和田山地域	円-和田山- 22	円山川	円山川	西山ノ下谷川	和田山	10	4	17
"	円-和田山- 23	円山川	与布土川	上谷川	桑原	42	29	7
"	円-和田山- 24	円山川	与布土川	水谷川	桑原	19	4	8
"	円-和田山- 25	円山川	与布土川	下谷川	桑原	88	55	14
"	円-和田山- 26	円山川	円山川	法興寺川	法興寺	45	7	21
"	円-和田山- 27	円山川	与布土川	枚田岡川	枚田岡	30	5	21
"	円-和田山- 28	円山川	円山川	玉置	玉置	23	60	24
"	円-和田山- 29	円山川	円山川	入船川	玉置	75	45	12
"	円-和田山- 30	円山川	東河川	高谷川	白井	98	36	13
"	円-和田山- 31	円山川	東河川	勘定川	白井	93	57	16
"	円-和田山- 32	円山川	東河川	白井	白井	85	40	19
"	円-和田山- 33	円山川	東河川	才川	宮	98	20	14
"	円-和田山- 34	円山川	東河川	宮	宮	68	23	17
"	円-和田山- 35	円山川	東河川	クネリ川	久田和	40	6	25
"	円-和田山- 36	円山川	東河川	池ノ谷川	久田和	48	7	17
"	円-和田山- 37	円山川	東河川	東和田川	東和田	30	5	11
"	円-和田山- 38	円山川	東河川	矢治川	中	158	171	17
"	円-和田山- 39	円山川	東河川	野村川	野村	98	44	18
"	円-和田山- 40	円山川	東河川	下野村川	野村	35	7	21
"	円-和田山- 41	円山川	東河川	岡田川	岡田	143	43	18
"	円-和田山- 42	円山川	東河川	岡田八幡川	岡田	19	10	12
"	円-和田山- 43	円山川	東河川	森ザコ川	岡田	37	6	18
"	円-和田山- 44	円山川	東河川	柳原川	柳原	48	7	31
"	円-和田山- 45	円山川	円山川	一ノ谷川	和田山	10	2	17
"	円-和田山- 46	円山川	円山川	桧谷川	和田山	4	2	14
"	円-和田山- 47	円山川	円山川	大谷川	和田山	29	10	12
"	円-和田山- 48	円山川	円山川	寺谷上川	寺谷	63	26	16
"	円-和田山- 49	円山川	円山川	寺谷下川	寺谷	17	20	30
"	円-和田山- 50	円山川	円山川	林ヶ谷上川	平野	8	3	7
"	円-和田山- 51	円山川	円山川	林ヶ谷下川	平野	9	2	24
"	円-和田山- 52	円山川	円山川	高尾川	平野	33	7	14
"	円-和田山- 53	円山川	円山川	糞室川	平野	38	5	13
"	円-和田山- 54	円山川	円山川	鳥ノ奥川	平野	44	8	12
"	円-和田山- 55	円山川	円山川	サコガ谷川	土田	5	2	22
"	円-和田山- 56	円山川	円山川	ヒヤケ下川 1	土田	15	3	18
"	円-和田山- 57	円山川	系井川	奥川	竹ノ内	20	4	18
"	円-和田山- 58	円山川	系井川	山ノ内川	竹ノ内	58	65	21
"	円-和田山- 59	円山川	系井川	船川	竹ノ内	48	14	18
"	円-和田山- 60	円山川	系井川	下七川	竹ノ内	64	26	19
"	円-和田山- 61	円山川	系井川	森屋谷川	竹ノ内	41	16	21
"	円-和田山- 62	円山川	系井川	中山上川	竹ノ内	23	4	28
"	円-和田山- 63	円山川	系井川	中山下川	竹ノ内	27	5	22
"	円-和田山- 64	円山川	内海川	ワラゴ谷川	内海	72	51	22
"	円-和田山- 65	円山川	内海川	南木戸川	内海	14	11	30
"	円-和田山- 66	円山川	内海川	木戸谷川	内海	195	94	22
"	円-和田山- 67	円山川	系井川	瀧谷川	和田	167	99	8
"	円-和田山- 68	円山川	系井川	初谷川	和田	75	13	15
"	円-和田山- 69	円山川	系井川	和田川	和田	30	3	17
"	円-和田山- 70	円山川	系井川	和田上山川	和田	68	11	24
"	円-和田山- 71	円山川	系井川	市場上山谷川	和田	50	10	22
"	円-和田山- 72	円山川	系井川	和谷川	和田	148	77	15
"	円-和田山- 73	円山川	系井川	和田谷川	和田	53	10	17

市域別	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地	溪流概況		
						溪流長 (10m)	流域面積 (ha)	流下部平均勾配 (度)
和田山地域	円-和田山- 74	円山川	糸井川	日谷川	市場	118	53	16
"	円-和田山- 75	円山川	糸井川	市場上川	市場	63	20	26
"	円-和田山- 76	円山川	糸井川	新岡川	高生田	105	74	20
"	円-和田山- 77	円山川	糸井川	上山谷川	高生田	35	8	22
"	円-和田山- 78	円山川	糸井川	泉組谷川	寺内	100	48	15
"	円-和田山- 79	円山川	糸井川	大師川	寺内	12	2	18
"	円-和田山- 80	円山川	糸井川	宮谷川	寺内	43	7	16
"	円-和田山- 81	円山川	糸井川	寺内上山川	林垣	42	4	13
"	円-和田山- 82	円山川	糸井川	林垣川	林垣	68	33	18
"	円-和田山- 83	円山川	糸井川	隋泉寺川	林垣	40	8	15
"	円-和田山- 84	円山川	円山川	深谷川	宮田	227	102	6
"	円-和田山- 85	円山川	糸井川	高瀬川	高瀬	68	21	13
"	円-和田山- 86	円山川	石和川	奥谷川	芳賀野	120	52	16
"	円-和田山- 87	円山川	石和川	芳賀野	芳賀野	160	34	11
"	円-和田山- 88	円山川	石和川	投山川	岡	85	54	16
"	円-和田山- 89	円山川	石和川	メガ谷川	岡	30	2	16
"	円-和田山- 90	円山川	石和川	荒神谷川	岡	20	3	16
"	円-和田山- 91	円山川	石和川	岡ヶ谷川	岡	35	4	18
"	円-和田山- 92	円山川	石和川	法道川	法道寺	20	4	16
"	円-和田山- 93	円山川	円山川	宮内川	宮内	70	70	9
"	円-和田山- 94	円山川	畑川	コリ谷川	藤和	73	44	11
"	円-和田山- 95	円山川	畑川	野谷川	藤和	53	31	14
"	円-和田山- 96	円山川	畑川	藤和	藤和	55	20	16
"	円-和田山- 97	円山川	畑川	段川	藤和	75	19	17
"	円-和田山- 98	円山川	畑川	前谷川	藤和	55	23	19
"	円-和田山- 99	円山川	畑川	竹谷川	藤和	50	19	20
"	円-和田山- 1	円山川	円山川	城山ノ下川	竹田	32	4	15
"	円-和田山- 2	円山川	円山川	障子谷川	枚田	14	5	12
"	円-和田山- 3	円山川	東河川	多木川	久田和	137	107	11
"	円-和田山- 4	円山川	円山川	コヤガ谷川	東谷	13	3	13
"	円-和田山- 5	円山川	円山川	ヒヤケ下川 2	土田	15	4	22
"	円-和田山- 6	円山川	円山川	桐谷川	土田	7	3	30
"	円-和田山- 7	円山川	内海川	一ノ倉川	内海	24	7	18
"	円-和田山- 8	円山川	糸井川	市場上川	市場	25	14	17
"	円-和田山- 9	円山川	糸井川	大カマ谷上川	市場	14	16	16
"	円-和田山- 10	円山川	糸井川	鎌山川	高生田	41	17	20
"	円-和田山- 11	円山川	糸井川	片刈川	寺内	54	28	15
"	円-和田山- 12	円山川	糸井川	桐原川	室尾	10	2	14
"	円-和田山- 13	円山川	石和川	長尾川	長尾	33	8	9
"	円-和田山- 14	円山川	石和川	別所川	長尾	28	7	14
"	円-和田山- 15	円山川	石和川	石堂川	芳賀野	124	52	10
"	円-和田山- 16	円山川	石和川	東林川	法道寺	43	4	15
"	円-和田山- 17	円山川	畑川	柳谷川	藤和	12	4	19
"	円-和田山- 1	円山川	与布土川	向山川	玉置	68	24	16
"	円-和田山- 2	円山川	円山川	姥ヶ谷川	東谷	9	2	24
山東地域	円-山東- 1	円山川	円山川	佃川	迫間	120	24	26
"	円-山東- 2	円山川	与布土川	来日谷	与布土	31	14	26
"	円-山東- 3	円山川	与布土川	与布土大谷川	与布土	15	8	20
"	円-山東- 4	円山川	迫間川	村中川	迫間	150	46	16
"	円-山東- 5	円山川	迫間川	大林川	迫間	68	18	18
"	円-山東- 6	円山川	与布土川	寺奥川	諏訪	15	3	4
"	円-山東- 7	円山川	与布土川	小岳	小谷	21	8	5

市域別	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地	溪流概況		
						溪流長 (10m)	流域面積 (ha)	流下部平均勾配 (度)
山東地域	円-山東- 8	円山川	西谷川	西谷川	西谷	228	143	19
"	円-山東- 9	円山川	三保川	三保川	三保	130	72	21
"	円-山東- 10	円山川	三保川	大熊川	三保	105	60	13
"	円-山東- 11	円山川	柴川	大佐川	柴	50	23	13
"	円-山東- 12	円山川	柴川	流し浦	柴	75	41	14
"	円-山東- 13	円山川	柴川	本相谷川	柴	75	67	11
"	円-山東- 14	円山川	柴川	くず谷	上早田	43	4	16
"	円-山東- 15	円山川	柴川	黒坂	和賀	93	26	16
"	円-山東- 16	円山川	磯部川	宮の奥	田ノ口	12	5	14
"	円-山東- 17	円山川	磯部川	じょんが谷	田ノ口	12	2	14
"	円-山東- 18	円山川	磯部川	野間川	野間	73	20	20
"	円-山東- 19	円山川	磯部川	農地川	塩田	18	9	11
"	円-山東- 20	円山川	磯部川	塩田川	塩田	78	55	24
"	円-山東- 21	円山川	磯部川	直田川	大内	13	5	16
"	円-山東- 22	円山川	磯部川	高林川	大内	13	4	11
"	円-山東- 23	円山川	磯部川	大内川	大内	110	43	19
"	円-山東- 24	円山川	磯部川	新堂奥谷	新堂	11	4	10
"	円-山東- 25	円山川	磯部川	古茂池谷	新堂	12	7	14
"	円-山東- 26	円山川	与布土川	滝田川	大垣	80	24	22
"	円-山東- 27	円山川	与布土川	野竹川	滝田	68	27	16
"	円-山東- 1	円山川	与布土川	坂根谷川	坂根	125	119	22
"	円-山東- 2	円山川	与布土川	坂根川	坂根	108	81	22
"	円-山東- 3	円山川	与布土川	郡谷川	与布土	30	11	17
"	円-山東- 4	円山川	迫間川	柳谷	迫間	27	5	10
"	円-山東- 5	円山川	与布土川	宮ノ谷	喜多垣	31	27	9
"	円-山東- 6	円山川	与布土川	妙見谷	小谷	5	3	11
"	円-山東- 7	円山川	西谷川	岡	比叡	14	5	12
"	円-山東- 8	円山川	三保川	櫛名谷	三保	38	6	14
"	円-山東- 9	円山川	柴川	日向山	柴	14	3	20
"	円-山東- 10	円山川	柴川	上ゲ谷	柴	20	5	11
"	円-山東- 11	円山川	柴川	奥谷	早田	11	7	15
"	円-山東- 12	円山川	磯部川	見尾谷	新堂	23	16	9
"	円-山東- 13	円山川	磯部川	袋谷	下町	8	2	14
"	円-山東- 14	円山川	粟鹿川	大垣谷	下町	70	11	11
朝来地域	円-朝来- 1	円山川	円山川	クルマ谷	上岩津	53	16	16
"	円-朝来- 2	円山川	円山川	奥谷川	上岩津	7	2	23
"	円-朝来- 3	円山川	円山川	坂ノ谷川	上岩津	43	4	12
"	円-朝来- 4	円山川	円山川	野々谷川	元津	50	12	13
"	円-朝来- 5	円山川	円山川	北谷川	元津	43	14	14
"	円-朝来- 6	円山川	円山川	宮の谷川	元津	198	156	19
"	円-朝来- 7	円山川	円山川	栗尾川	元津	20	3	26
"	円-朝来- 8	円山川	田路川	絵本川	奥田路	217	243	8
"	円-朝来- 9	円山川	田路川	榭谷川	神子畑	110	106	9
"	円-朝来- 10	円山川	田路川	奥畑川	神子畑	226	438	10
"	円-朝来- 11	円山川	田路川	中漆山川	奥田路	17	10	22
"	円-朝来- 12	円山川	田路川	上助ヶ谷川	中田路	28	9	20
"	円-朝来- 13	円山川	田路川	鳥ノ奥川	中田路	28	9	30
"	円-朝来- 14	円山川	田路川	奥谷川	山口	300	258	8
"	円-朝来- 15	円山川	円山川	羽淵	羽淵	33	6	21
"	円-朝来- 16	円山川	田路川	上立野川	山口	45	4	27
"	円-朝来- 17	円山川	神子畑川	榭谷川	神子畑	287	169	14
"	円-朝来- 18	円山川	神子畑川	平野北山川	平野	34	5	21

市域別	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地	溪流概況		
						溪流長 (10m)	流域面積 (ha)	流下部平均勾配 (度)
朝来地域	円-朝来- 19	円山川	神子畑川	平野	平野	30	4	30
"	円-朝来- 20	円山川	佐中川	村坂川	佐中	20	12	24
"	円-朝来- 21	円山川	佐中川	王呂川	佐中	100	65	13
"	円-朝来- 22	円山川	神子畑川	南口山川	老波	93	47	8
"	円-朝来- 23	円山川	神子畑川	深サコ川	老波	29	9	17
"	円-朝来- 24	円山川	神子畑川	土肥上山川	土肥	28	5	21
"	円-朝来- 25	円山川	神子畑川	洞光寺川	土肥	30	6	16
"	円-朝来- 26	円山川	神子畑川	下滝ノ奥川	山本	45	5	13
"	円-朝来- 27	円山川	神子畑川	スゴノ谷川	山本	105	67	18
"	円-朝来- 28	円山川	八代川	今谷川	上八代	97	66	18
"	円-朝来- 29	円山川	八代川	口今谷川	上八代	24	3	7
"	円-朝来- 30	円山川	八代川	上八代川	上八代	51	8	20
"	円-朝来- 31	円山川	八代川	下夕山川	八代	50	6	21
"	円-朝来- 32	円山川	八代川	門山白川	八代	45	16	18
"	円-朝来- 33	円山川	円山川	小坂尾川	山口	83	17	24
"	円-朝来- 34	円山川	円山川	小坂尾川	山口	25	5	16
"	円-朝来- 35	円山川	円山川	城の本川	新井	20	4	26
"	円-朝来- 36	円山川	円山川	下谷川	新井	38	5	21
"	円-朝来- 37	円山川	円山川	下地川	立野	102	39	21
"	円-朝来- 38	円山川	円山川	岡谷川	立野	48	8	21
"	円-朝来- 39	円山川	円山川	下立野川	立野	98	22	23
"	円-朝来- 40	円山川	円山川	青坂川	新井	25	4	15
"	円-朝来- 41	円山川	多々良木川	奥多々良木川	多々良木	75	35	25
"	円-朝来- 42	円山川	多々良木川	朝谷川	多々良木	48	12	27
"	円-朝来- 43	円山川	多々良木川	和谷川	多々良木	73	61	9
"	円-朝来- 44	円山川	多々良木川	宮ノ谷川	多々良木	108	76	16
"	円-朝来- 45	円山川	多々良木川	上松尾谷川	多々良木	48	24	17
"	円-朝来- 46	円山川	多々良木川	タコタ川	多々良木	7	5	23
"	円-朝来- 47	円山川	多々良木川	下多々良木川	多々良木	58	8	27
"	円-朝来- 48	円山川	円山川	音谷川	立脇	65	16	15
"	円-朝来- 49	円山川	円山川	菅谷川	立脇	50	22	15
"	円-朝来- 50	円山川	円山川	釣坂川	桑市	89	60	13
"	円-朝来- 51	円山川	円山川	上地川	桑市	25	3	19
"	円-朝来- 52	円山川	円山川	中ツ尾川	桑市	74	37	14
"	円-朝来- 53	円山川	円山川	上溝谷川	桑市	42	10	13
"	円-朝来- 54	円山川	円山川	下溝谷川	桑市	15	5	18
"	円-朝来- 55	円山川	円山川	木之内川	物部	93	19	16
"	円-朝来- 56	円山川	円山川	宮前川	物部	133	142	17
"	円-朝来- 57	円山川	円山川	物部倉谷川	物部	70	5	18
"	円-朝来- 58	円山川	伊由谷川	大戸川	川上	98	20	21
"	円-朝来- 59	円山川	伊由谷川	船谷川	川上	53	10	19
"	円-朝来- 60	円山川	伊由谷川	田倉川	納座	100	58	10
"	円-朝来- 61	円山川	伊由谷川	黒田川	山内	25	3	25
"	円-朝来- 62	円山川	伊由谷川	北山川	山内	35	4	27
"	円-朝来- 63	円山川	伊由谷川	横地川	沢	45	5	28
"	円-朝来- 64	円山川	伊由谷川	坂地川	沢	23	3	21
"	円-朝来- 65	円山川	円山川	寺谷川	物部	50	13	22
"	円-朝来- 1	円山川	円山川	引谷川	上岩津	72	19	12
"	円-朝来- 2	円山川	円山川	中山ノ下川	上岩津	48	3	27
"	円-朝来- 3	円山川	円山川	護国川	山口	6	6	18
"	円-朝来- 4	円山川	円山川	山口上山川	山口	17	7	25
"	円-朝来- 5	円山川	田路川	上奥田路川	奥田路	19	11	20

市域別	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地	溪流概況		
						溪流長 (10m)	流域面積 (ha)	流下部平均勾配 (度)
朝来地域	円-朝来- 6	円山川	田路川	上漆山川	奥田路	12	11	23
"	円-朝来- 7	円山川	田路川	下漆山川	奥田路	11	5	20
"	円-朝来- 8	円山川	田路川	下奥田路川	奥田路	14	13	20
"	円-朝来- 9	円山川	田路川	上カイジリ川	奥田路	21	8	26
"	円-朝来- 10	円山川	田路川	下カイジリ川	中田路	31	11	21
"	円-朝来- 11	円山川	田路川	下助ヶ谷川	中田路	50	25	21
"	円-朝来- 12	円山川	田路川	登り上り川	中田路	46	13	22
"	円-朝来- 13	円山川	田路川	納座川	中田路	136	205	11
"	円-朝来- 14	円山川	田路川	鳥ノ奥川	中田路	90	24	27
"	円-朝来- 15	円山川	田路川	口田路川	中田路	53	23	27
"	円-朝来- 16	円山川	田路川	保尾野川	口田路	9	4	18
"	円-朝来- 17	円山川	神子畑川	神子畑向山川	神子畑	8	3	32
"	円-朝来- 18	円山川	神子畑川	谷ノ奥川	神子畑	96	73	14
"	円-朝来- 19	円山川	神子畑川	神谷川	神子畑	108	128	9
"	円-朝来- 20	円山川	神子畑川	高垣川	平野	31	37	21
"	円-朝来- 21	円山川	佐中川	佐中川	佐中	15	9	18
"	円-朝来- 22	円山川	佐中川	馬場山川	老波	36	23	8
"	円-朝来- 23	円山川	佐中川	松ノ向川	老波	29	5	15
"	円-朝来- 24	円山川	神子畑川	アイ谷川	土肥	23	3	16
"	円-朝来- 25	円山川	神子畑川	老中山川	老波	17	7	18
"	円-朝来- 26	円山川	神子畑川	山田奥川	土肥	100	40	13
"	円-朝来- 27	円山川	神子畑川	土肥向山川	土肥	14	3	16
"	円-朝来- 28	円山川	神子畑川	糸谷川	土肥	162	75	8
"	円-朝来- 29	円山川	神子畑川	大谷川	土肥	23	19	19
"	円-朝来- 30	円山川	神子畑川	今井谷川	八代	10	4	17
"	円-朝来- 31	円山川	八代川	越山川	八代	12	4	9
"	円-朝来- 32	円山川	八代川	矢ノ谷川	八代	19	6	7
"	円-朝来- 33	円山川	円山川	馬神谷川	立野	13	11	17
"	円-朝来- 34	円山川	円山川	山田川	新井	23	2	22
"	円-朝来- 35	円山川	多々良木川	見戈川	八代	55	13	18
"	円-朝来- 36	円山川	多々良木川	下松尾谷川	中村	48	24	22
"	円-朝来- 37	円山川	多々良木川	大戈川	多々良木	10	80	17
"	円-朝来- 38	円山川	多々良木川	上中村川	多々良木	39	8	19
"	円-朝来- 39	円山川	多々良木川	下中村川	多々良木	9	6	13
"	円-朝来- 40	円山川	多々良木川	上塚原川	多々良木	18	8	14
"	円-朝来- 41	円山川	多々良木川	下塚原川	牧野	25	8	25
"	円-朝来- 42	円山川	多々良木川	上牧野川	多々良木	12	3	15
"	円-朝来- 43	円山川	多々良木川	下牧野川	牧野	55	9	22
"	円-朝来- 44	円山川	円山川	宮ヶ谷川	物部	13	3	15
"	円-朝来- 45	円山川	伊由谷川	大尾川	川上	18	5	18
"	円-朝来- 46	円山川	伊由谷川	大路川	納屋	67	47	7
"	円-朝来- 47	円山川	伊由谷川	見田川	納座	15	2	11
"	円-朝来- 48	円山川	伊由谷川	赤田川	納屋	42	14	9
"	円-朝来- 49	円山川	伊由谷川	仲山川	納屋	19	9	15
"	円-朝来- 50	円山川	伊由谷川	山田垣川	山内	63	33	13
"	円-朝来- 51	円山川	円山川	青谷下毛山川	物部	131	43	17

2 - 5 地すべり危険箇所等一覧

地すべり危険箇所（国土交通省所管）

整理番号	箇所名	河川名			位置	面積 (ha)	防止区域の指定 地すべり
		水系名	幹川名	溪流名	大字		
621-1	奥銀谷	市川	市川	-	生野町奥銀谷	45.5	H14.1.25
622-1	白井	円山川	東河川	-	和田山町白井	38.7	
622-2	枚田	"	円山川	赤淵川	和田山町枚田	16.5	S57.3.27
623-1	柴	"	与布土川	柴川	山東町柴	31.9	
623-2	滝田	"	"	-	山東町滝田	37.4	
623-3	迫間	"	"	迫間川	山東町迫間	93.8	

地すべり危険地（農政環境部農林水産局治山課）

整理番号	箇所名	位置（大字）	面積（ha）	指定年月日
376	迫間	山東町迫間	28.2	

地すべり防止区域（農林水産省林野庁所管）

地区名	所在地（大字）	面積（ha）		指定年月日	告示番号
栃原	生野町栃原	21.34	20.99	H4.6.12	703
			0.35	H12.12.15	1622

地すべり危険地区（農政環境部農林水産局治山課）

地区番号	箇所名	位置		面積 (ha)	地すべり防止区域 指定年月日
		大字	字		
621-地- 1	栃原	生野町栃原	達磨峰	21.0	H4.6.12 H12.12.15
622-地- 1	白井	和田山町白井	宮ノ山	30.1	

2 - 6 急傾斜地崩壊危険箇所一覧（県土整備部所管）

急傾斜地崩壊危険箇所等数及び急傾斜地崩壊危険区域指定箇所数

（平成 21 年 3 月 31 日現在）

市域別	急傾斜地崩壊 危険箇所等箇所数	急傾斜地崩壊 危険区域指定箇所数	指定面積 (ha)
生野地域	70	6	46.35
和田山地域	130	5	11.61
山東地域	63	11	23.60
朝来地域	167	11	11.87
合計	430	33	93.43

急傾斜地崩壊危険箇所（：人家 5 戸以上か、5 戸未満であっても公共施設がある箇所）

斜面	箇所 番号	箇所名	位置（大字小字名）	地 形		
				傾斜度 (度)	長さ(m)	高さ(m)
自然	(生) 1	本村	生野町黒川本村	31	40	45
自然	(生) 2	簾野	生野町黒川簾野	46	80	50
自然	(生) 3	竹原野(1)	生野町竹原野	32	170	50
自然	(生) 4	竹原野(2)	生野町竹原野	33	200	25
自然	(生) 5	竹原野(3)	生野町竹原野緑ヶ丘	38	350	60
自然	(生) 6	小野	生野町小野	46	400	65
自然	(生) 7	奥銀谷	生野町奥銀谷	40	280	24
自然	(生) 8	生野新町(1)	生野町新町上山	47	360	80
自然	(生) 9	新町(2)	生野町新町	41	180	45
自然	(生) 10	猪野々(1)	生野町猪野々	38	65	60
自然	(生) 11	猪野々(2)	生野町猪野々	41	260	20
自然	(生) 12	白口(1)	生野町白口	50	220	52
自然	(生) 13	白口	生野町白口	45	110	50
自然	(生) 14	口銀谷(1)	生野町口銀谷絶峰	49	220	50
自然	(生) 15	口銀谷(2)	生野町口銀谷寺ノ上	38	200	80
自然	(生) 16	口銀谷(3)	生野町口銀谷	33	200	30
自然	(生) 17	口銀谷(4)	生野町口銀谷	47	60	50
自然	(生) 18	円山(1)	生野町円山カナキサコ	45	100	40
自然	(生) 19	円山(2)	生野町円山	37	150	35
自然	(生) 20	円山(3)	生野町円山小田和	40	210	20
自然	(生) 21	円山(4)	生野町円山	31	160	45
自然	(生) 22	真弓	生野町真弓	45	270	39
自然	(生) 23	川尻(1)	生野町川尻	31	95	39
自然	(生) 24	川尻(2)	生野町川尻	37	100	43
自然	(生) 25	栃原(1)	生野町栃原	34	130	15
自然	(生) 26	栃原(2)	生野町栃原	43	230	60

斜面	箇所番号	箇所名	位置(大字小字名)	地形		
				傾斜度(度)	長さ(m)	高さ(m)
自然	(生)27	栃原(3)	生野町栃原	34	205	18
自然	(生)28	栃原(4)	生野町栃原	44	575	80
自然	(生)29	栃原(5)	生野町栃原	45	140	60
人工	(生)1	円山	生野町円山タワ	34	400	50
自然	(和)1	朝日	和田山町朝日	40	90	20
自然	(和)2	竹ノ内	和田山町竹ノ内	40	420	50
自然	(和)3	和田(1)	和田山町和田	35	200	70
自然	(和)4	和田(2)	和田山町和田	30	150	40
自然	(和)5	和田(3)	和田山町和田	30	320	80
自然	(和)6	和田(4)	和田山町和田	40	190	70
自然	(和)7	市場(1)	和田山町市場	30	115	70
自然	(和)8	内海(1)	和田山町内海	35	60	40
自然	(和)9	内海(2)	和田山町内海	40	290	80
自然	(和)10	高生田(1)	和田山町高生田	40	160	50
自然	(和)11	市場(2)	和田山町市場	40	60	25
自然	(和)12	高生田(2)	和田山町高生田	35	370	90
自然	(和)13	寺内(1)	和田山町寺内	30	110	25
自然	(和)14	寺内(2)	和田山町寺内	30	100	25
自然	(和)15	万葉台	和田山町万葉台	50	230	65
自然	(和)16	内海(6)	和田山町内海	30	130	18
自然	(和)17	秋葉台(1)	和田山町秋葉台	30	220	30
自然	(和)18	秋葉台(2)	和田山町秋葉台	40	300	35
自然	(和)19	秋葉台(3)	和田山町秋葉台	40	200	35
自然	(和)20	室尾	和田山町室尾	40	170	45
自然	(和)21	岡田	和田山町岡田	50	175	35
自然	(和)22	中	和田山町中	30	200	30
自然	(和)23	宮	和田山町宮	35	110	25
自然	(和)24	白井	和田山町白井	35	155	35
自然	(和)25	土田(1)	和田山町土田	40	135	130
自然	(和)26	寺谷	和田山町寺谷	40	105	35
自然	(和)27	柳原	和田山町柳原	30	260	35
自然	(和)28	岡	和田山町岡	40	75	15
自然	(和)29	和田山(1)	和田山町和田山	41	40	35
自然	(和)30	和田山(2)	和田山町和田山	40	520	50
自然	(和)31	和田山(3)	和田山町和田山	35	300	35
自然	(和)32	玉置	和田山町玉置	35	320	90
自然	(和)33	枚田岡	和田山町枚田岡	30	80	60
自然	(和)34	比治	和田山町比治	35	380	60

斜面	箇所番号	箇所名	位置(大字小字名)	地形		
				傾斜度(度)	長さ(m)	高さ(m)
自然	(和)35	枚田(1)	和田山町枚田	44	160	40
自然	(和)36	枚田(2)	和田山町枚田	47	220	30
自然	(和)37	枚田(3)	和田山町枚田	45	50	35
自然	(和)38	枚田(4)	和田山町枚田	35	60	16
自然	(和)39	枚田(5)	和田山町枚田	40	90	25
自然	(和)40	加都(1)	和田山町加都	30	190	25
自然	(和)41	加都(2)	和田山町加都	40	195	30
自然	(和)42	栄町	和田山町栄町	35	70	30
自然	(和)43	竹田	和田山町竹田	35	420	100
自然	(和)44	殿	和田山町殿	35	45	20
自然	(和)45	三波	和田山町三波	30	140	60
自然	(和)46	藤和(1)	和田山町藤和	40	135	40
自然	(和)47	藤和(2)	和田山町藤和	35	90	50
人工	(和)1	秋葉台(1)	和田山町秋葉台	40	315	20
人工	(和)2	秋葉台(2)	和田山町秋葉台	40	115	20
自然	(山)1	石風呂	山東町野間石風呂	38	270	30
自然	(山)2	塩田(1)	山東町塩田	32	160	22
自然	(山)3	塩田(2)	山東町塩田	36	185	15
自然	(山)4	大内中	山東町大内大内中	32	230	16
自然	(山)5	西	山東町大内西	32	220	25
自然	(山)6	新堂	山東町新堂	38	180	33
自然	(山)7	上ゲ	山東町矢名瀬町上ゲ	40	190	28
自然	(山)8	滝田(2)	山東町滝田中地	34	70	20
自然	(山)9	滝田	山東町滝田妹垣	48	230	30
自然	(山)10	滝田(3)	山東町滝田妹垣	38	75	35
自然	(山)11	小谷	山東町小谷	32	110	20
自然	(山)12	小谷	山東町小谷天満	45	210	18
自然	(山)13	楽音寺	山東町楽音寺村田	37	190	27
自然	(山)14	川原町	山東町末歳川原町	39	530	50
自然	(山)15	和賀末才	山東町和賀下地	42	250	120
自然	(山)16	和賀	山東町和賀	33	210	15
自然	(山)17	早田	山東町早田奥谷	43	190	30
自然	(山)18	早田(2)	山東町早田奥谷	39	160	28
自然	(山)19	上早田	山東町上早田	37	150	11
自然	(山)20	大田	山東町一品大田	35	250	40
自然	(山)21	柴	山東町柴	42	80	30
自然	(山)22	遠坂峠	山東町柴	40	90	40
自然	(山)23	西谷	山東町粟鹿西谷	40	240	30

斜面	箇所番号	箇所名	位置(大字小字名)	地形		
				傾斜度(度)	長さ(m)	高さ(m)
自然	(山)24	山ノ垣	山東町三保山ノ垣	32	125	26
自然	(山)25	山才	山東町溝黒上山才	41	540	36
自然	(山)26	喜多垣	山東町喜多垣	45	250	25
自然	(山)27	与布土	山東町与布土	38	110	45
自然	(山)28	宝珠峠	山東町大月	35	60	18
自然	(朝)1	大尾口	川上大尾口	45	250	57
自然	(朝)2	納座(1)	納座	46	190	80
自然	(朝)3	納座(2)	納座	39	240	50
自然	(朝)4	黒田	山内黒田	33	130	62
自然	(朝)5	澤	澤	45	110	75
自然	(朝)6	坂地	澤坂地	44	130	80
自然	(朝)7	下地	澤下地	41	270	54
自然	(朝)8	徳寿庵(1)	物部徳寿庵	33	300	25
自然	(朝)9	徳寿庵(2)	物部徳寿庵	45	90	25
自然	(朝)10	岡本	物部岡本	40	130	70
自然	(朝)11	溝谷(1)	桑市溝谷	36	55	20
自然	(朝)12	溝谷(2)	桑市溝谷	36	40	15
自然	(朝)13	福本	桑市福本	43	450	55
自然	(朝)14	上地(1)	立脇上地	38	80	20
自然	(朝)15	上地(2)	立脇上地	38	110	35
自然	(朝)16	上地(3)	立脇上地	45	230	55
自然	(朝)17	虹の街	立脇虹の街	39	230	35
自然	(朝)18	コモ井	立脇コモ井	43	90	60
自然	(朝)19	中村	多々良木中村	40	360	60
自然	(朝)20	大丈	多々良木大丈	43	45	15
自然	(朝)21	山田(1)	新井山田	44	490	50
自然	(朝)22	山田(2)	新井山田	39	200	80
自然	(朝)23	大門	新井大門	50	455	50
自然	(朝)24	立野	立野下地	30	260	45
自然	(朝)25	馬神谷	立野馬神谷	32	190	50
自然	(朝)26	中町	山口中町	36	240	35
自然	(朝)27	上山口	山口上山口	49	170	100
自然	(朝)28	宮前	岩津宮前	38	300	55
自然	(朝)29	元津(1)	岩津元津	39	140	65
自然	(朝)30	北谷口	岩津北谷口	39	210	90
自然	(朝)31	元津(2)	岩津元津	38	180	60
自然	(朝)32	岩津	岩津中山下	43	110	55
自然	(朝)33	谷口	岩津谷口	36	895	50

斜面	箇所番号	箇所名	位置(大字小字名)	地 形		
				傾斜度(度)	長さ(m)	高さ(m)
自然	(朝) 34	城ノ本(1)	新井城ノ本	30	280	30
自然	(朝) 35	城ノ本(2)	新井城ノ本	44	285	80
自然	(朝) 36	崎山	新井崎山	42	200	80
自然	(朝) 37	羽淵	羽淵	46	230	30
自然	(朝) 38	以後	羽淵以後	40	240	110
自然	(朝) 39	尾坂	田路尾坂	42	65	70
自然	(朝) 40	口田路	田路口田路	41	180	75
自然	(朝) 41	中田路	田路中田路	43	95	25
自然	(朝) 42	奥田路	田路奥田路	38	90	75
自然	(朝) 43	中山	八代中山	45	410	50
自然	(朝) 44	長谷波	八代長谷波	45	490	75
自然	(朝) 45	上八代	上八代下地	40	440	65
自然	(朝) 46	中山下(1)	佐囊中山下	31	255	55
自然	(朝) 47	中山下(2)	佐囊中山下	45	360	50
自然	(朝) 48	出合	佐囊出合	39	180	75
自然	(朝) 49	平野(1)	佐囊平野	39	125	100
自然	(朝) 50	清水	佐囊清水	42	180	90
自然	(朝) 51	平野(2)	佐囊平野	48	100	15
自然	(朝) 52	中地	佐囊中地	50	190	20
自然	(朝) 53	高栃	佐囊高栃	36	190	60
自然	(朝) 54	水田	佐囊水田	40	160	55
自然	(朝) 55	中村	佐囊中村	41	250	55
自然	(朝) 56	田中	佐囊田中	38	250	100

急傾斜地崩壊危険箇所(: 人家1~4戸の箇所)

斜面	箇所番号	箇所名	位置(大字小字名)	地 形		
				傾斜度(度)	長さ(m)	高さ(m)
自然	(生) 1	円山(1)	生野町円山	46	35	40
自然	(生) 2	円山(2)	生野町円山	43	50	35
自然	(生) 3	小田和(1)	生野町小田和	40	110	40
自然	(生) 4	小田和(2)	生野町小田和	35	50	25
自然	(生) 5	小田和(3)	生野町小田和	33	75	11
自然	(生) 6	小田和(4)	生野町小田和	39	70	30
自然	(生) 7	小田和(5)	生野町小田和	40	50	35
自然	(生) 8	簾野(1)	生野町簾野	46	30	20
自然	(生) 9	簾野(2)	生野町簾野	33	30	20
自然	(生) 10	簾野(3)	生野町簾野	36	30	30

斜面	箇所 番号	箇所名	位置(大字小字名)	地 形		
				傾斜度(度)	長さ(m)	高さ(m)
自然	(生) 11	簾野(4)	生野町簾野	33	30	30
自然	(生) 12	黒川	生野町黒川	42	35	30
自然	(生) 13	大外(1)	生野町大外	43	30	25
自然	(生) 14	大外(2)	生野町大外	37	90	25
自然	(生) 15	高路(1)	生野町高路	39	30	15
自然	(生) 16	高路(2)	生野町高路	40	35	20
自然	(生) 17	高路(3)	生野町高路	42	35	40
自然	(生) 18	梅ヶ畑	生野町梅ヶ畑	39	70	18
自然	(生) 19	長野(1)	生野町長野	41	30	40
自然	(生) 20	長野(2)	生野町長野	38	30	15
自然	(生) 21	栃原(1)	生野町栃原	42	50	70
自然	(生) 22	栃原(2)	生野町栃原	38	90	40
自然	(生) 23	栃原(3)	生野町栃原	31	25	10
自然	(生) 24	栃原(4)	生野町栃原	43	25	20
自然	(生) 25	栃原(5)	生野町栃原	38	55	70
自然	(生) 26	栃原(6)	生野町栃原	40	85	12
自然	(生) 27	栃原(7)	生野町栃原	40	200	40
自然	(生) 28	栃原(8)	生野町栃原	30	25	15
自然	(生) 29	栃原(9)	生野町栃原	38	30	20
自然	(生) 30	栃原(10)	生野町栃原	46	35	50
自然	(生) 31	口銀谷(1)	生野町口銀谷	42	60	20
自然	(生) 32	口銀谷(2)	生野町口銀谷	39	95	17
自然	(生) 33	口銀谷(3)	生野町口銀谷	42	70	45
自然	(生) 34	真弓(1)	生野町真弓	40	70	65
自然	(生) 35	真弓(2)	生野町真弓	45	100	55
自然	(生) 36	真弓(3)	生野町真弓	40	40	30
自然	(生) 37	猪野々	生野町猪野々	38	60	35
自然	(生) 38	白口(1)	生野町白口	36	35	20
自然	(生) 39	白口(2)	生野町白口	44	35	30
自然	(生) 40	白口(3)	生野町白口	47	30	30
自然	(和) 1	朝日(1)	和田山町朝日	45	65	30
自然	(和) 2	朝日(2)	和田山町朝日	50	20	10
自然	(和) 3	朝日(3)	和田山町朝日	45	20	24
自然	(和) 4	朝日(4)	和田山町朝日	52	35	26
自然	(和) 5	竹ノ内(1)	和田山町竹ノ内	45	70	48
自然	(和) 6	竹ノ内(2)	和田山町竹ノ内	50	130	70
自然	(和) 7	竹ノ内(3)	和田山町竹ノ内	50	85	50
自然	(和) 8	竹ノ内(4)	和田山町竹ノ内	55	35	36
自然	(和) 9	竹ノ内(5)	和田山町竹ノ内	43	75	62

斜面	箇所番号	箇所名	位置(大字小字名)	地形		
				傾斜度(度)	長さ(m)	高さ(m)
自然	(和) 10	和田	和田山町和田	42	40	72
自然	(和) 11	内海(1)	和田山町内海	55	35	45
自然	(和) 12	内海(2)	和田山町内海	60	50	30
自然	(和) 13	内海(3)	和田山町内海	50	35	40
自然	(和) 14	内海(4)	和田山町内海	40	75	48
自然	(和) 15	内海(5)	和田山町内海	50	67	34
自然	(和) 16	内海(6)	和田山町内海	55	40	20
自然	(和) 17	内海(7)	和田山町内海	40	45	42
自然	(和) 18	市場	和田山町市場	40	45	64
自然	(和) 19	宮内(1)	和田山町宮内	30	40	40
自然	(和) 20	宮内(2)	和田山町宮内	30	30	10
自然	(和) 21	法道寺(1)	和田山町法道寺	40	50	22
自然	(和) 22	法道寺(2)	和田山町法道寺	40	80	22
自然	(和) 23	宮田(1)	和田山町宮田	40	90	26
自然	(和) 24	宮田(2)	和田山町宮田	45	20	16
自然	(和) 25	秋葉台(1)	和田山町秋葉台	60	55	16
自然	(和) 26	秋葉台(2)	和田山町秋葉台	40	35	25
自然	(和) 27	秋葉台(3)	和田山町秋葉台	40	30	15
自然	(和) 28	室尾(1)	和田山町室尾	38	40	44
自然	(和) 29	室尾(2)	和田山町室尾	35	90	40
自然	(和) 30	室尾(3)	和田山町室尾	40	55	30
自然	(和) 31	岡田(1)	和田山町岡田	60	165	20
自然	(和) 32	岡田(2)	和田山町岡田	40	35	20
自然	(和) 33	岡田(3)	和田山町岡田	40	135	36
自然	(和) 34	野村	和田山町野村	35	33	40
自然	(和) 35	中	和田山町中	40	33	24
自然	(和) 36	東和田	和田山町東和田	37	67	30
自然	(和) 37	宮(1)	和田山町宮	40	30	20
自然	(和) 38	宮(2)	和田山町宮	35	35	20
自然	(和) 39	白井	和田山町白井	35	30	25
自然	(和) 40	久和田(1)	和田山町久和田	45	65	30
自然	(和) 41	久和田(2)	和田山町久和田	45	30	35
自然	(和) 42	別所	和田山町岡別所	40	85	25
自然	(和) 43	岡	和田山町岡	40	70	18
自然	(和) 44	土田(1)	和田山町土田	50	40	20
自然	(和) 45	土田(2)	和田山町土田	40	70	35
自然	(和) 46	寺谷(1)	和田山町寺谷	40	115	40
自然	(和) 47	寺谷(2)	和田山町寺谷	40	30	20
自然	(和) 48	東谷(1)	和田山町東谷	40	75	20

斜面	箇所 番号	箇所名	位置(大字小字名)	地 形		
				傾斜度(度)	長さ(m)	高さ(m)
自然	(和) 49	東谷(2)	和田山町東谷	55	25	16
自然	(和) 50	東谷(3)	和田山町東谷	50	45	10
自然	(和) 51	藤和(1)	和田山町藤和	31	40	12
自然	(和) 52	藤和(2)	和田山町藤和	40	40	13
自然	(和) 53	藤和(3)	和田山町藤和	45	70	30
自然	(和) 54	藤和(4)	和田山町藤和	39	90	35
自然	(和) 55	藤和(5)	和田山町藤和	42	30	30
自然	(和) 56	藤和(6)	和田山町藤和	42	30	35
自然	(和) 57	藤和(7)	和田山町藤和	43	30	25
自然	(和) 58	藤和(8)	和田山町藤和	45	30	40
自然	(和) 59	藤和(9)	和田山町藤和	33	35	40
自然	(和) 60	藤和(10)	和田山町藤和	40	120	30
自然	(和) 61	藤和(11)	和田山町藤和	38	90	30
自然	(和) 62	藤和(12)	和田山町藤和	37	35	15
自然	(和) 63	藤和(13)	和田山町藤和	40	40	20
自然	(和) 64	藤和(14)	和田山町藤和	43	40	30
自然	(和) 65	三波(1)	和田山町三波	43	40	20
自然	(和) 66	三波(2)	和田山町三波	39	20	12
自然	(和) 67	殿(1)	和田山町殿	42	25	15
自然	(和) 68	殿(2)	和田山町殿	40	30	10
自然	(和) 69	殿町	和田山町竹田殿町	37	50	10
自然	(和) 70	久留引(1)	和田山町久留引	40	60	16
自然	(和) 71	久留引(2)	和田山町久留引	50	105	13
自然	(和) 72	筒江	和田山町筒江	37	35	17
自然	(和) 73	枚田(1)	和田山町枚田	40	50	10
自然	(和) 74	枚田(2)	和田山町枚田	51	55	45
自然	(和) 75	枚田(3)	和田山町枚田	45	70	50
自然	(和) 76	比治	和田山町比治	33	45	23
自然	(和) 77	法興寺	和田山町法興寺	38	50	40
自然	(和) 78	桑原(1)	和田山町桑原	40	55	35
自然	(和) 79	桑原(2)	和田山町桑原	50	35	6
自然	(和) 80	桑原(3)	和田山町桑原	37	80	20
自然	(和) 81	桑原(4)	和田山町桑原	30	30	15
自然	(山) 1	小谷	山東町小谷	35	40	25
自然	(山) 2	諏訪	山東町大月諏訪	44	40	25
自然	(山) 3	越田	山東町越田	45	70	15
自然	(山) 4	森	山東町森	38	80	35
自然	(山) 5	与布土(1)	山東町与布土	37	65	45
自然	(山) 6	与布土(2)	山東町与布土	36	100	50

斜面	箇所番号	箇所名	位置(大字小字名)	地形		
				傾斜度(度)	長さ(m)	高さ(m)
自然	(山) 7	与布土(3)	山東町与布土	43	140	120
自然	(山) 8	三保	山東町三保	33	75	30
自然	(山) 9	大垣(1)	山東町大垣	32	40	35
自然	(山) 10	大垣(2)	山東町大垣	40	190	40
自然	(山) 11	大垣(3)	山東町大垣	35	30	25
自然	(山) 12	大垣(4)	山東町大垣	34	20	15
自然	(山) 13	上ゲ	山東町矢名瀬町上ゲ	44	55	55
自然	(山) 14	新堂(1)	山東町新堂	43	30	45
自然	(山) 15	新堂(2)	山東町新堂	42	35	40
自然	(山) 16	新堂(3)	山東町新堂	36	70	20
自然	(山) 17	大内	山東町大内	36	35	30
自然	(山) 18	野間(1)	山東町野間	38	30	15
自然	(山) 19	野間(2)	山東町野間	37	30	25
自然	(山) 20	野間(3)	山東町野間	38	25	16
自然	(山) 21	野間(4)	山東町野間	38	35	25
自然	(山) 22	田ノ口(1)	山東町田ノ口	41	80	26
自然	(山) 23	田ノ口(2)	山東町田ノ口	40	20	6
自然	(山) 24	田ノ口(3)	山東町田ノ口	36	20	10
自然	(山) 25	金浦(1)	山東町金浦	31	30	10
自然	(山) 26	金浦(2)	山東町金浦	36	25	10
自然	(山) 27	金浦(3)	山東町金浦	60	15	6
自然	(山) 28	金浦(4)	山東町金浦	38	30	25
自然	(山) 29	早田	山東町早田	38	60	25
自然	(山) 30	上早田	山東町早田上早田	34	70	14
自然	(山) 31	西谷	山東町粟鹿西谷	32	50	30
自然	(山) 32	比叡(1)	山東町粟鹿比叡	33	30	16
自然	(山) 33	比叡(2)	山東町粟鹿比叡	34	75	14
自然	(山) 34	柴(1)	山東町柴	40	40	50
自然	(山) 35	柴(2)	山東町柴	40	60	35
自然	(朝) 1	佐中(1)	佐囊佐中	40	100	75
自然	(朝) 2	佐中(2)	佐囊佐中	38	70	75
自然	(朝) 3	佐中(3)	佐囊佐中	40	145	100
自然	(朝) 4	佐中(4)	佐囊佐中	50	60	30
自然	(朝) 5	佐中(5)	佐囊佐中	43	30	35
自然	(朝) 6	佐中(6)	佐囊佐中	30	30	85
自然	(朝) 7	平野(1)	佐囊平野	38	40	190
自然	(朝) 8	平野(2)	佐囊平野	36	85	40
自然	(朝) 9	平野(3)	佐囊平野	46	150	55
自然	(朝) 10	平野(4)	佐囊平野	46	25	25

斜面	箇所番号	箇所名	位置(大字小字名)	地形		
				傾斜度(度)	長さ(m)	高さ(m)
自然	(朝) 11	平野(5)	佐囊平野	38	60	40
自然	(朝) 12	鉾山(1)	鉾山	37	100	15
自然	(朝) 13	鉾山(2)	鉾山	45	80	50
自然	(朝) 14	鉾山(3)	鉾山	50	70	40
自然	(朝) 15	神子畑(1)	神子畑	32	30	25
自然	(朝) 16	神子畑(2)	神子畑	40	50	160
自然	(朝) 17	神子畑(3)	神子畑	42	60	40
自然	(朝) 18	平野(5)	佐囊平野	43	30	40
自然	(朝) 19	平野(7)	佐囊平野	45	35	45
自然	(朝) 20	老波(1)	佐囊老波	46	70	40
自然	(朝) 21	老波(2)	佐囊老波	50	80	90
自然	(朝) 22	老波(3)	佐囊老波	45	70	45
自然	(朝) 23	土肥(1)	佐囊土肥	32	70	15
自然	(朝) 24	土肥(2)	佐囊土肥	46	100	40
自然	(朝) 25	土肥(3)	佐囊土肥	40	160	20
自然	(朝) 26	土肥(5)	佐囊土肥	40	35	35
自然	(朝) 27	土肥(6)	佐囊土肥	41	50	60
自然	(朝) 28	土肥(4)	佐囊土肥	39	95	14
自然	(朝) 29	山本(1)	佐囊山本	42	150	30
自然	(朝) 30	山本(2)	佐囊山本	43	35	50
自然	(朝) 31	山本(3)	佐囊山本	32	30	30
自然	(朝) 32	山本(4)	佐囊山本	43	50	45
自然	(朝) 33	山本(5)	佐囊山本	37	40	30
自然	(朝) 34	山本(6)	佐囊山本	35	70	20
自然	(朝) 35	八代(1)	八代	47	50	50
自然	(朝) 36	八代(2)	八代	38	60	30
自然	(朝) 37	奥田路(1)	奥田路	37	35	40
自然	(朝) 38	奥田路(2)	奥田路	40	45	35
自然	(朝) 39	奥田路(3)	奥田路	45	60	60
自然	(朝) 40	奥田路(4)	奥田路	40	40	30
自然	(朝) 41	奥田路(5)	奥田路	38	30	30
自然	(朝) 42	奥田路(6)	奥田路	44	60	90
自然	(朝) 43	奥田路(7)	奥田路	42	35	40
自然	(朝) 44	奥田路(8)	奥田路	39	130	35
自然	(朝) 45	奥田路(9)	奥田路	40	50	70
自然	(朝) 46	中田路(1)	田路中田路	43	50	80
自然	(朝) 47	中田路(2)	田路中田路	38	30	35
自然	(朝) 48	中田路(3)	田路中田路	43	50	45
自然	(朝) 49	中田路(4)	田路中田路	45	70	40

斜面	箇所番号	箇所名	位置(大字小字名)	地形		
				傾斜度(度)	長さ(m)	高さ(m)
自然	(朝) 50	中田路(5)	田路中田路	35	20	13
自然	(朝) 51	中田路(6)	田路中田路	47	40	60
自然	(朝) 52	中田路(7)	田路中田路	37	30	20
自然	(朝) 53	中田路(8)	田路中田路	40	50	60
自然	(朝) 54	中田路(9)	田路中田路	37	30	25
自然	(朝) 55	口田路(2)	田路口田路	36	80	25
自然	(朝) 56	口田路(4)	田路口田路	36	120	100
自然	(朝) 57	口田路(3)	田路口田路	40	40	35
自然	(朝) 58	口田路(5)	田路口田路	36	40	45
自然	(朝) 59	口田路(6)	田路口田路	45	40	75
自然	(朝) 60	口田路(7)	田路口田路	43	40	50
自然	(朝) 61	口田路(8)	田路口田路	44	40	45
自然	(朝) 62	口田路(9)	田路口田路	38	30	35
自然	(朝) 63	田路	田路	44	40	60
自然	(朝) 64	羽淵(1)	羽淵	36	50	100
自然	(朝) 65	羽淵(2)	羽淵	42	75	50
自然	(朝) 66	羽淵(3)	羽淵	37	35	25
自然	(朝) 67	羽淵(4)	羽淵	37	30	30
自然	(朝) 68	上八代(1)	八代上八代	36	50	35
自然	(朝) 69	上八代(2)	八代上八代	37	55	35
自然	(朝) 70	上八代(3)	八代上八代	37	40	40
自然	(朝) 71	上八代(4)	八代上八代	44	90	20
自然	(朝) 72	上八代(5)	八代上八代	45	30	15
自然	(朝) 73	上八代(6)	八代上八代	38	50	65
自然	(朝) 74	物部(1)	物部	40	45	25
自然	(朝) 75	物部(2)	物部	32	120	60
自然	(朝) 76	物部(3)	物部	32	30	15
自然	(朝) 77	石田(1)	石田	40	40	25
自然	(朝) 78	石田(2)	石田	42	70	40
自然	(朝) 79	石田(3)	石田	40	60	40
自然	(朝) 80	伊由市場	伊由市場	42	105	25
自然	(朝) 81	納座(1)	納座	45	45	25
自然	(朝) 82	納座(2)	納座	40	60	20
自然	(朝) 83	納座(3)	納座	44	40	50
自然	(朝) 84	口田路(1)	田路口田路	37	55	60
自然	(朝) 85	納座(4)	納座	47	35	35
自然	(朝) 86	川上(1)	川上	32	40	20
自然	(朝) 87	中田路(10)	田路中田路	40	30	70
自然	(朝) 88	川上(2)	川上	38	50	30

斜面	箇所 番号	箇所名	位置(大字小字名)	地 形		
				傾斜度(度)	長さ(m)	高さ(m)
自然	(朝) 89	桑市	桑市	38	70	60
自然	(朝) 90	立脇(1)	立脇	40	90	75
自然	(朝) 91	立脇(2)	立脇	36	55	25
自然	(朝) 92	立脇(3)	立脇	45	45	75
自然	(朝) 93	立脇(4)	立脇	42	60	75
自然	(朝) 94	牧野(1)	多々良木牧野	40	100	70
自然	(朝) 95	牧野(2)	多々良木牧野	46	115	40
自然	(朝) 96	牧野(3)	多々良木牧野	42	40	60
自然	(朝) 97	牧野(4)	多々良木牧野	35	125	60
自然	(朝) 98	中村(1)	多々良木中村	43	30	40
自然	(朝) 99	中村(2)	多々良木中村	38	50	30
自然	(朝) 100	中村(3)	多々良木中村	38	25	30
自然	(朝) 101	中村(4)	多々良木中村	42	140	45
自然	(朝) 102	中村(5)	多々良木中村	35	100	70
自然	(朝) 103	中村(6)	多々良木中村	38	50	65
自然	(朝) 104	段(1)	多々良木段	44	85	60
自然	(朝) 105	段(2)	多々良木段	47	35	30
自然	(朝) 106	新井	新井	45	105	40
自然	(朝) 107	上岩津(1)	岩津上岩津	32	30	6
自然	(朝) 108	上岩津(2)	岩津上岩津	38	50	90
自然	(朝) 109	岩津(1)	奥藤岩津	40	55	50
自然	(朝) 110	岩津(2)	奥藤岩津	42	60	45
人工	(朝) 111	平野	佐囊平野	65	50	8

急傾斜地崩壊危険区域

(平成21年3月31日現在)

区域名	所在地(大字名)	面積(ha)	指定年月日	告示番号
生野新町	生野町新町	0.84	平10年3月17日	県告第374号
生野新町(2)	生野町新町	37.24	平14年6月28日	県告第890号
生野新町(3)	生野町新町、生野町奥銀谷	3.75	平15年8月5日	県告第952号
円山	生野町円山	0.51	平14年10月15日	県告第1261号
小野	生野町小野	2.42	平15年2月7日	県告第161号
口銀谷	生野町口銀谷	1.59	平成20年3月7日	県告第212号
土田	和田山町土田	3.27	昭47年7月21日	県告第1059号
朝日	和田山町朝日	3.06	平2年3月30日	県告第582号
柳原	和田山町柳原	1.14	平6年2月22日	県告第261号
高生田	和田山町高生田	1.96	平16年2月17日	県告第183号
枚田(2)	和田山町枚田	2.18	平成17年10月4日	県告第1072号
山才	山東町溝黒、山東町柵木、山東町森	7.00	(昭49年2月12日) 昭56年3月31日	(県告第266号) 県告第947号
滝田	山東町滝田	0.50	平4年3月24日	県告第485号
滝田(2)	山東町滝田	0.18	平11年8月20日	県告第1217号
早田	山東町早田、山東町和賀	1.30	昭55年3月28日	県告第733号
川原町	山東町矢名瀬町、山東町末歳	3.00	昭60年3月22日	県告第464号
新堂	山東町新堂	1.22	(昭61年2月12日) 平2年2月13日	(県告第213号) 県告第237号
楽音寺	山東町楽音寺	1.08	平6年1月4日	県告第8号
和賀末歳	山東町末歳	1.41	平9年2月7日	県告第194号
山ノ垣	山東町三保	3.26	平14年11月19日	県告第1409号
石風呂	山東町野間	3.09	平成19年2月27日	県告第206号
大内	山東町大内	1.56	平成21年2月24日	県告第210号
坂地	沢	0.77	昭49年2月12日	県告第266号
下地	沢	1.52	昭56年3月31日	県告第946号
大門	新井	1.34	(昭49年2月12日) 平13年3月21日	(県告第266号) 県告第425号
城の本	新井	1.44	平成19年8月10日	県告第848号
黒田	山内	1.87	(昭59年2月24日) 平3年2月26日	(県告第375号) 県告第302号
下清水	佐囊	0.48	平9年2月7日	県告第194号
中山ノ下(1)	岩津	0.63	平11年8月20日	県告第1217号
中山ノ下(2)	岩津	0.88	平11年8月20日	県告第1217号
中山ノ下(3)	岩津	1.11	平13年1月30日	県告第144号
中山ノ下(4)	岩津	1.00	平14年4月9日	県告第577号

区域名	所在地（大字名）	面積(ha)	指定年月日	告示番号
上山口	山口	0.83	平成 18 年 5 月 26 日	県告第 605 号
合 計	3 3 箇所	93.43		

2 - 7 山腹崩壊危険地区一覧（農政環境部農林水産局治山課）

市域別	地区番号	地区名	位置（大字小字名）	面積 (ha)
生野地域	225 - 山 - 1	栃原 1	生野町栃原達磨峰	11.0
"	225 - 山 - 2	栃原 2	生野町栃原カマガ谷	2.0
"	225 - 山 - 3	口銀谷 1	生野町口銀谷小城山	2.0
"	225 - 山 - 4	円山	生野町円山下シカ	1.0
"	225 - 山 - 5	口銀谷 2	生野町口銀谷荒神山	1.0
"	225 - 山 - 6	口銀谷 3	生野町口銀谷古城山	16.0
"	225 - 山 - 7	新町	生野町新町新町	2.0
"	225 - 山 - 8	黒川 1	生野町黒川長野道	2.0
"	225 - 山 - 9	黒川 2	生野町黒川カラト淵	1.0
"	225 - 山 - 10	竹原野 1	生野町竹原野段兵衛	6.0
"	225 - 山 - 11	竹原野 2	生野町竹原野保居ケ谷	15.0
"	225 - 山 - 12	小野	生野町小野八長	4.0
"	225 - 山 - 13	白口	生野町白口蛭谷	7.0
"	225 - 山 - 14	真弓 1	生野町真弓上片瀬	5.0
"	225 - 山 - 15	真弓 2	生野町真弓桂谷	4.0
"	225 - 山 - 16	真弓 3	生野町真弓南上山	6.0
"	225 - 山 - 17	栃原	生野町栃原水ギ	1.0
"	225 - 山 - 92	栃原 1	生野町栃原寺ノ谷	2.0
"	225 - 山 - 93	栃原 2	生野町栃原寺ノ谷	2.0
"	225 - 山 - 95	栃原 3	生野町栃原桑の山	5.0
"	225 - 山 - 100	栃原	生野町栃原寺ノ谷	2.0
"	225 - 山 - 106	黒川 3	生野町黒川市野々	6.0
"	225 - 山 - 107	真弓 4	生野町真弓滝谷	3.0
小 計		23	箇所	
和田山地域	225 - 山 - 18	高生田	和田山町高生田高生田	4.0
"	225 - 山 - 19	和田	和田山町和田和田谷山	3.0
"	225 - 山 - 20	竹ノ内 1	和田山町竹ノ内森屋谷	2.0
"	225 - 山 - 21	竹ノ内 2	和田山町竹ノ内山ノ内	1.0
"	225 - 山 - 22	竹ノ内 3	和田山町竹ノ内奥	3.0
和田山地域	225 - 山 - 23	内海	和田山町内海一ノ倉	4.0
"	225 - 山 - 24	高生田	和田山町高生田小谷	1.0

市域別	地区番号	地区名	位置(大字小字名)	面積 (ha)
"	225 - 山 - 25	柳原	和田山町柳原上ノ山	5.0
"	225 - 山 - 26	中	和田山町中尾鹿山	1.0
"	225 - 山 - 27	宮	和田山町宮小川	1.0
"	225 - 山 - 28	法興寺	和田山町法興寺水井	2.0
"	225 - 山 - 29	加都	和田山町加都上山	2.0
"	225 - 山 - 30	竹田 1	和田山町竹田古城山	2.0
"	225 - 山 - 31	竹田 2	和田山町竹田古城山	1.0
"	225 - 山 - 32	三波 1	和田山町三波段山	1.0
"	225 - 山 - 33	三波 2	和田山町三波上山	1.0
"	225 - 山 - 34	枚田	和田山町枚田北山	2.0
"	225 - 山 - 35	和田山 1	和田山町和田山西山	1.0
"	225 - 山 - 36	和田山 2	和田山町和田山西山	1.0
"	225 - 山 - 37	和田山 3	和田山町和田山東山	1.0
"	225 - 山 - 38	東谷	和田山町東谷コガヤ谷	1.0
"	225 - 山 - 39	土田	和田山町土田北山	2.0
"	225 - 山 - 40	宮田	和田山町宮田堺ヶ谷	1.0
"	225 - 山 - 41	竹ノ内 4	和田山町竹ノ内床尾	1.0
"	225 - 山 - 42	野村	和田山町野村クズイ	1.0
"	225 - 山 - 43	林垣	和田山町林垣随泉寺	1.0
"	225 - 山 - 44	寺谷	和田山町寺谷松の本	1.0
"	225 - 山 - 105	和田	和田山町和田東	3.0
小	計	28	箇所	
山東地域	225 - 山 - 45	大垣	山東町大垣大垣谷	1.0
"	225 - 山 - 46	矢名瀬町 1	山東町矢名瀬町陣東	1.0
"	225 - 山 - 47	矢名瀬町 2	山東町矢名瀬町陣東	1.0
"	225 - 山 - 48	新堂	山東町新堂見尾	2.0
"	225 - 山 - 49	大内	山東町大内ヲガ谷	1.0
"	225 - 山 - 50	野間 1	山東町野間石風呂	1.0
"	225 - 山 - 51	野間 2	山東町野間宮ノ奥	1.0
"	225 - 山 - 52	塩田	山東町塩田下地	1.0
"	225 - 山 - 53	矢名瀬町 3	山東町矢名瀬町兎戸谷	2.0
"	225 - 山 - 54	和賀	山東町和賀上ノ山	8.0
"	225 - 山 - 55	早田	山東町早田医王山	1.0
"	225 - 山 - 56	一品	山東町一品石亀	1.0
"	225 - 山 - 57	柴	山東町柴日陰山	2.0
山東地域	225 - 山 - 58	栗鹿	山東町栗鹿西谷山	1.0
"	225 - 山 - 59	三保	山東町三保御荒地	1.0
"	225 - 山 - 60	柊木	山東町柊木向山	1.0

市域別	地区番号	地区名	位置(大字小字名)	面積 (ha)
"	225 - 山 - 61	与布土 1	山東町与布土大谷	1.0
"	225 - 山 - 62	与布土 2	山東町与布土新京	2.0
"	225 - 山 - 63	迫間 1	山東町迫間後山	1.0
"	225 - 山 - 64	迫間 2	山東町迫間下山	4.0
"	225 - 山 - 65	喜多垣	山東町喜多垣喜多垣	1.0
"	225 - 山 - 66	大月	山東町大月東南山	2.0
"	225 - 山 - 67	楽音寺	山東町楽音寺上町	1.0
"	225 - 山 - 68	紫	山東町紫日向山	1.0
"	225 - 山 - 69	越田	山東町越田上の段	1.0
"	225 - 山 - 96	与布土 3	山東町与布土樋ヶ淵	6.0
"	225 - 山 - 101	森	山東町森極楽	8.0
小 計		27	箇所	
朝来地域	225 - 山 - 70	沢	沢横尾	4.0
"	225 - 山 - 71	石田	石田カヤガサコ	3.0
"	225 - 山 - 72	新井	新井山田	10.0
"	225 - 山 - 73	岩津 1	岩津野の谷	2.0
"	225 - 山 - 74	岩津 2	岩津中山	2.0
"	225 - 山 - 75	羽淵	羽淵以後	2.0
"	225 - 山 - 76	佐囊 1	佐囊大サコ	5.0
"	225 - 山 - 77	佐囊 2	佐囊テンボウ	8.0
"	225 - 山 - 78	佐囊 3	佐囊王呂	5.0
"	225 - 山 - 79	佐囊 4	佐囊村坂	2.0
"	225 - 山 - 80	佐囊 5	佐囊マガリ山	1.0
"	225 - 山 - 81	佐囊 6	佐囊マガリ山	1.0
"	225 - 山 - 82	八代	八代長谷波	1.0
"	225 - 山 - 83	新井 1	新井崎山	3.0
"	225 - 山 - 84	新井 2	新井中山	3.0
"	225 - 山 - 85	多々良木	多々良木茅畔	2.0
"	225 - 山 - 86	立脇	立脇赤溝	2.0
"	225 - 山 - 87	物部	物部寺加谷	2.0
"	225 - 山 - 88	岩津	岩津小谷	2.0
"	225 - 山 - 89	上八代 1	上八代杉才	1.0
"	225 - 山 - 90	田路 1	田路鳥ノ奥	1.0
"	225 - 山 - 91	上八代 2	上八代宇田輪	1.0
朝来地域	225 - 山 - 94	山口	山口奥谷	9.0
"	225 - 山 - 97	山内	山内北山	4.0
"	225 - 山 - 98	納座	納座仲山	4.0
"	225 - 山 - 99	田路	田路エノジ	1.0

市域別	地区番号	地区名	位置(大字小字名)	面積 (ha)
"	225 - 山 - 102	田路	田路竹花	4.0
"	225 - 山 - 103	田路	田路石谷	5.0
"	225 - 山 - 104	納座	納座ヒツクベ	22.0
"	225 - 山 - 108	田路	田路カイジリ	1.0
小 計		30	箇所	

2 - 8 崩壊土砂流出危険地区一覧(農政環境部農林水産局治山課)

市域別	地区番号	地区名	位置(大字小字名)	危険地の状況	
				延長(m)	面積(ha)
生野地域	225 - 崩 - 1	栃原(1)	生野町栃原寺ノ谷	740	0.44
"	225 - 崩 - 2	栃原(2)	生野町栃原奥田	910	0.55
"	225 - 崩 - 3	栃原(3)	生野町栃原西田郎	1,670	3.01
"	225 - 崩 - 4	栃原(4)	生野町栃原丸磯	880	0.53
"	225 - 崩 - 5	栃原(5)	生野町栃原達磨峰	1,020	1.65
"	225 - 崩 - 6	栃原(6)	生野町栃原向井山	80	0.05
"	225 - 崩 - 7	円山(1)	生野町円山下塚	1,010	0.91
"	225 - 崩 - 8	円山(2)	生野町円山小田和興	1,170	1.40
"	225 - 崩 - 9	円山(3)	生野町円山シモガ谷	220	0.07
"	225 - 崩 - 10	円山(4)	生野町円山石谷	1,170	1.05
"	225 - 崩 - 11	円山(5)	生野町円山内尾谷	1,350	1.22
"	225 - 崩 - 12	銀谷	生野町銀谷古城山	620	0.37
"	225 - 崩 - 13	竹原野(1)	生野町竹原野漆谷	660	0.59
"	225 - 崩 - 14	黒川(1)	生野町黒川ダケ	550	0.33
"	225 - 崩 - 15	黒川(2)	生野町黒川寺谷	640	0.58
"	225 - 崩 - 16	竹原野(2)	生野町竹原野段兵衛	620	0.37
"	225 - 崩 - 17	猪野々(1)	生野町猪野々十珠道	290	0.17
"	225 - 崩 - 18	上生野	生野町上生野青草	730	0.66
"	225 - 崩 - 19	猪野々(2)	生野町猪野々川向	500	0.30
"	225 - 崩 - 20	猪野々(3)	生野町猪野々浦ヶ谷	450	0.27
"	225 - 崩 - 21	口銀谷	生野町口銀谷絶峰	380	0.23
"	225 - 崩 - 22	真弓(1)	生野町真弓漆谷	640	0.38
"	225 - 崩 - 23	真弓(2)	生野町真弓南上山	1,780	1.60
"	225 - 崩 - 24	栃原(7)	生野町栃原石フラ谷	90	0.08
"	225 - 崩 - 25	栃原	生野町栃原向井山	550	0.89
小 計		25	箇所		
和田山地域	225 - 崩 - 26	林垣	和田山町林垣西ヶ谷	700	0.63
"	225 - 崩 - 27	高生田	和田山町高生田鎌山	800	0.48

市域別	地区番号	地区名	位置(大字小字名)	危険地の状況	
				延長(m)	面積(ha)
"	225 - 崩 - 28	市場(1)	和田山町市場大鎌谷	490	0.15
"	225 - 崩 - 29	市場(2)	和田山町市場大鎌谷	700	0.21
"	225 - 崩 - 30	市場(3)	和田山町市場日谷	1,050	1.26
"	225 - 崩 - 31	和田	和田山町和田和田谷山	400	0.36
"	225 - 崩 - 32	竹内(1)	和田山町竹ノ内床ノ尾	1,650	2.48
"	225 - 崩 - 33	竹内(2)	和田山町竹ノ内床ノ尾	1,780	2.14
"	225 - 崩 - 34	内海(1)	和田山町内海南炭山谷	1,640	2.46
"	225 - 崩 - 35	内海(2)	和田山町内海東呑南	980	1.18
"	225 - 崩 - 36	内海(3)	和田山町内海南木戸	1,430	2.15
"	225 - 崩 - 37	寺谷(1)	和田山町寺谷奥谷	560	0.34
"	225 - 崩 - 38	寺谷(2)	和田山町寺谷上ミ山	550	0.17
"	225 - 崩 - 39	柳原	和田山町柳原上ノ山	270	0.16
"	225 - 崩 - 40	久田和	和田山町久田和池ノ谷	390	0.23
"	225 - 崩 - 41	法興寺	和田山町法興寺法谷	350	0.21
"	225 - 崩 - 42	比治	和田山町比治東山	420	0.38
"	225 - 崩 - 43	加都(1)	和田山町加都上山	210	0.13
"	225 - 崩 - 44	加都(2)	和田山町加都上山	690	0.62
"	225 - 崩 - 45	竹田(1)	和田山町竹田朝来山	1,210	1.09
"	225 - 崩 - 46	竹田(2)	和田山町竹田朝来山	750	0.68
"	225 - 崩 - 47	久世田	和田山町久世田相ノ谷	590	0.35
"	225 - 崩 - 48	安井	和田山町安井白屋	1,050	0.63
"	225 - 崩 - 49	三波(1)	和田山町三波段山	330	0.30
"	225 - 崩 - 50	三波(2)	和田山町三波日後山	520	0.47
"	225 - 崩 - 51	久留引	和田山町久留引ヤゲン谷	1,100	0.66
"	225 - 崩 - 52	枚田(1)	和田山町枚田上ミ山	230	0.14
"	225 - 崩 - 53	枚田(2)	和田山町枚田上エ山	260	0.16
"	225 - 崩 - 54	和田山	和田山町和田山西山	150	0.05
"	225 - 崩 - 55	西土田	和田山町西土田間谷	680	0.41
"	225 - 崩 - 56	土田	和田山町土田長ヶ谷	180	0.11
"	225 - 崩 - 57	宮田(1)	和田山町宮田仏徳寺	510	0.31
"	225 - 崩 - 58	宮田(2)	和田山町宮田峠ノ下夕	560	0.34
"	225 - 崩 - 59	岡	和田山町岡投山	220	0.13
和田山地域	225 - 崩 - 60	和田(2)	和田山町和田上江山	690	0.62
"	225 - 崩 - 61	加都(3)	和田山町加都連願寺	610	0.18
"	225 - 崩 - 62	竹田(3)	和田山町竹田金梨山	680	0.61
"	225 - 崩 - 63	竹田(4)	和田山町竹田金梨山	340	0.31
"	225 - 崩 - 64	寺内	和田山町寺内大明神	440	0.26
"	225 - 崩 - 65	竹田	和田山町竹田古城山	260	0.42

市域別	地区番号	地区名	位置(大字小字名)	危険地の状況	
				延長(m)	面積(ha)
"	225 - 崩 - 66	加都	和田山町加都上山	470	0.76
"	225 - 崩 - 67	内海	和田山町内海ワラゴ	400	0.65
"	225 - 崩 - 68	高生田	和田山町高生田上道山	1,290	2.09
"	225 - 崩 - 187	柳原	和田山町柳原堂の下	340	0.55
"	225 - 崩 - 191	竹ノ内	和田山町竹ノ内山ノ内	420	0.68
"	225 - 崩 - 193	高生田	和田山町高生田高生田		0.22
小 計		45	箇所		
山東地域	225 - 崩 - 69	大内	山東町大内奥山	1,220	1.10
"	225 - 崩 - 70	新堂	山東町新堂中村	360	0.32
"	225 - 崩 - 71	早田	山東町早田鬻王山	660	0.59
"	225 - 崩 - 72	柴(1)	山東町柴別久	600	0.36
"	225 - 崩 - 73	柴(2)	山東町柴日向山	150	0.09
"	225 - 崩 - 74	柴(3)	山東町柴相谷	1,110	0.67
"	225 - 崩 - 75	三保(1)	山東町三保大熊	760	0.68
"	225 - 崩 - 76	三保(2)	山東町三保大谷	590	0.53
"	225 - 崩 - 77	与布土(1)	山東町与布土大谷	120	0.04
"	225 - 崩 - 78	与布土(2)	山東町与布土菩薩	230	0.14
"	225 - 崩 - 79	与布土(3)	山東町与布土奥山	3,100	4.65
"	225 - 崩 - 80	与布土(4)	山東町与布土奥山	1,480	1.33
"	225 - 崩 - 81	与布土(5)	山東町与布土宗君	160	0.05
"	225 - 崩 - 82	与布土(6)	山東町与布土宗君	530	0.32
"	225 - 崩 - 83	迫間(1)	山東町迫間松尾	740	0.44
"	225 - 崩 - 84	迫間(2)	山東町迫間朝来山	990	0.89
"	225 - 崩 - 85	迫間(3)	山東町迫間朝来山	1,450	0.44
"	225 - 崩 - 86	柵木	山東町柵木官ノ谷	160	0.05
"	225 - 崩 - 87	大垣	山東町大垣大谷	510	0.31
"	225 - 崩 - 88	大内	山東町大内夕力林	180	0.29
"	225 - 崩 - 89	一品	山東町一品天王	280	0.17
"	225 - 崩 - 90	与布土(7)	山東町与布土奥山	580	0.70
"	225 - 崩 - 91	与布土	山東町与布土奥山	320	0.52
"	225 - 崩 - 92	粟鹿	山東町粟鹿滝ノ口	1,540	2.49
山東地域	225 - 崩 - 93	三保(3)	山東町三保東山	1,220	0.73
"	225 - 崩 - 94	与布土	山東町与布土奥山	1,160	1.88
"	225 - 崩 - 95	柴	山東町柴田ノ内	850	1.38
"	225 - 崩 - 96	与布土	山東町与布土新京	240	0.39
"	225 - 崩 - 188	与布土	山東町与布土奥山	160	0.19
小 計		29	箇所		
朝来地域	225 - 崩 - 97	沢	沢青谷下E山	1,470	1.76

市域別	地区番号	地区名	位置(大字小字名)	危険地の状況	
				延長(m)	面積(ha)
"	225 - 崩 - 98	山内(1)	山内北山	200	0.18
"	225 - 崩 - 99	山内(2)	山内北山	240	0.22
"	225 - 崩 - 100	山内(3)	山内北山	280	0.42
"	225 - 崩 - 101	山内(4)	山内サケヂ	1,380	2.90
"	225 - 崩 - 102	納座(1)	納座仲山	420	0.38
"	225 - 崩 - 103	納座(2)	納座仲山	260	0.23
"	225 - 崩 - 104	山内(5)	山内ヨウト	720	1.30
"	225 - 崩 - 105	納座(3)	納座田倉	1,030	1.55
"	225 - 崩 - 106	多々良木(1)	多々良木松尾	540	0.49
"	225 - 崩 - 107	多々良木(2)	多々良木松尾	540	0.65
"	225 - 崩 - 108	多々良木(3)	多々良木見才	1,200	2.52
"	225 - 崩 - 109	多々良木(4)	多々良木見才	510	0.46
"	225 - 崩 - 110	山内(6)	山内コツ	1,130	2.37
"	225 - 崩 - 111	多々良木(5)	多々良木大谷	1,230	2.58
"	225 - 崩 - 112	多々良木(6)	多々良木タコタ	460	0.55
"	225 - 崩 - 113	多々良木(7)	多々良木上山	170	0.15
"	225 - 崩 - 114	立野(1)	立野上田	350	0.42
"	225 - 崩 - 115	立野(2)	立野奥ノ谷	950	1.43
"	225 - 崩 - 116	立野(3)	立野奥ノ谷	20	0.02
"	225 - 崩 - 117	立野(4)	立野岡谷	730	1.31
"	225 - 崩 - 118	立野(5)	立野小坂尾	850	1.28
"	225 - 崩 - 119	山口	山口東山	340	0.31
"	225 - 崩 - 120	岩津(1)	岩津北谷	440	0.53
"	225 - 崩 - 121	岩津(2)	岩津野ノ谷	410	0.49
"	225 - 崩 - 122	岩津(3)	岩津野ノ谷	270	0.16
"	225 - 崩 - 123	岩津(4)	岩津中山	110	0.07
"	225 - 崩 - 124	口田路	田路谷山	730	0.88
"	225 - 崩 - 125	奥田路(1)	田路竹花	340	0.41
"	225 - 崩 - 126	田路(5)	田路漆山	310	0.28
"	225 - 崩 - 127	田路(1)	田路エノジ	2,680	8.04
朝来地域	225 - 崩 - 128	田路(2)	田路榎谷	1,490	2.68
"	225 - 崩 - 129	田路(3)	田路カイジリ	260	0.23
"	225 - 崩 - 130	中田路	田路カイジリ	690	0.62
"	225 - 崩 - 131	田路(4)	田路フドノ	330	0.40
"	225 - 崩 - 132	羽瀨(1)	羽瀨谷の上	170	0.15
"	225 - 崩 - 133	羽瀨(2)	羽瀨西井山	410	0.37
"	225 - 崩 - 134	田路(6)	田路漆山	200	0.24
"	225 - 崩 - 135	佐囊(1)	佐囊大スゴ	290	0.26

市域別	地区番号	地区名	位置(大字小字名)	危険地の状況	
				延長(m)	面積(ha)
"	225 - 崩 - 136	佐囊(2)	佐囊向山	70	0.06
"	225 - 崩 - 137	佐囊(3)	佐囊南口山	430	0.39
"	225 - 崩 - 138	佐囊(4)	佐囊南本谷	1,410	3.38
"	225 - 崩 - 139	佐囊(5)	佐囊老中山	850	1.28
"	225 - 崩 - 140	佐囊(6)	佐囊大榭谷	1,800	3.24
"	225 - 崩 - 141	佐囊(7)	佐囊向山	100	0.06
"	225 - 崩 - 142	佐囊(8)	佐囊谷ノ奥	1,370	2.06
"	225 - 崩 - 143	佐囊(9)	佐囊鳥ノ奥	830	1.00
"	225 - 崩 - 144	佐囊(10)	佐囊カンダニ	1,000	1.20
"	225 - 崩 - 145	佐囊(11)	佐囊王呂	370	0.56
"	225 - 崩 - 146	佐囊(12)	佐囊王呂	500	0.75
"	225 - 崩 - 147	佐囊(13)	佐囊ババ山	160	0.10
"	225 - 崩 - 148	佐囊(14)	佐囊アイ山	200	0.12
"	225 - 崩 - 149	佐囊(15)	佐囊土肥上山	630	0.38
"	225 - 崩 - 150	佐囊(16)	佐囊山田奥	230	0.21
"	225 - 崩 - 151	佐囊(17)	佐囊糸谷	2,020	1.82
"	225 - 崩 - 152	佐囊(18)	佐囊今井谷	110	0.10
"	225 - 崩 - 153	八代(1)	八代門峠	430	0.39
"	225 - 崩 - 154	八代(2)	八代下夕山	500	0.45
"	225 - 崩 - 155	上八代(1)	上八代朝谷	1,380	0.83
"	225 - 崩 - 156	上八代(2)	上八代原畑	550	0.66
"	225 - 崩 - 157	上八代(3)	上八代今谷	1,190	2.14
"	225 - 崩 - 158	新井(1)	新井神谷	170	0.10
"	225 - 崩 - 159	新井(2)	新井下谷	250	0.15
"	225 - 崩 - 160	新井(3)	新井青坂	230	0.14
"	225 - 崩 - 161	立脇(1)	立脇赤溝	230	0.14
"	225 - 崩 - 162	立脇(2)	立脇音谷	360	0.32
"	225 - 崩 - 163	立脇(3)	立脇菅谷	330	0.30
"	225 - 崩 - 164	桑市(1)	桑市裏山	650	0.78
朝来地域	225 - 崩 - 165	桑市(2)	桑市名ツ屋	250	0.23
"	225 - 崩 - 166	桑市(3)	桑市満谷	590	0.35
"	225 - 崩 - 167	物部(1)	物部木之内	590	0.53
"	225 - 崩 - 168	物部(2)	物部宮ヶ谷	130	0.12
"	225 - 崩 - 169	物部(3)	物部宮ヶ谷	130	0.12
"	225 - 崩 - 170	物部(4)	物部寺加谷	560	0.67
"	225 - 崩 - 171	物部(5)	物部賀久志谷	1,700	2.55
"	225 - 崩 - 172	物部(6)	物部静ヶ瀬	560	0.50
"	225 - 崩 - 173	田路(6)	田路尾坂	240	0.14

市域別	地区番号	地区名	位置（大字小字名）	危険地の状況	
				延長（m）	面積（ha）
"	225 - 崩 - 174	佐囊(19)	佐囊コド石	830	0.75
"	225 - 崩 - 175	佐囊(20)	佐囊スリガ峰	3,290	9.87
"	225 - 崩 - 176	田路(8)	田路助ヶ谷	850	0.26
"	225 - 崩 - 177	佐囊(21)	佐囊不動橋	2,510	0.75
"	225 - 崩 - 178	佐囊(22)	佐囊平野南山	130	0.04
"	225 - 崩 - 179	田路(8)	田路竹花	190	0.06
"	225 - 崩 - 180	田路	田路カイジリ	250	0.41
"	225 - 崩 - 181	川上	川上大戸	420	0.68
"	225 - 崩 - 182	川上	川上大尾	430	0.70
"	225 - 崩 - 183	羽淵	羽淵奥山	280	0.45
"	225 - 崩 - 184	佐囊	佐囊坂	710	1.15
"	225 - 崩 - 185	佐囊	佐囊間歩谷	1,600	2.59
"	225 - 崩 - 186	佐囊	佐囊向山	310	0.50
"	225 - 崩 - 189	多々良木	多々良木タコタ	840	1.26
"	225 - 崩 - 190	山内	山内本谷	1,390	2.09
"	225 - 崩 - 192	澤	澤岩風呂	220	0.20
"	225 - 崩 - 193	高生田	高生田高生田		0.22
"	225 - 崩 - 194	田路(10)	田路南垣		0.02
"	225 - 崩 - 195	田路(11)	田路南垣		0.15
"	225 - 崩 - 196	佐囊(25)	佐囊ソト八		0.83
"	225 - 崩 - 197	田路(12)	田路漆山		0.34
"	225 - 崩 - 198	田路(13)	田路漆山		0.44
"	225 - 崩 - 199	田路(14)	田路漆山		0.52
"	225 - 崩 - 200	八代(3)	八代下夕山		0.16
"	225 - 崩 - 201	八代(4)	寺ノ奥		0.15
"	225 - 崩 - 202	佐囊(26)	佐囊平野北山		0.66
"	225 - 崩 - 203	佐囊(27)	佐囊村坂		0.59
"	225 - 崩 - 204	佐囊(28)	佐囊村坂		0.48
朝来地域	225 - 崩 - 205	田路(15)	田路漆山		0.21
"	225 - 崩 - 206	佐囊(29)	佐囊ソト八		0.02
"	225 - 崩 - 207	佐囊(30)	桑市ソト八		0.35
"	225 - 崩 - 208	佐囊(31)	佐囊坂		0.64
小 計		109	箇所		

2 - 9 災害危険区域指定一覧（県土整備部所管）

指定年月日	区域名	所在地	災害危険区域	急傾斜地指定
-------	-----	-----	--------	--------

		(市域別)	面積	住宅	人口	面積 (ha)
第3次指定 48.12.25 兵庫県告示第 2176 号	山才	山東地域	2.7	28(1)	98	0.46
第4次指定 50.3.28 兵庫県告示第 635 号	坂地	朝来地域	0.8	7	24	0.77
第8次指定 56.3.31 兵庫県告示第 951 号	下地	朝来地域	1.52	10(14)	40	1.52

() 内数字は住宅以外の建築物数である。

2-10 雪崩危険箇所一覧

雪崩危険箇所（県土整備部所管）

ランク（人家5戸以上か、5戸未満であっても公共施設がある箇所）

箇所番号	危険箇所名	位置（大字）	平均傾斜度	最急傾斜度	雪崩危険区域内の標高差	雪崩危険斜面面積（ m^2 ）	雪崩危険斜面延長（横断方向）（m）	雪崩危険斜面延長（縦断方向）（m）
001-1	栃原-1	生野町栃原	30	45	50	12,500	90	345
001-2	栃原-2	生野町栃原	25	45	65	3,800	110	150
001-3	栃原-3	生野町栃原	25	45	80	34,000	150	435
002	栃原（3）	生野町栃原	15	20	15	5,300	45	265
003	栃原（4）	生野町栃原	25	30	65	10,900	90	225
004	円山	生野町円山	20	25	50	5,700	105	145
005	円山（2）	生野町円山	25	35	200	37,700	390	290
006	タワ	生野町円山	20	25	60	23,700	180	405
007	口銀谷	生野町口銀谷	15	20	60	10,700	220	180
008	口銀谷（2）	生野町口銀谷	20	25	65	32,000	120	600
009	口銀谷（3）	生野町口銀谷	25	30	125	27,300	230	305
010-1	真弓-1	生野町真弓	30	35	185	44,900	330	350
010-2	真弓-2	生野町真弓	25	30	125	69,000	255	580
011-1	真弓（3）-1	生野町真弓	20	25	135	34,300	240	300
011-2	真弓（3）-2	生野町真弓	20	25	100	16,800	205	235
012	真弓（4）	生野町真弓	25	30	75	25,300	140	245
013-1	川尻-1	生野町川尻	15	20	50	6,700	120	135
013-2	川尻-2	生野町川尻	25	30	50	5,300	90	150
014	口銀谷	生野町口銀谷	25	35	260	132,400	465	765
015	猪野々	生野町猪野々	25	30	95	34,100	200	285
016	白口	生野町猪野々	25	30	85	60,600	165	300
018	新町	生野町新町	25	50	260	165,400	570	690
019	小野	生野町小野	25	30	75	29,900	160	365
020	緑ヶ丘	生野町竹原野	30	35	135	18,000	225	155
021	簾野	生野町黒川	20	25	115	25,200	270	280
022	竹原野	生野町竹原野	25	30	65	14,900	135	185
023	竹原野	生野町竹原野	20	30	75	18,800	140	165
024	口銀谷	生野町口銀谷	30	35	80	8,900	130	160
026	真弓	生野町真弓	15	20	20	5,700	45	240
027	魚ヶ滝	生野町黒川	20	25	50	4,700	115	100

箇所番号	危険箇所名	位置(大字)	平均傾斜度	最急傾斜度	雪崩危険区域内の標高差	雪崩危険斜面面積(m ²)	雪崩危険斜面延長(横断方向)(m)	雪崩危険斜面延長(縦断方向)(m)
028	緑ヶ丘	生野町竹原野	25	30	140	34,700	255	210
029	奥銀谷	生野町奥銀谷	15	20	40	16,400	115	230
030	口銀谷	生野町口銀谷	20	25	90	6,100	190	180
031	栃原	生野町栃原	30	35	165	17,300	220	170
032	口銀谷(4)	生野町口銀谷	25	30	90	6,600	160	115
小計	30	箇所						
001-1	山の内-1	和田山町竹ノ内	30	35	105	16,100	195	205
001-2	山の内-2	和田山町竹ノ内	20	25	85	16,800	150	270
001-3	山の内-3	和田山町竹ノ内	30	35	160	51,500	310	395
002	中山	和田山町竹ノ内	20	35	165	100	370	175
003	宮の下	和田山町竹ノ内	25	35	150	49,400	270	385
004	坂	和田山町竹ノ内	20	25	100	17,000	185	195
005	ワラゴ	和田山町内海	25	35	370	197,000	585	500
006	一の倉	和田山町内海	30	35	190	64,300	330	385
007	南木戸	和田山町内海	30	35	185	53,800	350	155
008	和田上山	和田山町和田	20	25	75	14,000	140	170
009	南垣	和田山町和田	25	30	175	48,600	345	310
010	和田谷	和田山町和田	25	25	130	35,900	285	290
011	朝日	和田山町朝日	20	20	65	100	105	370
012	市場	和田山町市場	30	45	400	753,600	825	1,110
013	新岡	和田山町高生田	20	25	50	2,600	90	100
014	高生田山	和田山町高生田	30	35	120	39,400	205	420
015	寺内	和田山町寺内	20	25	90	39,200	215	425
016	緑ヶ丘	和田山町林垣	15	15	15	6,100	55	150
017	秋葉台西山	和田山町秋葉台	20	25	65	46,000	165	850
019	法道寺	和田山町法道寺	20	25	120	44,100	230	365
020	平山	和田山町岡	15	25	80	100	225	255
021	別所	和田山町岡	15	20	25	100	70	120
022	長尾	和田山町岡	15	15	30	100	85	115
023	土田	和田山町土田	15	25	115	100	305	360
024	ヒヤケ	和田山町土田	20	25	50	15,800	15	340
025-1	寺谷-1	和田山町寺谷	25	30	125	37,900	285	300
025-2	寺谷-2	和田山町寺谷	20	25	60	7,000	130	80
026-1	野村-1	和田山町野村	20	30	210	74,900	445	255
026-2	野村-2	和田山町野村	20	25	130	26,900	265	235

箇所番号	危険箇所名	位置(大字)	平均傾斜度	最急傾斜度	雪崩危険区域内の標高差	雪崩危険斜面面積(m ²)	雪崩危険斜面延長(横断方向)(m)	雪崩危険斜面延長(縦断方向)(m)
027	中	和田山町中	25	30	80	20,900	140	225
028	東和田	和田山町東和田	15	20	60	5,600	115	165
029	宮	和田山町宮	15	15	25	6,600	55	270
030-1	和田山-1	和田山町和田山	30	35	55	100	100	770
030-2	和田山-2	和田山町和田山	15	20	45	53,100	110	315
031	柳原	和田山町柳原	25	45	250	82,900	545	210
032-1	枚田七味-1	和田山町枚田	15	25	75	12,000	185	160
032-2	枚田七味-2	和田山町枚田	15	20	60	19,900	165	320
033	枚田上地	和田山町枚田	15	20	35	39,900	105	335
034	枚田岡	和田山町枚田岡	25	25	90	18,500	170	215
035-1	玉置-1	和田山町玉置	30	30	140	100	230	320
035-2	玉置-2	和田山町玉置	30	35	150	100	270	445
036	桑原	和田山町桑原	15	15	20	6,100	65	210
037	法興寺	和田山町法興寺	20	30	105	31,700	245	290
038	比治	和田山町比治	25	30	75	36,000	120	410
039-1	加都-1	和田山町加都	15	20	35	4,200	105	115
039-2	加都-2	和田山町加都	15	15	35	14,500	115	290
040-1	竹田-1	和田山町竹田	20	25	95	100	210	235
040-2	竹田-2	和田山町竹田	25	35	130	40,000	245	410
041	殿	和田山町殿	15	15	20	2,500	45	115
042	三波	和田山町三波	25	30	100	16,600	175	220
043-1	藤和-1	和田山町藤和	25	30	65	10,700	100	190
043-2	藤和-2	和田山町藤和	20	25	55	10,800	105	215
044	久世田	和田山町久世田	15	20	35	20,600	55	380
045	和田	和田山町和田	25	35	115	14,300	235	110
046	万葉台	和田山町万葉台	20	25	55	12,500	115	230
047	秋葉台	和田山町秋葉台	15	25	25	7,600	55	235
048	室尾	和田山町室尾	20	20	55	3,900	150	90
049	野村	和田山町野村	25	35	210	81,500	385	350
050	柳原(2)	和田山町柳原	30	40	310	173,300	550	460
051	玉置(2)	和田山町玉置	15	20	25	3,900	70	120
052	東谷	和田山町東谷	15	15	20	100	55	145
053	桑原(2)	和田山町桑原	15	15	40	10,600	130	190
054	殿	和田山町殿	15	20	25	2,900	85	150
055	竹田	和田山町竹田	15	15	20	7,500	565	155

箇所番号	危険箇所名	位置(大字)	平均傾斜度	最急傾斜度	雪崩危険区域内の標高差	雪崩危険斜面面積(m ²)	雪崩危険斜面延長(横断方向)(m)	雪崩危険斜面延長(縦断方向)(m)
056	藤和-3	和田山町藤和	15	15	45	6,300	200	155
小計	5 5	箇所						
001	滝田	山東町滝田	15	25	20	5,800	70	305
002-1	下町-1	山東町下町	15	25	35	15,300	120	235
002-2	下町-2	山東町下町	20	20	60	15,200	120	265
003	上ゲ	山東町上ゲ	15	20	50	12,000	90	285
004	新堂	山東町新堂	15	15	35	8,700	100	245
005	大内西	山東町大内	15	15	95	54,500	260	500
006-1	大内中-1	山東町大内	15	20	20	100	75	90
006-2	大内中-2	山東町大内	15	35	20	100	75	115
006-3	大内中-3	山東町大内	15	20	30	100	85	135
007	中地	山東町野間	25	35	250	267,800	510	600
008	石風呂	山東町野間	15	20	25	22,300	55	400
009	未歳	山東町未歳	25	35	160	168,900	305	1,450
010	奥谷	山東町早田	15	20	45	100	105	205
011	宮ノ下	山東町早田	15	20	45	100	115	155
012	上早田	山東町早田	15	20	70	100	195	290
013	一品	山東町一品	20	25	40	13,100	90	305
014-1	三保-1	山東町三保	15	20	40	4,000	85	160
014-2	三保-2	山東町三保	15	20	40	8,400	90	240
015	山才	山東町山才	25	30	40	16,400	60	645
016	山根	山東町与布土	20	25	45	16,900	95	265
017	与布土	山東町与布土	20	25	45	9,100	80	270
018	喜多垣	山東町喜多垣	15	20	20	5,100	55	185
020	越田	山東町越田	15	15	15	8,300	55	295
021	楽音寺	山東町楽音寺	15	15	20	9,700	65	220
022	小谷	山東町小谷	15	15	15	5,500	40	510
023	新堂	山東町新堂	20	25	60	21,100	115	405
024	柴	山東町柴	15	20	30	4,300	75	140
025	西谷	山東町粟鹿	15	20	20	16,600	65	450
小計	2 4	箇所						
001-1	寺内-1	物部	20	25	35	17,500	85	505
001-2	寺内-2	物部	15	20	70	14,000	185	150
002	岡本	物部	30	35	80	17,300	130	305
003	福本	桑市	25	30	135	130,200	305	780

箇所番号	危険箇所名	位置(大字)	平均傾斜度	最急傾斜度	雪崩危険区域内の標高差	雪崩危険斜面面積(m ²)	雪崩危険斜面延長(横断方向)(m)	雪崩危険斜面延長(縦断方向)(m)
004	下地	上八代	25	30	80	39,500	135	510
005	菅谷	立脇	15	20	20	18,200	50	420
006	上地	立脇	25	40	140	115,800	275	820
007	塚原	多々良木	30	35	145	27,700	250	295
008	冷田	多々良木	30	35	290	100,200	580	330
009	宮の谷	多々良木	20	25	75	15,400	160	215
010	山波	石田	15	20	35	8,900	110	180
011	坂地	沢	30	40	185	100	360	615
012	黒田	山内	30	45	190	78,200	350	305
013	西ノ坊	納座	30	40	170	49,900	295	335
014	与呂垣	納座	30	45	225	72,800	440	250
015	大尾口	川上	25	40	280	159,300	670	330
016-1	中町-1	山口	25	40	210	63,200	405	375
016-2	中町-2	山口	30	35	110	9,300	160	215
017	馬神谷	立野	20	40	375	675,400	1,085	780
018-1	大門-1	新井	25	30	105	91,600	195	565
018-2	大門-2	新井	25	30	95	12,400	190	165
018-3	大門-3	新井	30	30	115	29,100	215	390
018-4	大門-4	新井	25	30	90	100	170	990
019	中山	八代	20	25	70	23,800	145	430
020	長谷波	八代	20	25	100	59,100	215	660
021	中八代	八代	20	30	190	62,500	500	275
022	須古	佐囊	25	30	95	12,100	170	175
023	坂口	佐囊	15	25	120	48,100	470	150
024	下山田	佐囊	15	25	145	146,400	380	450
025	出合	佐囊	30	35	155	66,200	290	405
026	老波	佐囊	30	35	140	82,000	255	850
028	永家	佐囊	30	40	270	139,800	505	265
029	下清水	佐囊	30	35	170	56,400	300	230
030	中地	佐囊	30	40	500	567,100	980	540
031	水田	佐囊	30	35	135	18,500	215	185
032	高栃	佐囊	30	40	260	127,700	445	750
034	田中	佐囊	30	35	180	70,700	325	230
035	崎山	羽瀨	20	25	75	100	180	290
036	以後	田路	25	35	210	127,600	400	770

箇所番号	危険箇所名	位置(大字)	平均傾斜度	最急傾斜度	雪崩危険区域内の標高差	雪崩危険斜面面積 (m ²)	雪崩危険斜面延長 (横断方向)(m)	雪崩危険斜面延長 (縦断方向)(m)
037	宮向	田路	30	35	185	132,600	380	475
038	谷山	田路	20	40	240	220,900	660	195
039	漆山	田路	25	40	255	163,700	515	325
040	フドノ	田路	30	40	340	104,900	690	225
041	宮前	岩津	25	30	95	11,200	170	215
042	北谷口	岩津	30	35	125	26,600	225	270
043	中山下	岩津	20	25	100	90,600	245	850
044	川上	川上	15	20	40	3,900	100	75
045	能座	能座	15	20	80	40,100	140	325
046	岡本	物部	15	20	20	100	50	90
047	中村	多々良木	25	30	65	8,900	115	205
048	中村	多々良木	20	25	65	7,900	110	155
049	中村(2)	多々良木	20	25	80	14,000	170	160
050	土肥	佐囊	20	35	145	42,100	325	335
051	土肥(2)	佐囊	30	35	170	35,400	290	295
052	元津	岩津	25	30	135	16,700	295	265
053	元津(2)	岩津	30	35	110	100	180	190
054	上元津	岩津	20	25	60	6,800	135	150
055	口田路	田路	25	30	65	3,700	115	110
056	口田路(2)	田路	35	35	90	10,600	145	195
057	中田路	田路	30	35	345	138,100	670	390
058	中田路(2)	田路	30	25	40	5,800	90	285
059	奥田路	田路	30	35	70	8,000	105	175
小計	57	箇所						
合計	166	箇所						

雪崩危険箇所(県土整備部所管)

ランク (人家1~4戸の箇所)

箇所番号	危険箇所名	位置(大字)	平均傾斜度	最急傾斜度	雪崩危険区域内の標高差	雪崩危険斜面面積 (m ²)	雪崩危険斜面延長 (横断方向)(m)	雪崩危険斜面延長 (縦断方向)(m)
------	-------	--------	-------	-------	-------------	----------------------------	--------------------	--------------------

箇所番号	危険箇所名	位置(大字)	平均傾斜度	最急傾斜度	雪崩危険区域内の標高差	雪崩危険斜面面積(m ²)	雪崩危険斜面延長(横断方向)(m)	雪崩危険斜面延長(縦断方向)(m)
001	木村	生野町黒川	15	20	40	2,800	105	65
002	木村(2)	生野町黒川	20	25	35	1,700	75	60
003	木村(3)	生野町黒川	30	35	90	8,900	165	120
004	大外	生野町黒川	15	20	15	1,100	35	55
005	大外(2)	生野町黒川	25	30	55	2,900	100	65
006	大外(3)	生野町黒川	20	25	45	3,300	120	90
007	大外(4)	生野町黒川	20	25	40	2,500	80	85
008	高路	生野町黒川	20	20	30	600	50	55
009	高路(2)	生野町黒川	25	30	55	3,100	100	40
010	梅ヶ畑	生野町黒川	30	35	50	2,300	80	50
011	梅ヶ畑(2)	生野町黒川	25	30	115	15,900	225	185
012	梅ヶ畑(3)	生野町黒川	20	25	45	4,600	95	125
013	長野	生野町黒川	20	25	40	3,400	90	90
014	長野(2)	生野町黒川	15	20	40	2,700	110	75
015	円山	生野町円山	15	20	30	3,700	70	130
016	小田和	生野町円山	25	30	55	4,700	120	105
017	小田和(2)	生野町円山	20	25	75	9,300	155	120
018	菖蒲沢	生野町円山	25	30	110	9,500	225	80
019	栃原(2)	生野町栃原	30	40	315	280,500	495	610
020	栃原(3)	生野町栃原	15	20	35	5,300	105	115
021	栃原(4)	生野町栃原	15	20	60	14,900	195	155
022	栃原(5)	生野町栃原	20	35	160	33,100	330	120
023	猪野々(2)	生野町猪野々	20	25	80	16,000	155	290
小計	23	箇所						
001	内海	和田山町内海	20	25	85	10,300	180	85
002	内海(2)	和田山町内海	30	30	90	6,600	150	120
003	内海(3)	和田山町内海	30	35	160	22,600	275	100
004	内海(4)	和田山町内海	30	35	115	15,000	170	140
005	内海(5)	和田山町内海	30	35	155	2,600	290	170
006	室尾(2)	和田山町室尾	30	35	110	6,700	190	95
007	室尾(3)	和田山町室尾	20	25	55	3,900	130	80
008	室尾(4)	和田山町室尾	25	30	65	6,600	115	85
009	高田	和田山町高田	15	20	20	2,300	45	125
010	宮田	和田山町宮田	20	20	35	4,400	95	120
011	東谷(2)	和田山町東谷	15	25	35	100	75	85

箇所番号	危険箇所名	位置(大字)	平均傾斜度	最急傾斜度	雪崩危険区域内の標高差	雪崩危険斜面面積(m ²)	雪崩危険斜面延長(横断方向)(m)	雪崩危険斜面延長(縦断方向)(m)
012	岡田	和田山町岡田	20	20	45	2,500	105	70
013	桑原(3)	和田山町桑原	20	20	55	6,100	130	105
014	筒江	和田山町筒江	15	15	20	6,200	75	180
015	藤和(2)	和田山町藤和	15	20	35	2,100	85	70
016	藤和(3)	和田山町藤和	15	20	25	2,800	70	90
小計	16	箇所						
001	田ノ口	山東町田ノ口	15	20	25	2,300	85	100
002	塩田	山東町塩田	15	20	20	7,800	55	90
003	滝田	山東町滝田	25	35	145	21,500	310	125
004	上早田	山東町早田	20	30	105	33,100	290	115
005	迫間	山東町迫間	15	15	30	10,700	125	345
006	迫間	山東町迫間	15	15	10	7,400	50	200
007	迫間(2)	山東町迫間	25	40	185	32,300	330	195
008	与布土	山東町与布土	25	30	110	5,500	175	105
009	与布土(2)	山東町与布土	25	30	105	13,200	220	160
010	与布土(3)	山東町与布土	30	40	185	35,300	315	160
011	与布土(4)	山東町与布土	30	35	170	41,200	330	195
012	与布土(5)	山東町与布土	25	30	85	10,200	185	120
小計	12	箇所						
001	川上	川上	20	20	50	3,400	100	90
002	能座(2)	能座	25	30	110	22,500	225	130
003	能座(3)	能座	20	25	55	7,400	115	130
004	岡本-2	物部	20	25	40	3,000	85	90
005	和谷	多々良木	25	30	40	3,000	85	80
006	塚原-1	多々良木	30	40	225	106,900	425	300
007	立野	立野	30	40	225	108,900	395	325
008	上八代	八代	20	20	55	5,600	125	145
009	上八代(2)	八代	20	25	65	14,400	140	170
010	口八代	八代	20	30	100	44,700	235	225
011	山本	佐囊	20	25	90	24,800	210	150
012	土肥(3)	佐囊	15	20	65	13,800	195	190
013	土肥(5)	佐囊	20	25	75	7,700	170	120
014	土肥(4)	佐囊	25	25	60	11,400	120	190
015	土肥(6)	佐囊	30	35	135	29,400	225	295
016	土肥(7)	佐囊	20	35	23	57,300	550	105

箇所番号	危険箇所名	位置(大字)	平均傾斜度	最急傾斜度	雪崩危険区域内の標高差	雪崩危険斜面面積(m ²)	雪崩危険斜面延長(横断方向)(m)	雪崩危険斜面延長(縦断方向)(m)
017	下王呂-1	佐囊	20	25	65	6,200	130	105
018	下王呂-2	佐囊	25	30	80	3,700	155	75
019	佐中	佐囊	30	35	230	49,200	390	310
020	神子畑	佐囊	25	40	250	100	510	165
021	水田-2	佐囊	20	25	45	3,700	95	105
022	羽瀨	羽瀨	30	35	120	100	180	225
023	山口	山口	20	25	40	29,900	115	75
024	口田路(3)	田路	30	35	195	27,100	320	155
025	中田路(3)	田路	30	40	170	23,100	315	195
026	中田路(4)	田路	20	25	80	11,500	200	160
027	奥田路(2)	田路	30	35	225	48,800	380	170
028	奥田路(3)	田路	25	40	265	49,400	525	140
029	奥田路(4)	田路	35	40	115	8,600	155	100
030	奥田路(5)	田路	30	35	140	9,800	220	105
031	奥田路(6)	田路	30	35	80	4,700	120	135
032	奥田路(7)	田路	30	35	90	4,800	130	110
033	奥田路(8)	田路	15	15	15	3,200	45	240
034	奥田路(9)	田路	30	35	75	5,900	100	90
035	岩津	岩津	25	30	70	100	115	105
小計	35	箇所						
合計	86	箇所						

雪崩危険箇所一覧(農政環境部農林水産局治山課)

箇所番号	箇所名	位置(大字小字名)	危険地の概況	
			延長(m)	斜面の方向
624-な-1	城の下	山口城の下	350	NW
624-な-2	崎山	新井崎山	300	E
624-な-3	向山	佐囊向山	800	NW
624-な-4	テンボウ	佐囊テンボウ	300	SE
624-な-5	赤溝	立脇赤溝	400	NW
624-な-6	牧野	多々良木牧野	300	SW
624-な-7	奥ノ谷	石田奥ノ谷	400	NW

2-11 危険物施設数一覧

(平成20年12月31日現在)

種別		市域別	生野地域	和田山地域	山東地域	朝来地域	合計
製造所			4				4
貯蔵所	屋内貯蔵所		12	5			17
	屋外タンク貯蔵所		14	8	7	5	34
	屋内タンク貯蔵所		4	2	1		7
	地下タンク貯蔵所		10	32	10	8	60
	簡易タンク貯蔵所				1		1
	移動タンク貯蔵所		4	8	4	5	21
	屋外貯蔵所		3	2			5
	小計		47	57	23	18	145
取扱所	給油取扱所		3	19	4	6	32
	一般取扱所		13	20	2	4	39
	小計		16	39	6	10	71
合計			67	96	29	28	220

2-12 高圧ガス製造事業所数等一覧

(平成21年3月31日現在)

種別		市域別	生野地域	和田山地域	山東地域	朝来地域	合計
一般高圧ガス	製造		1				1
	貯蔵			1			1
L P ガス	製造			2			2
	貯蔵			2			2
冷凍	製造		6	1			7
合計			7	6			13

2-13 たい積場の現況

事業所名	名称	たい積量 (m ³)	所在地
三菱マテリアル(株) 生野事業所	宮ノ谷たい積場	2,518,000	生野町真弓
	大仙たい積場	410,000	生野町口銀谷
	久宝たい積場	469,700	生野町猪野々
	間歩谷ダム	740,000	佐囊
	第1鳥の奥ダム	3,400,000	佐囊
	第2鳥の奥ダム	1,200,000	佐囊

3 情報収集伝達・広報関係

3-1 防災関係機関の連絡先一覧

災害時の連絡先 (1 市及び市内関係団体等)

名 称	所 在 地	電話番号
< 市役所 >		
朝来市役所	朝来市 和田山町東谷 213-1	079-672-3301
朝来市防災センター	朝来市 和田山町枚田 609	079-672-6010
朝来市生野支所	朝来市 生野町口銀谷 791-1	079-679-2240
朝来市山東支所	朝来市 山東町楽音寺 95	079-676-2080
朝来市朝来支所	朝来市 新井 73-1	079-677-1165
朝来市南庁舎	朝来市 和田山町和田山 372-1	079-672-2774
< 消防・警察 >		
朝来市消防本部・朝来市消防署	朝来市 和田山町枚田 436-1	079-672-0119
朝来市消防署生野出張所	朝来市 生野町口銀谷 222-1	079-679-4119
朝来警察署	朝来市 和田山町玉置 653-2	079-672-0110
朝来警察署生野警部派出所	朝来市 生野町口銀谷 2243	079-679-2004
< 病院等 >		
公立朝来和田山医療センター	朝来市 和田山町竹田 2021	079-674-2021
公立朝来梁瀬医療センター	朝来市 山東町矢名瀬町 900-1	079-676-3157
南但休日診療所	朝来市 和田山町立ノ原 26	079-672-5269
朝来市医師会	朝来市 和田山町加都 1578 (小山医院内)	079-674-0333
< 保健・福祉施設等 >		
朝来市福祉事務所	朝来市 和田山町東谷 213-4	079-672-6123
朝来市和田山保健センター	朝来市 和田山町立ノ原 26	079-672-5269
朝来市地域包括支援センター (朝来市和田山在宅介護支援センター)	朝来市 和田山町東谷 213-4	079-672-4004
朝来市生野在宅介護支援センター	朝来市 生野町口銀谷 747-3	079-679-3323
朝来市山東在宅介護支援センター	朝来市 山東町一品 424	079-676-3411
朝来市朝来在宅介護支援センター	朝来市 新井 148	079-677-1901
< 生活・環境施設 >		
朝来市クリーンセンター和田山事業所	朝来市 和田山町枚田 212	079-672-4500
朝来市クリーンセンター山東事業所	朝来市 山東町迫間 393	079-676-3923
朝来市クリーンセンター朝来事業所	朝来市 岩津 168	079-677-0242
朝来市斎場(セレモニーホールやすらぎ)	朝来市 山東町大月 23-1	079-670-7710
< ケーブルテレビセンター >		
朝来市ケーブルテレビセンター	朝来市 新井 193	079-677-1044
< 教育・文化・体育施設 >		
朝来市生野公民館	朝来市 生野町口銀谷 980	079-679-3544
朝来市生野メインホール	朝来市 生野町口銀谷 594-6	079-679-4500
朝来市生野体育館	朝来市 生野町真弓 12	079-679-2034
朝来市奥銀谷体育館	朝来市 生野町奥銀谷 1438-1	079-679-2382
朝来市和田山公民館	朝来市 和田山町玉置 824-1	079-672-0188
朝来市和田山ジュピターホール	朝来市 和田山町玉置 877-1	079-672-1000
朝来市和田山図書館	朝来市 和田山町玉置 861	079-672-1700
朝来市枚田岡会館	朝来市 和田山町枚田岡 475	079-672-3287
朝来市多世代交流センター	朝来市 和田山町土田 112	079-672-4433
朝来市和田山農業者トレーニングセンター	朝来市 和田山町立ノ原 43	079-672-2933

名 称	所 在 地	電話番号
朝来市和田山体育センター・武道館	朝来市 和田山町玉置 87	079-672-3845
朝来市和田山温水プール「エスポア」	朝来市 和田山町柳原 104-1	079-672-5750
朝来市山東公民館	朝来市 山東町末歳 710	079-670-7300
朝来市埋蔵文化財センター	朝来市 山東町大月 91-2	079-670-7330
朝来市さんとう緑風ホール	朝来市 山東町楽音寺 95	079-676-2080
西宮市立山東自然の家	朝来市 山東町粟鹿 2179	079-676-4100
朝来市朝来公民館	朝来市 新井 73-1	079-677-2111
朝来市あさご・ささゆりホール	朝来市 新井 73-1	079-677-2111
朝来市あさご森の図書館	朝来市 新井 194	079-670-4710
朝来市あさご芸術の森美術館	朝来市 多々良木 739-1	079-670-4111
朝来市朝来福祉会館	朝来市 伊由市場 178	079-678-0243
朝来市朝来体育館	朝来市 立脇 20-1	079-678-1245
朝来市あさごふれあいプール「くじら」	朝来市 新井 172	079-670-4700
< 保育所・幼稚園 >		
朝来市立生野幼児センター（生野幼稚園）	朝来市 生野町口銀谷 546	079-679-3602
朝来市立生野幼児センター（生野保育所）	朝来市 生野町口銀谷 546	079-679-2566
旧朝来市立奥銀谷幼児センター（奥銀谷幼稚園）	朝来市 生野町新町 1185	079-679-3601
旧朝来市立栃原幼児センター（栃原幼稚園）	朝来市 生野町栃原 562	079-679-3913
朝来市立認定こども園（寺内保育所）	朝来市 和田山町寺内 565-1	079-675-2644
朝来市立大蔵保育所	朝来市 和田山町宮田 195	079-673-2281
朝来市立すみれ保育所	朝来市 和田山町平野 337-1	079-672-4427
朝来市立枚田岡保育所	朝来市 和田山町枚田岡 722-1	079-672-4428
朝来市立東河保育所	朝来市 和田山町中 380	079-672-3257
朝来市立竹田保育所	朝来市 和田山町竹田 2488	079-674-0014
朝来市立ひばり保育所	朝来市 石田 460-1	079-678-0077
朝来市立こばと保育所	朝来市 羽淵 538	079-677-0140
私立ひまわり保育園	朝来市 和田山町和田山 308	079-672-5184
私立枚田みのり保育園	朝来市 和田山町枚田 1560	079-672-5504
私立やなせ保育園	朝来市 山東町矢名瀬町 772	079-676-2344
私立あわが保育園	朝来市 山東町早田 222	079-676-3329
私立照福保育園	朝来市 山東町溝黒 123-1	079-676-2347
朝来市立認定こども園（寺内幼稚園）	朝来市 和田山町寺内 125	079-675-2617
朝来市立大蔵幼稚園	朝来市 和田山町宮田 210	079-673-2261
朝来市立和田山幼稚園	朝来市 和田山町和田山 476-1	079-672-2298
朝来市立東河幼稚園	朝来市 和田山町中 370-1	079-672-2031
朝来市立竹田幼稚園	朝来市 和田山町安井 61	079-674-2835
朝来市立梁瀬幼稚園	朝来市 山東町矢名瀬町 765	079-676-3250
旧朝来市立粟鹿幼稚園	朝来市 山東町粟鹿 873	079-676-4041
旧朝来市立与布土幼稚園	朝来市 山東町溝黒 443	079-676-3033
朝来市立中川幼稚園	朝来市 桑市 99	079-678-0347
朝来市立山口幼稚園	朝来市 羽淵 390	079-677-0202
< 小学校・中学校・高等学校 >		
朝来市立生野小学校	朝来市 生野町口銀谷 546	079-679-2044
旧朝来市立奥銀谷小学校	朝来市 生野町奥銀谷 1200	079-679-2043
朝来市立系井小学校	朝来市 和田山町高生田 4-1	079-675-2821
朝来市立系井小学校朝日分校	朝来市 和田山町朝日 150-1	079-675-2251
朝来市立大蔵小学校	朝来市 和田山町宮田 210	079-673-2800
朝来市立枚田小学校	朝来市 和田山町和田山 474	079-672-2049
朝来市立東河小学校	朝来市 和田山町東和田 505-1	079-672-2084
朝来市立竹田小学校	朝来市 和田山町安井 61	079-674-2644

名 称	所 在 地	電話番号
朝来市立竹田小学校藤和分校	朝来市 和田山町藤和 400-4	079-674-2710
朝来市立梁瀬小学校	朝来市 山東町末歳 688	079-676-2014
旧朝来市立与布土小学校	朝来市 山東町溝黒 411	079-676-2022
旧朝来市立粟鹿小学校	朝来市 山東町粟鹿 873	079-676-2032
朝来市立中川小学校	朝来市 桑市 99	079-678-0007
朝来市立山口小学校	朝来市 羽淵 565-2	079-677-0040
朝来市立生野中学校	朝来市 生野町真弓 10-1	079-679-3063
朝来市立和田山中学校	朝来市 和田山町柳原 90	079-672-3351
朝来市立梁瀬中学校	朝来市 山東町楽音寺 159	079-676-2041
朝来市立朝来中学校	朝来市 新井 92	079-677-0527
兵庫県立生野高等学校	朝来市 生野町真弓 432-1	079-679-3123
兵庫県立和田山高等学校	朝来市 和田山町枚田岡 376-1	079-672-3269
兵庫県立和田山特別支援学校	朝来市 和田山町竹田 1987-1	079-674-0214
私立生野学園中学校、生野学園高等学校	朝来市 生野町柝原 28-2	079-679-3451
< 学校給食センター >		
朝来市生野学校給食センター	朝来市 生野町口銀谷 546	079-679-2427
朝来市和田山学校給食センター	朝来市 和田山町枚田 1319	079-672-2801
朝来市朝来学校給食センター	朝来市 新井 95	079-677-0294
< 社会福祉協議会 >		
朝来市社会福祉協議会	朝来市 山東町楽音寺 95	079-676-5213
朝来市社会福祉協議会和田山支所	朝来市 和田山町和田山 372-1	079-672-0440
朝来市社会福祉協議会生野支所	朝来市 生野町口銀谷 747-1	079-679-3053
朝来市社会福祉協議会朝来支所	朝来市 立脇 3-1	079-677-1606
< 商工会 >		
朝来市商工会生野支所	朝来市 生野町口銀谷 512	079-679-2233
朝来市商工会（和田山町商工会）	朝来市 和田山町和田山 404	079-672-2362
朝来市商工会山東支所	朝来市 山東町末歳 714-1	079-676-2405
朝来市商工会朝来支所	朝来市 新井 132	079-677-1190
< 森林組合 >		
生野町森林組合	朝来市 生野町口銀谷 227-2	079-679-2235
和田山町森林組合	朝来市 和田山町和田山 112-6	079-672-2123
山東町森林組合	朝来市 山東町末歳 225-23	079-676-4092
朝来森林組合	朝来市 多々良木 213-1	079-678-0111
< 特別養護老人ホーム >		
いくの喜楽苑	朝来市 生野町竹原野 240	079-679-3011
平生園	朝来市 和田山町竹田 1779	079-674-0174
緑風の郷	朝来市 山東町一品 424	079-676-3411
あさがおホール	朝来市 新井 148	079-677-1901
< デイサービスセンター >		
かしのき園	朝来市 和田山町宮田 187-4	079-672-0405
さくらの苑	朝来市 和田山町竹田 1958	079-674-0264
なごみの郷	朝来市 和田山町林垣 80-2	079-675-3770
< 介護老人保険施設 >		
あさご長寿苑	朝来市 多々良木 1523	079-678-1181
< その他福祉施設 >		
朝来市障害者社会活動拠点施設「まつぼっくり」	朝来市 生野町口銀谷 372-7	079-679-4153

名 称	所 在 地	電話番号
朝来市知的障害者小規模通所授産施設 「わだやま作業所」	朝来市 和田山町柳原 306-2	079-672-6532
朝来市精神障害者小規模通所授産施設 「わかば作業所」	朝来市 和田山町東谷 213-13	079-672-5908
障害者通所授産施設「ヒメハナ作業所」	朝来市 山東町喜多垣 301	079-676-4281
朝来市知的障害者小規模通所授産施設 「やまびこ作業所」	朝来市 新井 148	079-677-1613
身体障害者療護施設「真生園」	朝来市 和田山町竹田 1958	079-674-0131
身体障害者授産施設「恵生園」	朝来市 和田山町竹田 1811	079-674-0011
身体障害者通所授産施設「和生園」	朝来市 和田山町秋葉台 1-72	079-672-5639
身体障害者通所ホーム「和生園」	朝来市 和田山町秋葉台 1-99	079-672-4265
高齢者グループホーム「わらしべ」	朝来市 和田山町竹田 1957-1	079-670-6677
児童養護施設「若草寮」	朝来市 山東町大内 505	079-676-2123
<その他関係団体等>		
朝来市建設業協会（代表：但南建設株）	朝来市 山東町滝田 148-1	079-676-3121
イオン(株)ジャスコ和田山店	朝来市 和田山町枚田岡 774	079-670-2863
兵庫県電気工事工業組合 （朝来市地区代表：(有)大成電気）	朝来市 羽淵 222	079-677-1828
近畿コカ・コーラボトリング(株)ベンディング 営業部北近畿支店	朝来市 和田山町枚田 641	079-672-0522
たじま農業協同組合和田山支店	朝来市 和田山町立ノ原 43	079-672-3107

災害時の連絡先 (2 県、国及び防災関係機関等)

名 称	所 在 地	電話番号
< 兵庫県 >		
兵庫県災害対策本部	〒650-8567 神戸市中央区中山手通 5-2	TEL:078-362-9900 FAX:078-362-9911
兵庫県災害対策センター	〃	TEL:078-362-9898 FAX:078-362-9911
兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課	〃	TEL:078-362-9988 FAX:078-362-9911
兵庫県消防防災航空隊 (神戸市消防局警防部司令課)	〒650-0046 神戸市中央区港島中町 8-1	TEL:078-331-0986 FAX:078-331-0987
兵庫県但馬県民局防災課	〒668-0025 豊岡市幸町 7-11	TEL:0796-26-3618 FAX:0796-24-7490
兵庫県但馬教育事務所教育推進課	〃	TEL:0796-26-3774 FAX:0796-24-4327
兵庫県但馬県民局和田山分室総務調整課	〒669-5202 朝来市和田山町東谷 213-96	TEL:079-672-6850 FAX:079-672-4083
兵庫県朝来健康福祉事務所業務・調整担当	〃	TEL:079-672-6863 FAX:079-672-5992
兵庫県朝来農林振興事務所業務・調整担当	〃	TEL:079-672-6876 FAX:079-672-0505
兵庫県朝来農林振興事務所土地改良センター 管理課	〃	TEL:079-672-6894 FAX:079-672-0489
兵庫県朝来農業改良普及センター地域課	〃	TEL:079-672-6890 FAX:079-672-0505
兵庫県養父土木事務所管理課	〒667-0022 養父市八鹿町下網場 320	TEL:079-662-2172 FAX:079-662-3445
兵庫県養父土木事務所朝来事業所	〒679-3431 朝来市新井 80-3	TEL:079-677-0545 FAX:079-677-0597
兵庫県姫路土木事務所生野ダム管理所	〒679-3323 朝来市生野町竹原野 34-10	TEL:079-679-2433 FAX:079-679-4256
兵庫県警察本部警備部災害対策課	〒650-8510 神戸市中央区下山手通 5-4-1	TEL:078-341-7441
朝来警察署警備課	〒669-5213 朝来市和田山町玉置 653-2	TEL:079-672-0110 FAX:079-672-0210
朝来警察署生野警部派出所	〒679-3301 朝来市生野町口銀谷 2243-1	TEL:079-679-2004
< 指定地方行政機関・自衛隊 >		
国土交通省近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所	〒668-0025 豊岡市幸町 10-3	TEL:0796-22-3126 FAX:0796-24-5267
国土交通省近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所 八鹿国道維持出張所	〒667-0044 養父市八鹿町国木 134-1	TEL:079-662-3191 FAX:079-662-3193
国土交通省近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所 朝来国道維持出張所	〒669-5202 朝来市和田山町東谷 13-1	TEL:079-672-5105 FAX:079-672-5126
近畿管区警察局広域調整第二課	〒540-0008 大阪市中央区大手前 2-1-22	TEL:06-6944-1234 FAX:06-6945-4489
近畿総合通信局陸上第一課	〒540-8795 大阪市中央区大手前 1-5-44	TEL:06-6942-8555 FAX:06-6920-0611
近畿財務局神戸財務事務所総務課	〒650-0024 神戸市中央区海岸通 29	TEL:078-391-6941 FAX:078-391-2506

名 称	所 在 地	電話番号
神戸税関総務部総務課総務第一係	〒650-0041 神戸市中央区新港町 12-1	TEL:078-333-3000 FAX:078-333-3127
近畿厚生局総務課	〒541-8556 大阪市中央区大手前 4-1-76	TEL:06-6942-2241 FAX:06-6946-1500
近畿農政局兵庫農政事務所総務課	〒650-0024 神戸市中央区海岸通 29	TEL:078-331-9941 FAX:078-331-5177
近畿農政局兵庫農政事務所地域第二課	〒668-0043 豊岡市桜町 14-5	TEL:0796-22-2171 FAX:0796-22-2172
近畿運輸局神戸運輸監理部総務企画部 安全防災危機管理調整官	〒650-0042 神戸市中央区波止場町 1-1	TEL:078-321-3473 FAX:078-321-3474
近畿中国森林管理局兵庫森林管理署総務課	〒671-2573 宍粟市山崎町今宿 100-1	TEL:0790-62-0653 FAX:0790-62-4790
近畿経済産業局総務企画部総務課	〒540-8535 大阪市中央区大手前 1-5-44	TEL:06-6966-6001 FAX:06-6966-6071
中部近畿産業保安監督部近畿支部管理課	〒540-8535 大阪市中央区大手前 1-5-44	TEL:06-6966-6061 FAX:06-6966-6095
兵庫労働局但馬労働基準監督署	〒668-0031 豊岡市大手町 9-15	TEL:0796-22-5145 FAX:0796-22-5146
兵庫労働局八鹿公共職業安定所	〒667-0021 養父市八鹿町八鹿 1121-1	TEL:079-662-2217 FAX:079-662-7169
神戸海洋気象台業務課	〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通 1-4-3	TEL:078-222-8907 FAX:078-222-8942
陸上自衛隊第3特科隊	〒670-8580 姫路市峰南町 1-70	TEL:0792-22-4001 FAX:0792-22-4001
自衛隊兵庫地方協力本部渉外広報室	〒650-0042 神戸市中央区波止場町 1-1	TEL:078-331-9896 FAX:078-331-5846
< 指定公共機関 >		
郵便局(株)和田山郵便局	〒669-5202 朝来市和田山町東谷 105-1	TEL:079-672-2152
郵便局(株)生野郵便局	〒679-3301 朝来市生野町口銀谷 504-1	TEL:079-679-2981
郵便局(株)梁瀬郵便局	〒669-5102 朝来市山東町大垣 52-4	TEL:079-676-2050
郵便局(株)新井郵便局	〒679-3431 朝来市新井 67-1	TEL:079-677-0050
西日本旅客鉄道(株)福知山支社企画業務課	〒620-0000 福知山市天田 118-1	TEL:0773-23-4302
西日本旅客鉄道(株)福知山支社運輸指令所 (運輸管理部門)	〒620-0000 福知山市天田 118-1	TEL:0773-23-7679
西日本旅客鉄道(株)福崎鉄道部	〒679-2212 神崎郡福崎町福田 303	TEL:0790-33-7321
西日本旅客鉄道(株)和田山駅	〒669-5203 朝来市和田山町寺谷 184-5	TEL:079-672-3140
西日本旅客鉄道(株)竹田駅	〒669-5252 朝来市和田山町竹田 241	TEL:079-674-0933
西日本旅客鉄道(株)生野駅	〒679-3301 朝来市生野町口銀谷 229	TEL:079-679-3067
西日本旅客鉄道(株)梁瀬駅	〒669-5101 朝来市山東町滝田 258-3	TEL:079-676-2052
西日本旅客鉄道(株)新井駅	〒679-3431 朝来市新井 608-3	TEL:079-677-0043

名 称	所 在 地	電話番号
西日本電信電話(株)兵庫支店 災害対策グループ	〒650-0024 神戸市中央区海岸通 11 番	TEL:078-362-0354 FAX:078-367-2447
K D D I (株)関西総支社管理部	〒540-0001 大阪市中央区城見 2-2-72	TEL:06-4965-8200 FAX:06-4965-8400
ソフトバンクテレコム(株)総務部	〒105-7316 東京都港区東新橋 1-9-1	TEL:03-6888-8000 FAX:03-6215-5653
(株)N T T ドコモ関西 NWサービス部災害対策室	〒658-0046 大阪市北区梅田 1-10-1	TEL:06-6457-8621 FAX:06-6457-4326
ソフトバンクモバイル(株) コーポレートセキュリティ室	〒105-7316 東京都港区東新橋 1-9-1	TEL:03-6889-6304 FAX:03-6889-6603
関西電力(株)豊岡営業所	〒668-0044 豊岡市山王町 7-37	TEL:0796-22-3150
関西電力(株)奥多々良木発電所	〒679-3423 朝来市多々良木 156-1	TEL:079-678-0245 FAX:079-678-0397
関西電力(株)多々良木ダム事務所	〒679-3423 朝来市多々良木 1198	TEL:079-678-0409
日本銀行神戸支店文書課	〒650-0034 神戸市中央区京町 81	TEL:078-334-1116 FAX:078-325-2095
日本赤十字社兵庫県支部事業部救護福祉課	〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通 1-4-5	TEL:078-241-9889 FAX:078-241-6990
日本放送協会神戸放送局放送部(ニュース)	〒650-8515 神戸市中央区中山手通 2-24-7	TEL:078-252-5083 FAX:078-252-5110
日本通運(株)豊岡支店営業課	〒668-0061 豊岡市上佐野 1680-5	TEL:0796-22-5381 FAX:0796-22-5353
佐川急便(株)関西支社管理部総務課	〒554-0024 大阪市北区島屋 4-4-51	TEL:06-6460-1122 FAX:06-6460-1125
ヤマト運輸(株)姫路主管支店社会貢献課	〒671-0252 姫路市花田町加納原田 661-1	TEL:0792-53-7505 FAX:0792-53-6808
< 指定地方公共機関等 >		
全但バス(株)営業部管理課	〒670-0021 養父市八鹿町八鹿 113-1	TEL:079-662-2131 FAX:079-662-4180
神姫バス(株)バス事業部運輸課	〒670-0913 姫路市西駅前 1	TEL:0794-23-1347 FAX:0792-81-2620
(社)兵庫県トラック協会総務部	〒657-0043 神戸市灘区大石東町 2-4-27	TEL:078-882-5556 FAX:078-882-5565
兵庫県道路公社播但連絡道路管理事務所	〒679-2204 神崎郡福崎町西田原字東水田 1949	TEL:0790-22-4900 FAX:0790-22-5325
兵庫県道路公社遠坂トンネル管理事務所	〒669-5264 朝来市和田山町加都 666-1	TEL:079-674-1916 FAX:079-674-1918
(株)ラジオ関西報道事業制作部	〒650-8580 神戸市中央区東川崎町 1-1-5	TEL:078-362-7377 FAX:078-362-7403
(株)サンテレビジョン編成局	〒650-8536 神戸市中央区港島中町 6-9-1	TEL:078-303-3136 FAX:078-303-3152
(株)Kiss - F M K O B E 編政局編成部	〒650-8589 神戸市中央区波止場町 5-4	TEL:078-322-1003 FAX:078-322-1008
(社)兵庫県エルピーガス防災協会	〒650-0004 神戸市中央区中山手通 7-28-33	TEL:078-361-8068 FAX:078-361-8069
(社)兵庫県医師会事務局	〒651-0086 神戸市中央区磯上通 6-1-11	TEL:078-231-4114 FAX:078-231-8111
< 近隣市町等 >		
豊岡市総務部防災課防災係	〒668-8666	TEL:0796-23-1111

名 称	所 在 地	電話番号
	豊岡市中央町 2-4	FAX:0796-24-2575
養父市総務部	〒667-8651 養父市八鹿町八鹿 1675	TEL:079-662-3161 FAX:079-662-7491
香美町町民課消防防災係	〒669-6592 美方郡香美町香住区香住 1595-3	TEL:0796-36-1111 FAX:0796-36-3809
新温泉町町民課消防防災係	〒669-6792 美方郡新温泉町浜坂 2673-1	TEL:0796-82-5621 FAX:0796-82-2970
姫路市消防局防災課	〒670-8501 姫路市安田 4-1	TEL:0792-23-9551 FAX:0792-23-9535
神河町環境防災課	〒679-3116 神崎郡神河町寺前 64	TEL:0790-34-0963 FAX:0790-34-1556
宍粟市企画部まちづくり防災課	〒671-2573 宍粟市山崎町今宿 6	TEL:0790-63-3065 FAX:0790-63-3064
丹波市生活部生活安全課	〒669-3692 丹波市氷上町成松字甲賀 1	TEL:0795-82-1001 FAX:0795-82-1821
多可町防災監	〒679-1192 多可郡多可町中区中村町 123	TEL:0795-32-2380 FAX:0795-32-3814
福知山市総務部総務課防災係	〒620-8501 福知山市字内記 13-1	TEL:0773-22-6111 FAX:0773-23-6537
< 近隣消防本部 >		
豊岡市消防本部警防課	〒668-0055 豊岡市昭和町 4-33	TEL:0796-24-8033 FAX:0796-24-2119
養父市消防本部警防課	〒667-0043 養父市八鹿町高柳 173	TEL:079-662-0119 FAX:079-662-7764
美方広域消防事務組合消防本部警防課	〒669-6803 美方郡新温泉町今岡 257-1	TEL:0796-92-0119 FAX:0796-92-0594
姫路市消防局防災課	〒670-8501 姫路市安田 4-1	TEL:0792-23-0003 FAX:0792-23-8222
宍粟市消防本部消防課	〒671-2542 宍粟市山崎町船元 34-1	TEL:0790-62-0119 FAX:0790-63-0119
丹波市消防本部警防課	〒669-3311 丹波市柏原町母坪 371-1	TEL:0795-72-2255 FAX:0795-72-1155
西脇多可行政事務組合 にしたか消防本部消防課	〒677-0054 西脇市野村町 1796-502	TEL:0795-23-3056 FAX:0795-23-6119

3-2 警報・注意報の種類・基準

気象警報・注意報の基準（気象庁）

	地域	注意報	警報
大雨	但馬南部	R1：40mm 以上	R1：70mm 以上
		土壌雨量指数：106 以上	土壌雨量指数：138 以上
洪水	但馬南部	R1：40mm 以上 かつ RT：50mm 以上	R1：70mm 以上
			R3：60mm 以上かつ 流域雨量指数：円山川 20
		流域雨量指数：円山川 18、 神子畑川 4、市川 9	流域雨量指数：円山川 22、 神子畑川 6、市川 17
記録的短時間 大雨情報	兵庫県北部	R1：80mm 以上	
強風(平均風速)	兵庫県北部	陸上 10m/s 以上	
風雪(平均風速)	兵庫県北部	陸上 10m/s 以上 雪を伴う	
暴風(平均風速)	兵庫県北部		陸上 20m/s 以上
暴風雪(平均風速)	兵庫県北部		陸上 20m/s 以上 雪を伴う
大雪	兵庫県北部	30cm 以上(24 時間降雪の深さ)	60cm 以上(24 時間降雪の深さ)
なだれ	兵庫県北部	積雪の深さ 70cm 以上(気象官署の値)あり降雪の深さ 20cm 以上 積雪の深さ 50cm 以上(気象官署の値)あり最高気温が 7 以上(気象官署の値)又は降雨	

R1：1 時間雨量、R3：3 時間雨量、R24：24 時間雨量、RT：総雨量

3-3 災害時の広報文例

広報にあたっては、以下の事項に留意することとする。

災害発生直後には、情報の空白時間帯をつくらぬよう、防災行政無線、ケーブルテレビ（音声告知放送）、広報車、ファクシミリ（各区长宅）等あらゆる手段を用いて、市民に正確な情報を早く提供する。

災害発生直後には、広報すべき項目が多いため、状況に応じて情報が具体的になるよう心掛けるとともに、必要な事項を取捨選択し何回かに分けてくりかえし情報を提供する。

広報の頭には必ず「こちらは朝来市災害対策本部（対策本部設置前は、朝来市役所防災安全課又は朝来市災害警戒本部）です。」により放送を開始し、最後は、「以上、朝来市災害対策本部（対策本部設置前は、朝来市役所防災安全課又は朝来市災害警戒本部）」で終わる。

広報は、2回繰り返すことをもって1セットとして使用する。

< 文例一覧 >

- [文例 1] 台風接近等の警戒広報
- [文例 2] 気象警報の発令
- [文例 3] 水防指令の発令
- [文例 4 - 1] 地震発生後2時間以内の場合
- [文例 4 - 2] 地震発生後2時間～6時間の場合
- [文例 4 - 3] 地震発生後6時間以降の場合
- [文例 5] 火災地区住民への避難準備、避難勧告・指示の伝達
- [文例 6] 崖くずれ危険地区住民への避難勧告・指示の伝達
- [文例 7] 水災地区住民への避難準備、避難勧告・指示の伝達
- [文例 8] 原子力災害時の避難勧告等
- [文例 9] 市民相談所の開設
- [文例 10] 安心情報の伝達
- [文例 11] 道路状況と交通規制
- [文例 12] 公共交通機関の運行状況
- [文例 13] 避難所の開設
- [文例 14] 救護所の開設状況
- [文例 15] 応急給水の供給状況
- [文例 16] 水利用にあたっての市民への協力要請
- [文例 17] 食糧等の供給
- [文例 18] ごみ・し尿の収集状況
- [文例 19] 防犯・防火の広報
- [文例 20] 防疫・保健衛生の広報
- [文例 21] 学校等の再開
- [文例 22] 電気の復旧状況
- [文例 23] 水道の復旧状況
- [文例 24] 電話の復旧状況

[文例 2 5] 道路の復旧状況

[文例 2 6] バスの運行状況

[文例 1] 台風接近等の警戒広報

こちらは朝来市役所防災安全課です。

- ・大型で非常に強い台風 号は、本日 日の夕方から明日 日の明け方にかけて当地方に最も接近する見込みです。
- ・降り始めからの雨量は市内 地域で既に ミリを超えています。
- ・今後、 ミリ程度の雨量が予想されており、短時間に非常に激しい雨が降るおそれがあります。
- ・山崩れ、がけ崩れ、河川の増水や氾濫、強風に厳重に警戒してください。
- ・強風により、屋根瓦やトタン等の飛散のおそれもありますので、十分な注意・警戒をお願いします。
- ・あらかじめ、水路・水門の開閉確認をお願いします。

くりかえしてお知らせします。……………以上、朝来市役所防災安全課でした。

[文例 2] 気象警報の発令

こちらは朝来市災害警戒本部（朝来市災害対策本部）です。

- ・本日、午前（後） 時 分、当地方に暴風・大雨・洪水警報が発令されました。
- ・全域で 日昼過ぎから南西の風が非常に強くなり大雨のおそれもあります。
- ・暴風、大雨に厳重に警戒し、土砂災害や河川の増水に注意してください。

くりかえしてお知らせします。……………以上、朝来市災害警戒本部（朝来市災害対策本部）でした。

[文例 3] 水防指令の発令

こちらは朝来市災害警戒本部（朝来市災害対策本部）です。

- ・本日、午前（後） 時 分、水防指令第 号が発令されました。
- ・大雨により 川の水位が、はんらん注意水位を超えています。
- ・消防団員は分団長等指揮者のもと、各分団で防災活動に当たってください。
- ・市民の方は、河川に近づかないようにしてください。
- ・河川の近くで、浸水のおそれがある地域に住んでおられる方は、いつでも避難できるように準備をしてください。

くりかえしてお知らせします。……………以上、朝来市災害警戒本部（朝来市災害対策本部）でした。

[文例 4 - 1] 地震発生後 2 時間以内の場合

こちらは朝来市災害対策本部です。市では先程の地震により朝来市防災センターに災害対策本部、本庁及び各支所に支所対策部を設置し応急対策に取り組むことになりましたのでお知らせします。

《応急対策広報》

こちらは朝来市災害対策本部です。皆さん怪我はありませんでしたか。

- ・倒壊した建物等の下敷きになっている人がいれば、至急、朝来市消防本部（119番）又は朝来市災害対策本部（672-6010）に連絡をして、ご近所の方と協力して救出をお願いします。
 - ・怪我をされた方はおられませんか。もしも、怪我をされた方があれば、至急、朝来市消防本部（119番）又は朝来市災害対策本部（672-6010）に連絡をしてください。
- くりかえしてお知らせします。……………以上、朝来市災害対策本部でした。

《地震情報》

こちらは朝来市災害対策本部です。地震情報をお知らせします。

- ・さきほどの地震は「震度」と発表されました。
 - ・余震は、まだ続いております。余震は本震ほど強くはありませんが、十分に注意して下さい。
- くりかえしてお知らせします。……………以上、朝来市災害対策本部でした。

《一般広報》

こちらは朝来市災害対策本部です。地震時の注意事項についてお知らせします。

- ・余震により倒壊のおそれのある建物には、立ち入らないようにしてください。
 - ・ガラスの破片などで怪我をしないよう、靴をはいてください。
 - ・建物のまわりはガラスや壁、看板などが落ちてくる危険があります。注意してください。
 - ・壊れた建物の側や狭い路地を通るときは屋根瓦やブロック塀に注意し、なるべく道路の中央を歩いてください。
 - ・垂れ下がった電線は危険です。絶対に触れないようにしてください。
 - ・避難する場合や、やむをえず外出される場合には、行き先が分かるよう、玄関先に連絡場所等が分かるメモを貼っておいてください。
 - ・地震で一番怖いのは火事です。消し忘れた火がないか落ちていてまわりを点検してください。
 - ・ガス漏れがないか確認してください。もしも、ガスが漏れているようであれば爆発のおそれがありますので、ライターやろうそくは使用しないでください。また電気のスイッチにも手を触れないようにしてください。
 - ・電話がつながりにくくなっています。緊急電話以外は今しばらく使用しないでください。
 - ・地震により受話器が外れたままになっていませんか。今一度確かめてください。
 - ・水道水が使えるようであれば水はできるだけ確保しておいてください。
 - ・水洗トイレのタンク内の水も飲み水や料理に使用することができます。流さないようにしてください。
 - ・ご近所にお年寄りだけの家庭や子供さんだけ残っておられる家はありますか。もしも、そのような家庭があれば安全確認をしてあげてください。
 - ・テレビやラジオをつけて、正確な情報を得てください。
 - ・出所のわからない情報（デマ）には耳を貸さないようにしてください。また他人にも伝えないうでください。
 - ・被災現場の見物は消防活動などの支障となりますので、行かないようにしてください。
 - ・車の使用は救急活動などの支障となりますので、使用しないでください。
 - ・車を放置される場合は、道路の左側に寄せて、鍵はつけたままにしておいてください。
 - ・区の役員や消防団員等の指示に従うとともに協力をお願いします。
- くりかえしてお知らせします。……………以上、朝来市災害対策本部でした。

[文例 4 - 2] 地震発生後 2 時間 ~ 6 時間の場合

《応急対策広報》

こちらは朝来市災害対策本部です。地震関連情報をお知らせします。

- ・怪我人はいないか確認をしてください。もしも、怪我をされた方があれば 病院、
医院、 救護所で応急処置を行っておりますので治療を受けてください。
- ・これまでに分かった朝来市の被害は、亡くなった方が 人、重傷の方が 人です。
- ・朝来市の家屋の被害状況は、全壊が 棟、半壊が 棟です。
- ・今回の地震で被害が集中している地域は です。
- ・現在、市内の電気、水道は全て供給を停止しています。復旧は 頃になる予定です。
くりかえしてお知らせします。……………以上、朝来市災害対策本部でした。

《地震情報》

こちらは朝来市災害対策本部です。地震情報をお知らせします。

- ・現在のところ地震はおさまっていますが、余震があるかもしれません。余震は本震ほど強
くありませんが、十分に注意をしてください。
くりかえしてお知らせします。……………以上、朝来市災害対策本部でした。

《一般広報》

こちらは朝来市災害対策本部です。地震時の注意事項についてお知らせします。

- ・小さい子供さんがおられる家庭では、できるだけ一緒にいて、元気づけてあげてください。
- ・ご近所の方々は全員無事でしたか。もしも、顔の見えない方がおられましたら無事であつ
たか確認をお願いします。
- ・ご近所にお年寄りだけの家庭や子供さんだけ残っておられる家はありますか。もしも、
そのような家庭があれば安全確認をしてあげてください。
- ・ご近所の方々に助けを必要とする人がおられたら手伝ってあげてください。
- ・水は無駄に使用しないでください。
- ・電話がつながりにくくなっています。緊急電話以外は今しばらく使用しないでください。
- ・車の使用は救急活動などの支障となりますので、使用しないでください。
- ・被災現場の見物は消防活動などの支障となりますので、行かないようにしてください。
- ・テレビやラジオをつけて、正確な情報を得てください。
- ・出所のわからない情報（デマ）には耳を貸さないようにしてください。また、他の人にも
伝えないでください。
- ・ガス漏れがないか確認をしてください。もしも、ガスが漏れているようであれば爆発のお
それがありますので、ライターやろうそくは使用しないでください。また、電気のスイッ
チにも手を触れないようにしてください。
くりかえしてお知らせします。……………以上、朝来市災害対策本部でした。

[文例 4 - 3] 地震発生後 6 時間以降の場合

《応急対策広報》

こちらは朝来市災害対策本部です。地震関連情報をお知らせします。 地区では、
を避難所として開設しております。避難をする人はこの施設を利用してください。

- ・これまでに分かった朝来市の被害は、亡くなった方が 人、重傷の方が 人です。
- ・朝来市の家屋の被害状況は、全壊が 棟、半壊が 棟です。
- ・今回の地震で集中している地域は です。

くりかえしてお知らせします。……………以上、朝来市災害対策本部でした。

《地震情報》

こちらは朝来市災害対策本部です。地震情報をお知らせします。

- ・現在のところ地震はおさまっていますが、余震があるかもしれません。余震は本震ほど強くありませんが、十分に注意をしてください。

くりかえしてお知らせします。……………以上、朝来市災害対策本部でした。

《一般広報》

こちらは朝来市災害対策本部です。地震時の注意事項についてお知らせします。

- ・小さい子供さんがおられる家庭はできるだけ一緒にいて、元気づけてあげてください。
- ・ご近所の方々は全員無事でしたか。もしも、顔の見えない方がおられましたら無事であったか確認をお願いします。
- ・ご近所にお年寄りだけの家庭や子供さんだけ残っておられる家はありませんか。もしも、そのような家庭があれば安全確認をしてあげてください。
- ・ご近所の方々に助けを必要とする人があれば手伝ってあげてください。
- ・水は無駄に使用しないでください。
- ・電話がつながりにくくなっています。緊急電話以外は今しばらく使用しないでください。
- ・車の使用は救急活動などの支障となりますので、使用しないでください。
- ・被災現場の見物は消防活動などの支障となりますので、行かないようにしてください。
- ・テレビやラジオをつけて、正確な情報を得てください。
- ・出所のわからない情報（デマ）には耳を貸さないようにしてください。また、他の人にも伝えないでください。
- ・ガス漏れがないか確認をしてください。もしも、ガスが漏れているようであれば爆発のおそれがありますので、ライターやろうそくは使用しないでください。また、電気のスイッチにも手を触れないようにしてください。

くりかえしてお知らせします。……………以上、朝来市災害対策本部でした。

[文例 5] 火災地区住民への避難準備、避難勧告・指示の伝達

《避難準備》

緊急放送。緊急放送。こちらは朝来市災害対策本部です。火災情報をお知らせします。

- ・ 地区周辺で火災が発生しました。
 - ・ 火災は、現在 方向へ燃え広がっていますので、避難の準備をしてください。
(地区の火災は、 方向へ燃え広がる危険があります。)
 - ・ 飛び火には十分注意をしてください。
 - ・ お年寄りや子供さんなどは、安全な (小学校、中学校、地区公民館) へ早めに避難してください。
 - ・ 火の元を消してください。
 - ・ 避難する際の荷物は、肩に掛けられる程度の最小限にとどめ、両手はあけておきましょう。
- くりかえしてお知らせします。……………以上、朝来市災害対策本部でした。

《避難勧告・指示》

緊急放送。緊急放送。こちらは朝来市災害対策本部です。

- ・ 避難勧告(指示)が出されました。 地域の方は全員 (小学校、中学校、地区公民館) へ避難してください。
 - ・ 火災は、現在 方面へ燃え広がっております。 地区の方は (小学校、中学校、地区公民館) へ避難してください。
 - ・ 火災はさらに広がるもようです。広域避難地である へ早めに避難してください。
なお、現場の警察官や市職員・消防職員・消防団員などの指示に従い、落ち着いて避難してください。
- くりかえしてお知らせします。……………以上、朝来市災害対策本部でした。
(市民の避難が完了するまで繰り返すこと)

[文例 6] 崖くずれ危険地区住民への避難勧告・指示の伝達

《避難勧告・指示》

緊急放送。緊急放送。こちらは朝来市災害対策本部です。崖くずれに関する情報をお知らせします。

- ・ 地区は、崖くずれのため危険となり避難勧告(指示)が出されたので、 地区の方は全員 (小学校、中学校、地区公民館) へ避難してください。
 - ・ 避難勧告(指示)が出されました。 (小学校、中学校、地区公民館) へ避難してください。なお、現場の警察官や市職員・消防職員・消防団員などの指示に従い、落ち着いて避難してください。
- くりかえしてお知らせします。……………以上、朝来市災害対策本部でした。
(市民の避難が完了するまで繰り返すこと)

[文例 7] 水災地区住民への避難準備、避難勧告・指示の伝達

《避難準備》

こちらは朝来市災害対策本部です。水害に関する情報をお知らせします。

- ・堤防の決壊によって、地区付近は危険な状態になってきておりますので、避難の準備をしてください。
- ・お年寄りや子供さんなどは、安全な（小学校、中学校、地区公民館）へ早めに避難してください。
- ・避難する際の荷物は肩に掛けられる程度の最小限にとどめ、両手は空けておきましょう。
- ・火の元を消してください。

くりかえしてお知らせします。……………以上、朝来市災害対策本部でした。

《避難勧告・指示》

緊急放送。緊急放送。こちらは朝来市災害対策本部です。水害に関する情報をお知らせします。

- ・この地区は水害のおそれがあるため避難勧告（指示）が出されました。地区の方は全員（小学校、中学校、地区公民館）へ避難してください。
- ・避難勧告（指示）が出されました。（小学校、中学校、地区公民館）へ避難してください。
- ・避難する際の荷物は肩に掛けられる程度の最小限にとどめ、両手は空けておきましょう。なお、現場の警察官や市職員・消防職員・消防団員などの指示に従い、落ち着いて避難してください。

くりかえしてお知らせします。……………以上、朝来市災害対策本部でした。

（市民の避難が完了するまで繰り返すこと）

[文例 8] 原子力災害時の避難勧告等

緊急放送、緊急放送、こちらは朝来市災害対策本部です。

- ・原子力災害による避難勧告（指示）発令。
- ・原子力災害による避難勧告（指示）発令。
- ・地区に避難勧告（指示）を発令しました。
- ・時分頃、道路付近において、核燃料物質を輸送中の車両に事故が発生しました。
- ・今後、この地域では放射能による汚染が予想されますので、地区の住民は直ちに又は地区以外の屋内へ避難してください。
- ・毛布、着替え、食料、水などを持参してください。

くりかえしてお知らせします。……………以上、朝来市災害対策本部でした。

[文例 9] 市民相談所の開設

こちらは朝来市災害対策本部です。市民相談所の開設についてお知らせします。

- ・市民相談所を、
に設置しました。
 - ・市民相談所では、行方が分からなくなった家族や知人の捜索の受付を行うほか、災害対策本部が把握している各種の情報提供を行っております。
- くりかえしてお知らせします。……………以上、朝来市災害対策本部でした。

[文例 10] 安心情報の伝達

こちらは朝来市災害対策本部です。現在把握している安心情報をお知らせします。

- ・地区では、半壊以上の被害はでておりません。
 - ・市立（保育所、幼稚園、小学校、中学校）の園児、児童、生徒は全員無事との報告が入ってきておりますので安心してください。なお、園児や児童・生徒などは、全員、各学校で保護しております。
 - ・市立（保育所、幼稚園、小学校、中学校）では数人の怪我人が出ておりますが、いずれも軽傷ですので安心してください。
 - ・市立小学校、中学校は、学校への延焼火災が心配されておりましたが、現在はそのおそれはなくなりました。
 - ・会社の工場（事務所）は、従業員（社員）全員の無事が確認されましたので安心してください。
- くりかえしてお知らせします。……………以上、朝来市災害対策本部でした。

[文例 11] 道路状況と交通規制

こちらは朝来市災害対策本部です。道路交通情報をお知らせします。

- ・現在、市内の道路は、全ての車の通行が禁止されております。市民の皆さん、車は使用しないでください。
 - ・現在、朝来市内の道路と自動車道はすべて車の通行が禁止されております。
 - ・現在、朝来市内の道路のうち（線、通り）はのため通行が禁止されております。
- くりかえしてお知らせします。……………以上、朝来市災害対策本部でした。

[文例 12] 公共交通機関の運行状況

こちらは朝来市災害対策本部です。交通機関の運行状況をお知らせします。

- ・現在、バス等の交通機関は、地震のためすべて運転を中止しております。
 - ・各交通機関では、路線等の点検を行っておりますが、運転再開の見通しはたっておりません。
 - ・運転の見通しや運行の状況については、テレビやラジオから情報を得てください。
 - ・現在、線の全区間、線のとの間で運転が再開されました。
- くりかえしてお知らせします。……………以上、朝来市災害対策本部でした。

[文例 1 3] 避難所の開設

こちらは朝来市災害対策本部です。避難所の開設についてお知らせします。

- ・朝来市では、小学校、中学校、公民館を避難所として開設いたしました。被災された方は最寄りの避難所に避難してください。

くりかえしてお知らせします。……………以上、朝来市災害対策本部でした。

[文例 1 4] 救護所の開設状況

こちらは朝来市災害対策本部です。救護所の開設状況についてお知らせします。

- ・ケガをされた方のため、救護所を小学校、中学校に開設しております。

くりかえしてお知らせします。……………以上、朝来市災害対策本部でした。

[文例 1 5] 応急給水の供給状況

こちらは朝来市災害対策本部です。応急給水の供給状況についてお知らせします。

- ・現在、市内全域(地域)は断水しています。
- ・市では、小学校、中学校、公民館において 時より飲み水を配る予定をしております。

くりかえしてお知らせします。……………以上、朝来市災害対策本部でした。

[文例 1 6] 水使用にあたっての市民への協力要請

こちらは朝来市災害対策本部です。水の利用の注意事項についてお知らせします。

- ・水は大切に使いましょう。無駄な水の使用はやめてください。
- ・長い間くみ置いた水は必ず沸かしてから飲んでください。
- ・蛇口から濁った水が出た場合は、バケツ等にくみ置き、うわ水を沸かして利用してください。
- ・底にたまった濁り水やくみ替えた水は、掃除や洗濯などの生活用水に使用するなど、水の有効使用に努めましょう。
- ・水洗トイレのタンクの水も、飲み水になります。飲み水を確保するため、トイレの水は流さないでください。

くりかえしてお知らせします。……………以上、朝来市災害対策本部でした。

[文例 1 7] 食糧等の供給

こちらは朝来市災害対策本部です。食糧等の供給についてお知らせします。

- ・地域の皆さんには、小学校・中学校において 時より食糧(毛布)などを配る予定をしております。被災された方は取りにお越しくください。

くりかえしてお知らせします。……………以上、朝来市災害対策本部でした。

[文例 18] ごみ・し尿の収集状況

こちらは朝来市災害対策本部です。ごみ(し尿)の収集状況についてお知らせします。

- ・現在、 のため、市内全域でごみ(し尿)の収集作業を中止しています。
- ・ 地域については、 ごみ(し尿)は、 日頃に収集作業が再開される予定です。くりかえしてお知らせします。……………以上、朝来市災害対策本部でした。

[文例 19] 防犯・防火の広報

こちらは朝来市災害対策本部です。市民の皆さんへ防犯・防火のお願いです。

- ・現在、警察・消防ではパトロールを強化し、防犯・防火に努めております。
- ・市民の皆さん、家の戸締まりや火の始末を必ず行ってください。
- ・夜の外出はなるべくやめましょう。

くりかえしてお知らせします。……………以上、朝来市災害対策本部でした。

[文例 20] 防疫・保健衛生の広報

こちらは朝来市災害対策本部です。市民の皆さんに衛生上の注意事項をお知らせします。

- ・飲み水は、安全のため、沸かして飲むようにしてください。
- ・食中毒にならないよう、食品は必ず火を通したものを食べるようにしてください。
- ・熱が出たり、下痢など身体に異常のある方は、すぐ医師の手当を受けてください。

くりかえしてお知らせします。……………以上、朝来市災害対策本部でした。

[文例 21] 学校等の再開

こちらは朝来市災害対策本部です。保育所、幼稚園、小学校、中学校の授業の再開についてお知らせします。

- ・ 保育所は 日から、 幼稚園は 日から開園します。
- ・ 小学校は 日から、 中学校は、 日から授業を再開します。

くりかえしてお知らせします。……………以上、朝来市災害対策本部でした。

[文例 22] 電気の復旧状況

こちらは朝来市災害対策本部です。電気の復旧状況についてお知らせします。

- ・現在、市内全域が停電しています。
- ・ 地域は 日 時頃、復旧する見込みです。
- ・ 地域を除き、 日 時頃には復旧する見込みです。
- ・現在、 地区一帯が停電していますが、 地区は 日頃に、 地区、 地区については 日頃に復旧する見込みです。

くりかえしてお知らせします。……………以上、朝来市災害対策本部でした。

[文例 2 3] 水道の復旧状況

こちらは朝来市災害対策本部です。水道の復旧状況についてお知らせします。

- ・現在、市内全域（ 地区一帯 ）が断水していますが、（ 地区を除き ） 日 時頃には復旧する見込みです。
 - ・現在、 地区一帯が断水していますが、 地区については 日頃また、 地区、 地区については 日頃に復旧する見込みです。
- くりかえしてお知らせします。……………以上、朝来市災害対策本部でした。

[文例 2 4] 電話の復旧状況

こちらは朝来市災害対策本部です。電話の復旧状況についてお知らせします。

- ・現在、市内全域で電話が不通になっています。復旧にはあと 日程度かかる見込みです。
 - ・現在、 地区一帯で電話が不通になっています。 地区については 日頃に、また、 地区、 地区については 日頃に復旧する見込みです。
 - ・電話の不通の地域については、 避難所、 中学校、 に臨時電話を設置しておりますので利用して下さい。
- くりかえしてお知らせします。……………以上、朝来市災害対策本部でした。

[文例 2 5] 道路の復旧状況

こちらは朝来市災害対策本部です。道路の復旧状況についてお知らせします。

- ・現在、 通り、 通り、……………は、道路損壊（がけ崩れ・冠水・橋の流失）のため、不通になっております。
 - ・ 通りについては 日頃、また 通りについては、 日頃には、開通する見込みです。
 - ・運転者の皆さんは、交通標識や現場の警察官などの指示に従って、安全運転を心がけてください。
- くりかえしてお知らせします。……………以上、朝来市災害対策本部でした。

[文例 2 6] バスの運行状況

こちらは朝来市災害対策本部です。バスの運行状況についてお知らせします。

- ・現在、市内を運行しているバスは、全て運行を中止しています。
 - ・現在、市内で運行しているバスは、 行、 行です。
 - ・その他の路線では、運転の再開見通しはたっておりません。
 - ・現在、運転を中止しているバスのうち、 行、 行は、 頃、 バスの 行は 日頃にそれぞれ運転が再開される見込みです。
- くりかえしてお知らせします。……………以上、朝来市災害対策本部でした。

3 - 4 防災行政無線配置一覧

識別信号	種別	区分	W
ぼうさいあさごいくの	基地局	基地局	10
ぼうさいあさごいくの1	陸上移動局	車載型	10
ぼうさいあさごいくの2	陸上移動局	車載型	10
ぼうさいあさごいくの3	陸上移動局	車携帯型	10
ぼうさいあさごいくの4	陸上移動局	車載型	10
ぼうさいあさごいくの11	陸上移動局	携帯型	5
ぼうさいあさごいくの12	陸上移動局	携帯型	5
ぼうさいあさごいくの13	陸上移動局	携帯型	5
ぼうさいあさごいくの14	陸上移動局	携帯型	5
ぼうさいあさごいくの15	陸上移動局	携帯型	5
ぼうさいあさごいくの16	陸上移動局	携帯型	5
ぼうさいあさごいくの17	陸上移動局	携帯型	5
ぼうさいあさごいくの18	陸上移動局	携帯型	5
ぼうさいあさごいくの19	陸上移動局	携帯型	5
ぼうさいあさごわだやま	基地局	基地局	10
ぼうさいあさごわだやま1~2	陸上移動局	車載型	10
ぼうさいあさごわだやま3~5	陸上移動局	携帯型	5
ぼうさいあさごわだやま10	陸上移動局	車載型	10
ぼうさいあさごわだやま11	陸上移動局	可搬型	10
ぼうさいあさごわだやま12~15	陸上移動局	携帯型	1
ぼうさいあさごさんとう	基地局	基地局	10
ぼうさいあさごさんとう1~13	陸上移動局	車載型	10
ぼうさいあさごさんとう101~123	陸上移動局	携帯型	5
ぼうさいあさごさんとう124~128	陸上移動局	携帯型	5
ぼうさいあさご	基地局	基地局	10
ぼうさいあさご1	陸上移動局		10
ぼうさいあさご2	陸上移動局		10
ぼうさいあさご3~4	陸上移動局		5
ぼうさいあさご6	陸上移動局		10
ぼうさいあさご10~11	陸上移動局		5
ぼうさいあさご101~106	陸上移動局		5
ぼうさいあさご107~116	陸上移動局		5
ぼうさいあさご117~126	陸上移動局		5

3-5 雨量観測所一覧

番号	名称	設置機関	所在地	名称	備考	
					既往最大日雨量	年月日
63201	生野	気象庁	生野町口銀谷	朝来市役所生野庁舎(アメダス)	353.0	昭51.9.10
63121	和田山	"	和田山町枚田	朝来市消防本部(アメダス)	235.0	平2.9.18
61202	和田山	国土交通省	和田山町玉置	和田山雨量観測所(テレメータ)		
61201	新井	"	新井	新井雨量観測所(テレメータ)		
16R30	生野ダム	兵庫県	生野町竹原野	生野ダム観測所(テレメータ)	213.0	平16.10.20
16R35	黒川	"	生野町黒川	黒川観測所(テレメータ)	262.0	平9.7.27
19R55	栃原	"	生野町栃原	栃原観測所(テレメータ)	237.0	平16.10.20
19R75	糸井	"	和田山町内海	糸井観測所(テレメータ)	265.0	平16.10.20
19R15	和田山	"	和田山町玉置	和田山観測所(テレメータ)	207.0	明40.8.25
19R30	大路ダム	"	和田山町久世田	大路ダム管理所(テレメータ)	248.0	平16.10.20
19R40	大月	"	山東町大月	大月観測所(テレメータ)	250.0	平16.10.20
19R10	朝来	"	新井	朝来事業所(テレメータ)	221.0	平16.10.20
19R50	奥田路	"	田路	奥田路観測所(テレメータ)	221.0	平16.10.20

3-6 国土交通省及び県水位観測所(量水標)の水位情報一覧

番号	観測所名	設置機関	水系名	河川名	所在地	水位設定				備考	
						水防団 待機水位 (通報水位)	はん濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断水 (特別警戒水位)	はん濫 危険水位 (危険水位)	既往 最高水位	年月日
61201	京口	国土交通省	円山川	円山川	和田山町玉置	1.20					
16H50	魚ヶ滝	兵庫県	市川	市川	生野町上生野					2.53	平16.10.20
19H15	玉置	"	円山川	円山川	和田山町玉置	2.20	3.10	3.40	4.20	3.90	昭34.9.26
19H20	多々良木	"	"	"	多々良木	1.40	2.00	3.00	3.80	3.29	平16.10.20

3 - 7 円山川水門管理施設一覧

番号	施設名称	所在地	形状・寸法			機能別	管 理 委託先	用 途
			材質	高さ	幅			
1	立野樋門	山口	鋼製	1.2	1.2	スライド式 スピンドル式 手動	立野土地改良区	逆流阻止
2	東谷樋門	和田山町東谷	ステンレス	1.5	1.5	スライド式 ラック式 手動	朝来市	逆流阻止
3	寺谷第2樋門	和田山町駅北	鋼製	1.5	1.5	スライド式 ピンジャッキ式 手動	朝来市	逆流阻止
4	和田山樋門	和田山町和田山	鋼製	1.25	1.25	スライド式 ピンジャッキ式 手動	朝来市	逆流阻止
5	枚田第1樋門	和田山町枚田	鋼製	1.75	2	スライド式 スピンドル式 手動	朝来市	逆流阻止
6	寺谷第3樋門	和田山町寺谷	鋼製	1.75	2	スライド式 スピンドル式 手動	朝来市	逆流阻止
7	和田山川樋門	和田山町駅北	ステンレス	1.6	2.9	スライド式 ラック式 手動	朝来市	逆流阻止
8	立ノ原樋門	和田山町立ノ原	鋼製	1.5	1.5	スライド式 ピンジャッキ式 手動	朝来市	逆流阻止
9	加都樋門	和田山町竹田	鋼製	1.5	1.5	ローラー式 ピンジャッキ式 手動	朝来市	逆流阻止
10	竹田樋門	和田山町竹田	鋼製	1.9	2.55	スライド式 ラック式 手動	朝来市	逆流阻止
11	立ノ原第2樋門	和田山町立ノ原	鋼製	1.5	1	スライド式 ピンジャッキ式 手動	朝来市	逆流阻止
12	久世田樋門	和田山町久世田	鋼製	1.5	1.65	スライド式 スピンドル式 手動	朝来市	逆流阻止
13	物部樋門	物部	構成	3.3	3.3	ローラー式 ラック式 電動	朝来市	逆流阻止

3 - 8 積雪観測所及び警戒積雪深一覧

観測所名	警戒積雪深
生 野	4 0 cm
和田山	6 0 cm
山 東	4 0 cm
朝 来	4 0 cm

3 - 9 地震観測施設一覧

観 測 場 所	測器の種類	設置機関
生野町真弓 373-77 (工業用水浄水場)	強震計	防災科学技術研究所
生野町口銀谷 229 (JR生野駅)	地震指示警報機	JR西日本
和田山町枚田 436-1 (朝来市消防本部)	計測震度計	気象庁
和田山町柳原 206-1 (和田山中学校駐車場)	強震計	防災科学技術研究所
山東町楽音寺 95 (山東庁舎)	計測震度計	兵庫県
山東町粟鹿 2270-1 (山東農村広場)	強震計	防災科学技術研究所
新井 73-1 (朝来庁舎)	計測震度計	兵庫県

3-10 気象庁震度階級関連解説表

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測する。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものである。この表を使用する際は、以下の点に注意する。

- 1 気象庁が発表する震度は、震度計による観測値であり、この表に記述される現象から決定するものではない。
- 2 震度が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や地震動の性質によって、被害が異なる場合がある。この表では、ある震度が観測された際に通常発生する現象や被害を記述しているため、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もある。
- 3 地震動は、地盤や地形に大きく影響される。震度は、震度計が置かれている地点での観測値であるが、同じ市町村であっても場所によっては震度が異なることがある。また、震度は通常地表で観測しているが、中高層建物の上層階では一般にこれより揺れが大きくなる。
- 4 大規模な地震では長周期の地震波が発生するため、遠方において比較的低い震度であっても、エレベーターの障害、石油タンクのスロッシングなどの長周期の揺れに特有な現象が発生することがある。
- 5 この表は、主に近年発生した被害地震の事例から作成されたものである。

震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋 コンクリート 造建物	ライフライン	地盤・斜面
0	人は揺れを感じない。						
1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。						
2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。					
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
4	かなりの恐怖感があり、一部の人は、身の安全を慮ろうとする。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。				

震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋 コンクリート 造建物	ライフライン	地盤・斜面
5弱	多くの人が、身の安全を図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁などに亀裂が生じるものがある。	安全装置が作動し、ガスが遮断される家庭がある。まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。 [停電する家庭もある。]	軟弱な地盤で、亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。
5強	非常に恐怖を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据え付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。	耐震性の低い住宅では、壁や柱がかなり破損したり、傾くものがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁(はり)、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも、壁などに亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。 [一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。]	
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁や柱が破壊するものがある。耐震性の高い建物でも壁、梁(はり)、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。 [一部の地域でガス、水道の供給が停止し、停電することもある。]	地割れや山崩れなどが発生することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも、壁や柱がかなり破損するものがある。	耐震性の低い建物では、倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁、柱が破壊するものがある。	ガスを地域に送るための導管、水道の配水施設に被害が発生することがある。 [一部の地域で停電する。広い地域でガス、水道の供給が停止することがある。]	
7	揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	[広い地域で電気、ガス、水道の供給が停止する。]	大きな地割れ、地すべりや山崩れが発生し、地形が変わることもある。

* ライフラインの [] 内の事項は、電気、ガス、水道の供給状況を参考として記載したものである。

4 応援・協定関係

4-1 災害時相互応援の協定等一覧

(平成23年3月末日現在)

応援協定名	締結日	協定先
兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	H18.11.1	兵庫県、県下41市町
兵庫県水道災害相互応援に関する協定	H10.3.16	兵庫県、県内41市町、4水道企業団、日本水道協会兵庫県支部、兵庫県簡易水道協会
兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	H17.9.1	兵庫県、県内41市町、20一部事務組合
兵庫県広域消防相互応援協定	H19.6.29	県内27市町、4消防事務組合
兵庫県ケーブルテレビ広域連携協議会会員相互間の災害時応援協定	H20.3.1	協議会加盟16会員
災害時における緊急対策業務に関する協定	H18.2.14	朝来市建設業協会
上・下水道施設災害に関する応援協定	H20.4.23	あさご管工事協同組合
災害時における応急対策業務に関する協定	H20.6.2	兵庫県電気工事工業組合但馬支部
災害時における防災活動及び平時における防災活動への協力に関する協定	H18.7.21	協同組合和田山ショッピングセンター、株式会社ネクステージ、イオン株式会社西日本カンパニー
災害時における飲料の提供協力に関する協定	H20.6.2	近畿コカ・コーラボトリング(株)
災害発生時における障害物除去等の協力に関する協定	H21.12.2	兵庫県自動車整備振興会 但馬支部
災害時における福祉避難場所提供に関する協定	H22.3.26	社会福祉法人きらくえん、社会福祉法人朝来市社会福祉協議会、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団、社会福祉法人神戸聖隷福祉事業団、社会福祉法人あそつ、社会福祉法人ひまわり
災害時における物資供給等の支援に関する協定	H23.3.25	コーナン商事(株)、NPO法人コメリ災害対策センター、(株)ジュンテンドー、(株)エーコーブ近畿、こめやストア(有)、(株)さとう、(株)トヨタ、ゴダイ(株)

【参考】

隣接市町等との消防相互応援協定

応援協定名	締結日	協定先
消防相互応援協定	H19.4.1	豊岡市
消防相互応援協定	H19.4.1	養父市
消防相互応援協定	H19.4.1	宍粟市
消防相互応援に関する協定	H19.7.1	丹波市
消防相互応援協定	H19.7.1	西脇多可行政事務組合
消防相互応援に関する協定	H18.11.22	福知山市
消防業務の相互応援に関する協定	H19.3.30	姫路市
消防相互応援協定	H19.4.1	神河町

有料道路等における消防業務応援協定

応援協定名	締結日	協定先
播但連絡有料道路における消防業の相互	H19.2.7	兵庫県道路公社、姫路市

応援に関する協定		
北近畿豊岡自動車道春日ジャンクション・インターチェンジから和田山ジャンクション・インターチェンジまでの間における消防業務の相互応援に関する協定	H18.12. 1	国土交通省近畿地方整備局豊岡河川国道事務所 兵庫県道路公社、丹波市

兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づき、県内で災害が発生し、被災した市町のみでは十分な対策を講じることができない場合に、兵庫県(以下「県」という。)及び県内市町による応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 応急対策及び応急復旧に必要な資機材、物資及び施設のあっせん又は提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 被災者の受入れ
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の要請)

第3条 応援を受けようとする被災市町(以下「被応援市町」という。)は、次の事項を可能な限り明らかにして、県に対し文書により要請するものとする。ただし、文書により要請するいとまのない場合は、電話、ファクシミリ又は兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム等により応援の要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
 - (2) 前条第1号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
 - (3) 前条第2号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
 - (4) 応援の場所及びその場所への経路
 - (5) 応援を必要とする期間
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 県は、前項の要請を受けたときは、速やかに、応援可能な市町と調整を行ったうえ、県の応援も含めた応援計画を作成し、被応援市町に、応援計画を通知するものとする。
- 3 県及び応援を行う市町(以下「応援市町」という。)は、最大限その責務を果たすよう努めるものとする。
- 4 第1項による要請をもって、被応援市町から各応援市町に対しての応援の要請があったものとみなす。

(市町を指定した応援要請)

第4条 被応援市町は、あらかじめ指定した県内の市町(以下「応援指定市町」という。)に、応援を要請することができる。

- 2 前項に規定する応援については、前2条の規定を準用する。
- 3 県は、応援指定市町に対し、応援要請内容を伝えるときに、協力を要請するものとする。
- 4 被応援市町は、特に緊急を要する場合、応援指定市町に直接要請することができる、なお、この場合において、被応援市町は事後必ず県にその旨連絡するものとする。

(自主応援)

第5条 県及び市町は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町と連絡が取れない場合に、自主的な情報収集活動等に基づき、応援の必要があると判断したときは、第3条又は第4条による被災市町からの応援要請を待たずに、この協定に定めるところにより応援を行うことができる。

- 2 前項の場合、第3条第1項の応援の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第6条 県又は市町が前3条の規定に基づく応援に要した経費は、原則として被応援市町の負担とする。

- 2 被応援市町において費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、応援を行った県又は応援市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、県又は市町が締結する災害時の応援に係る他の協定を妨げるものではない。

(平時の活動)

第8条 県及び市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から次の事項を実施するよう努めるものとする。

(1) 地域防災計画その他必要な資料の提供

(2) 県と市町との連絡会等の開催

(3) その他必要な事項

(補則)

第9条 この協定に関し必要な事項については、県及び県内市町が協議の上、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成18年11月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、兵庫県知事及び各市町長が記名押印の上、兵庫県知事、兵庫県市長会会長及び兵庫県町村会会長が各1通を保有し、他の市町長はその写しを保有する。

平成18年11月1日

(以下省略)

兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定実施要領

(趣旨)

第1条 この実施要領は、「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」(以下「協定」という。)の実施に関し、必要な事項を定める。

(連絡窓口)

第2条 県及び市町は、応援に関する連絡調整を円滑に進めるため、連絡担当部局をあらかじめ定めるものとする。

2 各市町は、前項に規定する連絡担当部局を変更したときは、速やかに県(当該市町を所轄する県民局)に報告するものとする。

(情報の収集及び伝達方法)

第3条 被災市町は、速やかに被害状況の把握に努め、災害情報の伝達を行うとともに、県及びその他の市町にあっては情報収集に努めるものとする。

2 情報収集及び伝達は、兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム、電話、ファクシミリ、衛星通信又は職員の派遣等により行うものとする。

(応援の内容)

第4条 協定第2条第1号から第3号までに規定する応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 物資 飲料水、食糧、生活必需物資、医薬品等
- (2) 資機材 給水車、物資輸送車、ゴミ収集車、し尿処理車、重機、バイク、自転車、仮設トイレ、仮設風呂、テント、発電機等
- (3) 施設 避難所、福祉施設、公共宿泊施設、火葬場、ゴミ焼却場等
- (4) 派遣職員 県職員、市町職員

(応援の要請手続き)

第5条 被応援市町は、県及び市町に対し、応援要請書(様式第1号)により応援を要請するものとする。

2 県が、被応援市町の要請に対する応援計画を定めたときは、応援計画書(様式第2号)により関係市町に通知するものとする。

3 被応援市町に対する応援を速やかに行うため、県災害対策地方本部(県民局)は、被災市町と県災害対策本部並びに応援市町と県災害対策本部間における応援内容の調整を行うものとする。

4 被災市町は、緊急を要するとき、県災害対策地方本部(県民局)に連絡がつかないとき等の場合、県災害対策本部に、直接、応援を要請することができる。

5 協定第3条から第5条までの規定による応援要請の手続きは別紙のとおりとする。

6 応援要請の有無に関わらず応援活動を実施した県及び市町は、応援活動報告書(様式第3号)により被応援市町に報告するものとする。

(経費の負担)

第6条 協定第6条に定める経費の負担については、法令その他別に定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げるところにより、被応援市町が負担する。

- (1) 応援職員の所属する県又は市町の旅費に関する規定による応援職員の旅費
- (2) 応援職員が応援業務に従事中、第三者に損害を与えた場合の補償費
- (3) 応援物資、資機材の購入費、運搬費及び修理代

2 前項第2号に定める補償費のうち、被応援市町への往復途中において第三者に損害を与えた場合の補償費については、被応援市町と応援を行った県又は市町が協議して定める。

3 協定第5条の自主的な情報収集活動に要する経費は、その活動を行った県又は市町が負担する。

4 協定第6条第2項の規定により応援に要した経費を一時繰替え支弁した場合、応援を行った県又は市町は、当該経費の額を県知事又は市町の長名による請求書により関係書類を添付のうえ、被応援市町に請求するものとする。

5 前各項により難しい場合については、被応援市町と応援を行った県又は市町がその都度協議して定めるものとする。

附 則

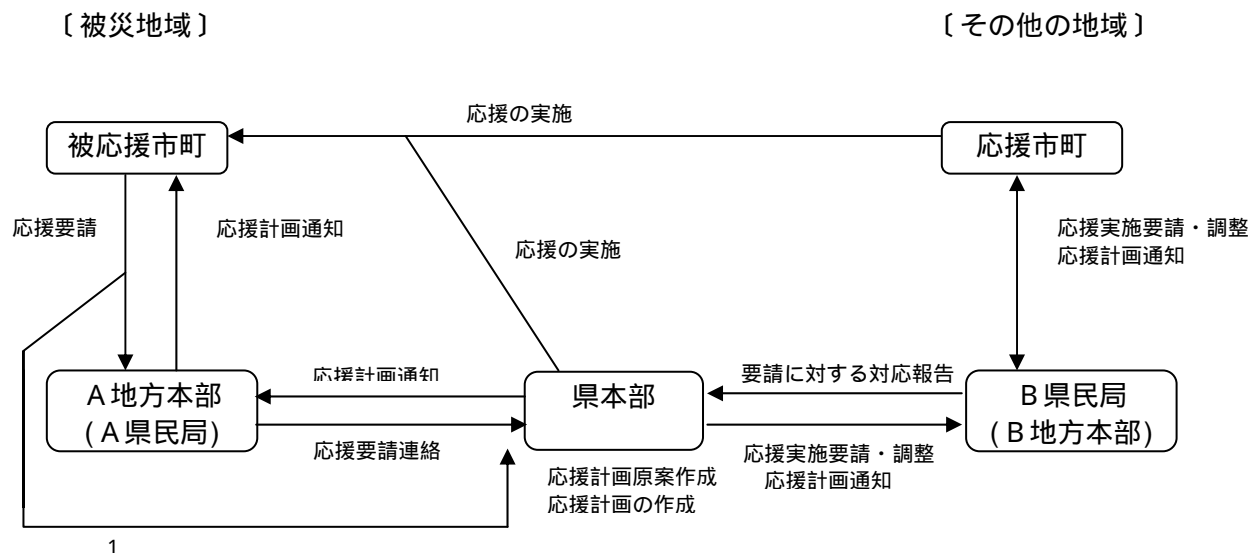
この実施要領は、平成18年11月1日から適用する。

<別紙> 応援要請の手続き

1 通常（応援要請先を特定せずに要請する場合）の応援要請（協定第3条関係）

被応援市町は、自地域を管轄する兵庫県災害対策地方本部（以下「地方本部」という。）に応援要請する。
 被応援市町から応援要請を受けた地方本部は、兵庫県災害対策本部（以下「県本部」という。）に連絡するものとする。
 県本部では、県の応援能力を整理するとともに、各県民局単位で応援の割り振り等の応援計画原案を作成する。
 県本部は、応援計画原案に基づき、被災地域外の県民局を通じ、被災地域外の市町に、応援の実施について要請・調整する。
 被災地域外の県民局は、地域内の市町の対応をとりまとめ、県本部に報告する。
 県本部は、応援の内容を最終的に定め、応援計画を作成する。
 県本部は、作成した応援計画を地方本部（県民局）を通じて、被応援市町に通知する。
 応援計画に基づき、県又は応援市町がそれぞれ応援を行う。

1 緊急を要するとき、連絡がつかないとき等の場合、被応援市町は県本部に、直接、応援要請することができる。



2 応援指定市町に直接要請する場合（協定第4条関係）

緊急を要する場合、被応援市町は、直接、地域外の特定の市町（応援指定市町）に応援を要請することができる。

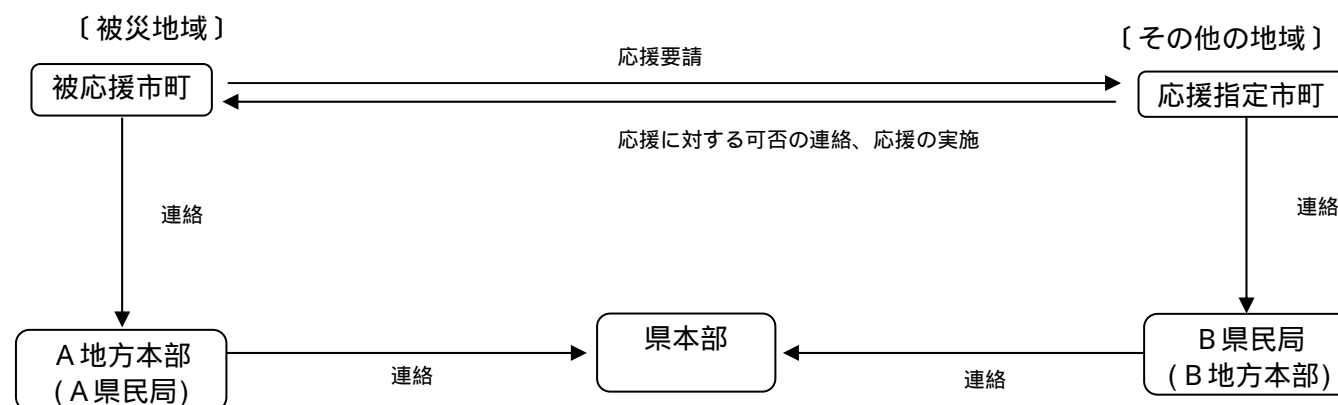
要請を受けた応援指定市町は、応援要請に対する可否を速やかに被応援市町に連絡し、応援を実施する。

被応援市町は、応援指定市町に対し応援要請した旨を、自地域の地方本部に連絡する。

（応援指定市町が対応できない場合は、通常の方法で要請）

要請を受けた応援指定市町は、要請を受けた旨及び要請に対する対応について、自地域を所轄する県民局に連絡するものとする。

及び の連絡を受けた地方本部（県民局）は、県本部に連絡する。



3 自主的情報収集による応援（協定第5条関係）

被災市町と連絡がつかないなど、被害状況・応援内容が判明しないときは、地方本部は、自主的に情報収集を行う。

被災市町からの応援要請がない場合でも、自主的情報収集活動に基づき、次のとおり応援要請することができる。

地方本部が自主的情報収集の結果、本協定に基づく応援が必要と判断した場合は、応援要請内容を県本部に伝達する。

県本部に伝達された後の手続きは、1 以降と同じ。

4 - 3 兵庫県水道災害相互応援に関する協定

兵庫県水道災害相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、異常湧水その他の水道災害において、兵庫県、各市町、各水道企業団、日本水道協会兵庫県支部(以下「日水協県支部」という。)及び兵庫県簡易水道協会(以下「県簡水協」という。)(以下総称して「各団体」という。)が協力して実施する兵庫県内及び他の都道府県における相互応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(相互応援体制)

第2条 災害が発生した場合の相互応援体制は、別図の組織図による。

2 この協定に関する事項を円滑に推進するため、県内を神戸、阪神、東播磨、西播磨、但馬、丹波及び淡路の7ブロック(以下「ブロック」という。)に分け、各ブロックにはそれぞれ代表市町を、また神戸ブロックを除く各ブロックには副代表市町を置く。

3 前項の代表市町は、兵庫県の各県民局所在市町を充て、副代表市町は、各ブロックで選任する。

(水道災害対策連絡会議)

第3条 この協定に係る災害対策に関する情報交換や連絡等必要な事項の協議及び調整を行うため、水道災害対策連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

2 連絡会議は、兵庫県、日水協県支部長市、県簡水協会長市町、阪神水道企業団並びに前条の各ブロック代表市町で構成する。

3 連絡会議は、前項の構成団体の申し出により、兵庫県が召集する。

4 この協定に基づく応援活動のとりまとめ、調整、資料交換等の事務局は、兵庫県企業庁水道課が担当する。

(水道災害対策本部)

第4条 県内及び他の都道府県において、水道災害が発生し、この協定に基づく相互応援活動を実施する場合は、連絡会議を兵庫県水道災害対策本部(以下「対策本部」という。)に改組し、災害発生に伴う情報収集、応急給水、応急復旧工事に関する連絡調整等必要な活動を行うものとする。

2 対策本部は、兵庫県企業庁に設置する。ただし、兵庫県企業庁が被災し、その業務を遂行することができないときは、日水協県支部に設置する。

3 被災した市町又は水道事業者(以下「被災団体」という。)に災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の規定による災害対策本部が設置され、水道事業に関する救助救援活動その他必要な事項が円滑に遂行できるようになったときは、その事務を災害対策本部に引き継ぐものとする。

(応援内容)

第5条 応援活動は、おおむね次のとおりとする。

(1) 情報収集及び連絡調整

(2) 応急給水作業

(3) 応急復旧工事

(4) 前各号に必要な資機材、車両等の拠出

(5) 工事業者の斡旋

(6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

2 応援活動の調整は、対策本部において行う。この場合において、前項第2号に掲げる事項は兵庫県が、同項第3号に掲げる事項は日水協県支部が中心となって、その調整業務を行うものとする。

(応援要請等)

第6条 被災団体が応援を求めようとする場合は、所属するブロックの代表市町又は副代表市町を通じて、兵庫県又は日水協県支部に必要な措置を要請するものとする。

2 前項の要請がない場合であっても、兵庫県、日水協県支部又は所属するブロック代表市町のいずれかが緊急に応援活動を行う必要があると判断したときは、この協定による要請があった

ものとみなし、応援活動を行うことができる。

- 3 対策本部は、被災団体からの要請に基づいて、日水協県支部、県簡水協等と応援の調整を行うとともに、各団体に応援要請を行うこととし、応援要請を受けた団体は極力これに応じ、応援に努めるものとする。
- 4 他の都道府県等から応援を受け入れるとき、対策本部は速やかに応援に必要な調整を行い、各団体に協力を求めるものとする。
- 5 他の都道府県等から応援の要請があった場合についても、この協定に基づき応援協力するものとする。

(応援要請の手続)

第7条 被災団体が応援要請しようとするときは、応援要請書により、次の事項を明らかにするものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭、電話、電信等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。また、被災団体の判断により兵庫県又は日水協県支部を通さず、応援要請を行った場合についても、同様に事後報告を行うものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、車両等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員等の職種別人員
- (4) 応援場所及びその経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(物資等の携行)

第8条 応援をする団体(以下「応援団体」という。)は、派遣する職員(以下「応援職員」という。)に、災害の状況に応じ給水用具、作業工具、食料、衣類、資金等のほか、野外で宿泊できるようにテント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させるものとする。

- 2 応援職員は、応援団体の名を表示する腕章等を着用するものとする。

(資料の交換)

第9条 各団体は、災害時における応援活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる事項を毎年5月末日までに兵庫県企業庁水道課に提出するものとする。ただし、第4号について変更が生じた場合には、その都度提出するものとする。

- (1) 連絡担当部課等
- (2) 応援体制
- (3) 応急備蓄資材保有状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、災害対応マニュアル、地図等災害対策に必要な資料

- 2 兵庫県企業庁水道課は、前項の調査事項をとりまとめ、速やかに整理の上、各団体に送付するものとする。

(訓練)

第10条 各団体は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて訓練を実施するものとする。

(費用負担)

第11条 第6条に規定する応援に要する経費は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応援に要した経費は、原則として、応援要請をした団体が負担する。
- (2) 応援資機材、車両等の調達その他これに関する経費は、応援要請をした団体が負担する。
- (3) 応援職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援団体の負担とする。ただし、被災地において、応援要請をした団体が応急治療をする場合の治療費は、応援要請した団体の負担とする。
- (4) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請した団体が、応援要請をした団体への往復途中に生じたものについては、応援団体が、その賠償の責に任ずる。

- 2 前項各号の定めにより難しいときは、各団体が協議して定めるものとする。

(補則)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度

協議して定めるものとする。

(適用)

第13条 この協定は、平成10年3月16日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し兵庫県知事、各市町長、各水道企業団企業長、日水協県支部長及び県簡水協会長が記名押印の上、兵庫県知事、日水協県支部長及び県簡水協会長がその1通を保有し、他の市町長等はその写しを保有する。

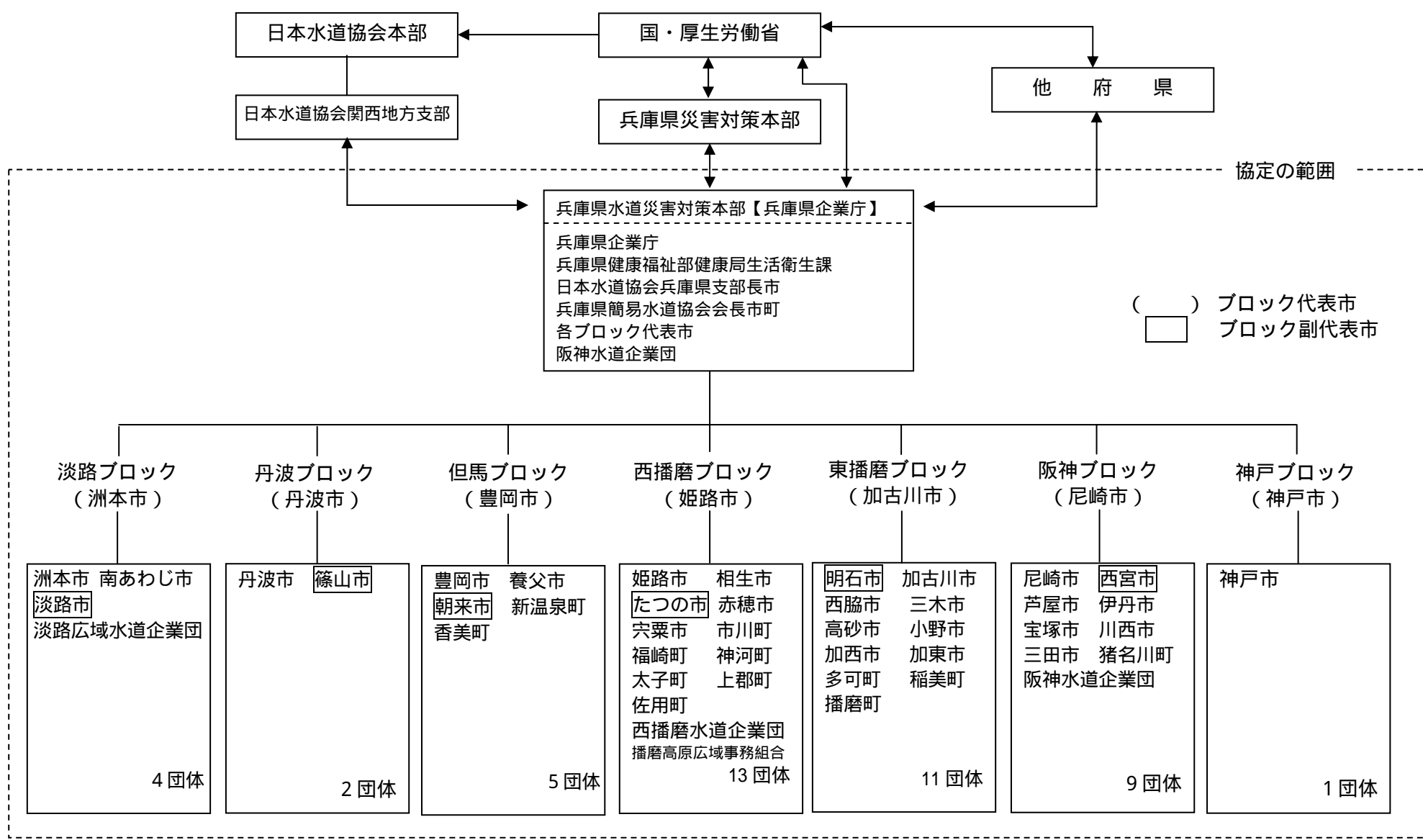
平成10年3月16日

(以下省略)

(別図)

(平成20年4月1日現在)

兵庫県水道災害相互応援体制 組織図



4 - 4 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定

兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害の発生時において、兵庫県(以下「県」という。)各市町及び関係一部事務組合(以下「市町等」という。)が協力して実施する災害廃棄物の処理を円滑に実施するための相互応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害をいう。

2 この協定において、「災害廃棄物」とは、災害によって発生した廃棄物(ごみ、し尿、がれき等)で市町が、生活環境保全上特に処理が必要と判断したものをいう。

3 この協定における「応援」とは、次に掲げることをいう。

- (1) 災害廃棄物処理に必要な資機材等の提供及びあっせん
- (2) 災害廃棄物処理に必要な職員の派遣
- (3) 焼却、破砕等の中間処理の実施及び処理業者のあっせん
- (4) 前各号に掲げるもののほか、災害廃棄物の処理に関し必要な事項

(相互応援体制)

第3条 災害が発生した場合の相互応援体制は、別図の組織図による。

2 災害の発生時に迅速かつ円滑な災害廃棄物処理を実施するため、県内を神戸、阪神南、阪神北、東播磨、北播磨、中播磨、西播磨、但馬、丹波及び淡路の10ブロック(以下「ブロック」という。)に分ける。

3 各ブロックには、それぞれ幹事市町を置く。

4 相互応援の調整は、県が行う。

(応援要請)

第4条 被災市町が応援を求めようとする場合は、県に必要な措置を要請するものとする。

2 県は、被災市町における災害の発生状況や応援要請内容を踏まえ、被災市町の属するブロックの幹事市町と調整し、ブロック内での対応が可能な場合、ブロック内の市町等へ応援を要請する。なお、被災市町が直接、近隣の市町等へ応援を要請することを妨げない。この場合、その旨を県に報告するものとする。

3 被災市町の属するブロック内での対応が困難な場合には、県は他ブロックの幹事市町と調整し、他ブロックの市町等に応援を要請する。

4 県内での応援では対応が困難な場合には、県は他府県に応援を要請し、調整を図る。

5 他府県からの応援を受け入れるとき、県は速やかに被災市町と必要な調整を行うものとする。

(応援要請の手続)

第5条 応援要請は、原則として次の事項を明確に記載した応援要請書(様式第1号)により、速やかに行うものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭、電話、電信等、災害時において使用可能な方法で要請を行い、後に応援要請書を送付するものとする。

- (1) 連絡責任者
- (2) 災害の種類、発生日時、場所、災害による被災の状況
- (3) 応援要請内容(必要とする人員、車輛、資機材等の名称及び数量、処理量の見込み、応援場所及び応援予定期日)
- (4) 災害廃棄物の発生状況と仮置場
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第6条 応援要請を受けた市町等は、自らの業務に支障がない限り、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

2 緊急に応援を行う必要があると認められる場合は、市町等の自主的な判断により行うことができるものとする。その場合、その旨を県に連絡するものとする。

3 他府県からの応援要請に基づき、県が応援要請した場合、市町等は、可能な限りこれに応じ、

応援に協力するものとする。

(応援実施内容の報告)

第 7 条 応援市町等は、災害廃棄物処理に関する応援を行った場合は、その内容を (様式第 2 号) により県に報告するものとする。

(災害廃棄物処理対策連絡会議)

第 8 条 この協定に係る災害廃棄物処理対策に関する情報交換や連絡等必要な事項の協議及び調整を行うため、災害廃棄物処理対策連絡会議 (以下「連絡会議」という。) を設置する。

2 連絡会議は、県、県民局環境課並びに第 3 条第 2 項の各ブロック幹事市町で構成する。

3 連絡会議の事務局は、兵庫県健康生活部環境局環境整備課 (現 : 兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課。以下「環境整備課」という。) に置く。

(関連情報の整備)

第 9 条 各市町等は、災害時における応援活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる事項を (様式第 3 号) により、毎年 5 月末日までに環境整備課に提出するものとし、その後に変更が生じた場合には速やかに再提出するものとする。

(1) 連絡担当部課等

(2) ごみの仮置場の確保状況

(3) 応急備蓄資材等の保有状況

(4) 前各号に掲げるもののほか必要な資料

2 環境整備課は、前項の情報をとりまとめ、速やかに整理の上、市町等に送付するものとする。

(経費負担)

第 10 条 第 2 条第 3 項に規定する応援に要する経費は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、原則として、応援要請をした市町が負担するものとし、支払い方法等については要請市町、応援市町等の双方で協議し、決定するものとする。

(補則)

第 11 条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、県及び市町等がその都度協議して定めるものとする。

(適用)

第 12 条 この協定は、平成 17 年 9 月 1 日から適用する。

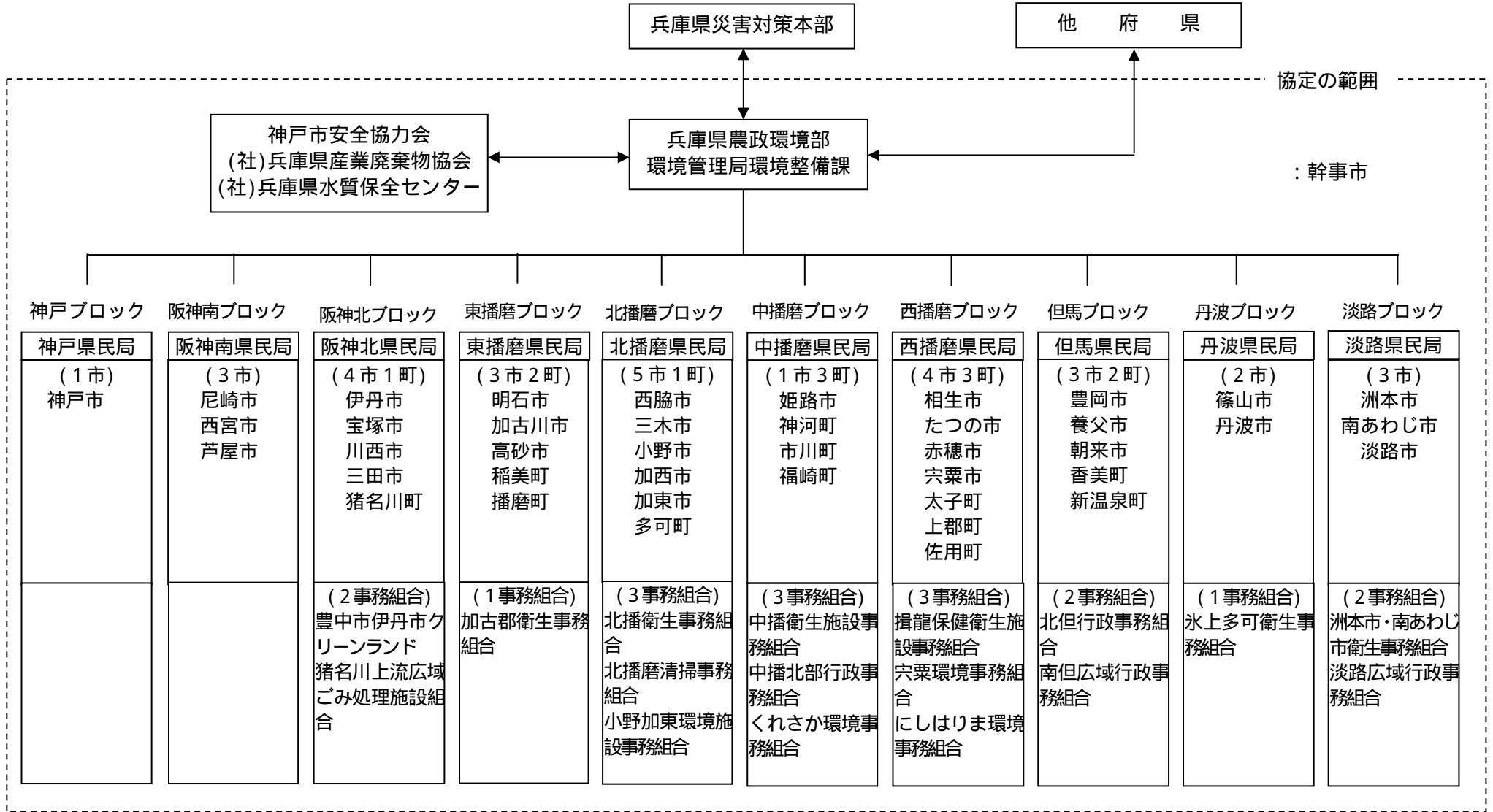
この協定の成立を証するため、本協定書 3 通を作成し、兵庫県知事、各市町長及び関係一部事務組合管理者が記名押印の上、兵庫県知事、兵庫県市長会会長市長及び兵庫県町村会会長町長が各 1 通を保有し、他の市町長等はその写しを保有する。

平成 17 年 9 月 1 日

(以下省略)

兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定 応援体制 組織図

(平成20年4月1日現在)



兵庫県広域消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定に基づき、兵庫県下の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合(以下「市町等」という。)相互の消防広域応援体制を確立して、大規模又は特殊な災害(以下「大規模災害等」という。)に対処することを目的とする。

(地域区分)

第2条 兵庫県下を次の地域に区分するものとする。

(1) 阪神地域

尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、篠山市、丹波市及び猪名川町

(2) 神戸地域

神戸市

(3) 東播地域

明石市、淡路広域消防事務組合、加古川市、西脇多可行政事務組合、三木市、高砂市、小野市、加西市及び加東市

(4) 西播地域

姫路市、相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市及び佐用町

(5) 但馬地域

豊岡市、朝来市、養父市及び美方郡広域消防事務組合

(災害種別及び規模)

第3条 この協定において、大規模災害等とは次の各号に掲げるもののうち、応援活動を必要とするものをいう。

(1) 大規模林野火災、高層建築物火災、危険物火災その他特殊火災

(2) 地震、風水害その他大規模な自然災害

(3) 航空機事故及び列車事故等で、大規模又は特殊な救急・救助事故

(4) 毒性物質、生物剤、放射性物質に係る事故による災害

(応援の種別)

第4条 応援の種別は、次のとおりとする。

(1) 地域内応援

第2条に規定する地域内の市町等に対する応援

(2) 県内応援

前号に規定する地域以外の市町等に対する応援

(応援要請の手續)

第5条 応援要請は、被災した場所を管轄する市町等(以下「被災地」という。)の消防長が行うものとする。ただし、災害の規模等により被災地の消防長の要請を待たずに応援出動した場合には、要請があったものとみなす。

2 要請は、被災地の消防長が、あらかじめ定められた地域の代表消防本部を通じて、応援を求めようとする市町等の消防長に対し、電話、ファクシミリ又は兵庫県衛星通信ネットワークにより行うものとする。

3 応援の要請に際しては、次の各号に定める事項を連絡するものとする。

(1) 災害の発生場所及び概要

(2) 必要とする車両、人員及び資機材

(3) 集結場所及び活動内容

(4) その他必要事項

4 応援要請を行った市町等は、その旨を兵庫県消防主管課に対して通報するものとする。

(応援隊の手續)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた市町等の消防長は、応援を行うことが可能と判断し

た場合は、被災地の消防長に対してその旨を連絡するものとする。

(応援の中断)

第 7 条 応援を行った市町等(以下「応援市町等」という。)に応援隊を帰還させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援市町等は、応援を受けた市町等(以下「受援市町等」という。)と協議のうえ応援を中断することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第 8 条 応援隊は、消防組織法第 47 条の規定に基づき、受援市町等の長の指揮の下に行動するものとする。

(応援経費)

第 9 条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 応援市町等において負担する経費

ア 公務災害補償に要する経費

イ 旅費及び出動手当

ウ 受援市町等との間の移動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等

エ 被服の損料等

オ 上記以外の人件費その他の経費

(2) 受援市町等において負担する経費

ア 応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費

イ 宿泊費及び食料費

ウ 当該応援のために特別に必要な車両及び機械器具の修理費

エ 賞じゅつ金、賞慰金

オ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等(応援市町等に対して当該損害を対象として保険金等が支払われる場合には、当該保険金等の額を控除した額)

ただし、応援市町等の故意又は重大な過失に基づく損害賠償に要する経費は応援市町等の負担とする。

カ 化学消火薬剤等の資機材費

2 本条において、受援市町等において負担する経費については、応援市町等は特段の事情がない限り、部隊の帰庁後 3 ヶ月以内に別記様式により請求するものとする。

(消防航空応援)

第 10 条 消防航空機の応援を要請する場合は、消防組織法第 43 条に基づき、別に定める要綱によるものとする。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、そのつど市町等が協議のうえ決定するものとする。

(委任)

第 12 条 この協定の実施に関し、必要な事項については市町等の消防長等が協議して定めるものとする。

(実施期日)

第 13 条 この協定は、平成 19 年 6 月 29 日から実施する。

附 則

1 兵庫県広域消防相互応援協定(平成 18 年 9 月 1 日)は、廃止する。

2 本協定の成立を証するため、協定書 30 通を作成し、市町等において記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

平成 19 年 6 月 29 日

(以下省略)

兵庫県広域消防相互応援覚書

- 第1章 総則
- 第2章 応援要請
- 第3章 応援消防本部の任務
- 第4章 指揮活動等
- 第5章 活動の終了
- 第6章 雑則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この覚書は、兵庫県広域消防相互応援協定(平成19年6月29日締結。以下「協定」という。)第12条の規定に基づき、消防相互応援について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この覚書における用語の定義は協定に定めがあるものを除き、次の各号のとおりとする。

(1) 県下広域応援

大規模災害等が発生した市町等の消防本部が行う消防活動を支援するために行う、協定第4条に定める応援活動をいう。

(2) 県下広域応援部隊

応援消防本部が県下広域応援のため、大規模災害等が発生した市町等へ派遣する部隊をいう。

(3) 代表消防本部

兵庫県下消防長会の会長消防本部をいう。

(4) 代表代行消防本部

代表消防本部に事故ある時に、その任務を代行する消防本部をいう。

(5) 地域別代表消防本部

協定第2条各号に定める地域を代表する消防本部をいう。

(6) 地域別代表代行消防本部

地域別代表消防本部に事故ある場合に、その任務を代行する消防本部をいう。

(代表消防本部等)

第3条 代表消防本部、代表代行消防本部、地域別代表消防本部及び地域別代表代行消防本部は、別表1に定めるとおりとする。

(平常時の任務)

第4条 平常時においては、代表消防本部は兵庫県消防主管課(以下「兵庫県」という。)及び地域別代表消防本部と、地域別代表消防本部は代表消防本部及び地域内消防本部と、それぞれ連絡、調整及び情報交換に努めるものとする。

(情報連絡先等の交換)

第5条 各消防本部は、大規模災害等の発生に関し、的確な県下広域応援を実施するため、あらかじめ別表2及び別表3に定める情報連絡先等を交換しておくものとする。なお、情報連絡先等に変更が生じた場合は、速やかに地域別代表消防本部を通じて各消防本部に連絡するものとする。

第2章 応援要請

(県下広域応援の早期要請)

第6条 各消防本部は、災害が発生した時は、初動時における情報収集体制の強化に努め、被害の甚大性が見込まれる場合には、地域別代表消防本部又は代表消防本部と協議するとともに、早期に県下広域応援を要請すること。

(応援要請の通知)

第7条 協定第5条に定める応援要請の通知は、電話による口頭要請の後、ファクシミリ等により様式第1号(消防応援要請書)を送付するものとする。

(応援要請の方法等)

第8条 応援要請の方法等については、次のとおりとする。

(1) 地域内応援

被災地を管轄する消防本部（以下「被災地消防本部」という。）から自消防本部の所属する地域別代表消防本部を通じて他の地域内消防本部に対して行うものとし、要請を受けた地域別代表消防本部は、地域内の消防本部に対して応援要請を行うとともに、地域内応援要請があった旨を代表消防本部に連絡するものとする。

(2) 県内応援

被災地消防本部の属する地域別代表消防本部を通じて代表消防本部に対して行うものとし、代表消防本部は、他の地域別代表消防本部を通じて各消防本部に応援要請を行うとともに、兵庫県に対して連絡するものとする。

- 2 県下広域応援以前に隣接市町等との間における相互応援協定に基づき応援活動を行っていた場合又は、地域内応援により応援活動を行っていた後に県内応援が要請された場合は、それ以前の要請は切り替えられたものとみなす。

（派遣の決定）

第9条 応援要請を受けた消防本部は、特段の事情がない限り求めに応じなければならない。

- 2 県下広域応援部隊を派遣する消防本部は様式第2号（消防応援派遣決定通知書）により、地域内応援にあつては地域別代表消防本部へ、県内応援にあつては代表消防本部（地域別代表消防本部経由）を通じて受援側消防本部へ通知するものとする。

3 応援出動を行う各隊は、自己完結型の活動を心がけ、必要資機材及び物品を携行するものとする。

第3章 応援消防本部の任務

（受援側地域別代表消防本部の任務）

第10条 受援側地域別代表消防本部の任務は次の各号に定めるものとする。

- (1) 受援消防本部との応援要請の連絡、調整に関する事。
 - (2) 代表消防本部との連絡及び情報交換に関する事。
 - (3) 地域内応援時における県下広域応援部隊の活動管理及び受援消防本部の指揮支援に関する事。
 - (4) 県内応援時において、代表消防機関が行う受援消防本部の指揮支援の補佐に関する事。
 - (5) その他必要な事項
- 2 前項において、地域別代表消防本部が受援消防本部となり、受援側地域別代表消防本部としての任務の遂行が困難な場合は、受援側地域別代表代行消防本部が前各号の任務を行うものとする。

（応援側地域別代表消防本部の任務）

第11条 応援側地域別代表消防本部の任務は次の各号に定めるものとする。

- (1) 受援側地域別代表消防本部との応援要請の連絡、調整に関する事。
 - (2) 地域内消防本部との派遣部隊の調整に関する事。
 - (3) 応援要請及び情報伝達の中継に関する事。
 - (4) 地域内応援部隊の活動の管理に関する事。
 - (5) その他必要な事項
- （代表消防本部の任務）

第12条 代表消防本部の任務は次の各号に定めるものとする。

- (1) 応援側地域別代表消防本部及び受援側地域別代表消防本部との派遣部隊の調整に関する事。
 - (2) 応援要請及び情報伝達の中継に関する事。
 - (3) 兵庫県及び総務省消防庁との連絡及び情報交換に関する事。
 - (4) 県内応援時における応援部隊の活動の管理及び受援側地域別代表消防本部と連携しての受援消防本部の指揮支援に関する事。
 - (5) その他必要な事項
- 2 前項において、代表消防本部が受援消防本部となり、代表消防本部としての任務の遂行が困難な場合は、代表代行消防本部が前各号の任務を行うものとする。

第4章 指揮活動等

（応援隊調整本部の設置）

第 13 条 受援消防本部は、県下広域応援を要請した場合、県下広域応援部隊が迅速かつ的確に活動できるよう、応援隊調整本部を設置するものとする。

2 応援隊調整本部の構成員は、原則として受援消防本部消防長の委任を受けた者、受援側地域別代表消防本部の派遣職員、代表消防本部の派遣職員、兵庫県派遣職員その他必要な者とし、受援消防本部消防長の委任を受けた者を本部長とする。この場合において、応援隊調整本部は、兵庫県、代表消防本部及び次条の後方支援本部等と連携し、次の事務をつかさどるものとする。

- (1) 県下広域応援部隊の部隊配備に関すること。
- (2) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 各種情報の集約・整理に関すること。
- (4) 県下広域応援部隊の後方支援に関すること。
- (5) その他必要な事項
(後方支援本部の設置)

第 14 条 県下広域応援部隊を出動させた消防本部は、出動部隊の活動を支援するため、地域別代表消防本部に後方支援本部を設置するものとする。

2 後方支援本部は、当該地域内又は県内各消防本部との連絡調整を行うとともに、出動部隊の活動支援を行うものとする。

(県下広域応援部隊の指揮)

第 15 条 県下広域応援部隊は、受援市町等の長又はその委任を受けた消防長（以下「指揮者」という。）の指揮の下に活動するものとする。

2 地域内応援時においては、受援側地域別代表消防本部の指揮者は指揮者を補佐し、その指揮の下で、県下広域応援部隊の活動の管理を行うものとする。

3 県内応援時においては、代表消防本部の指揮者は指揮者を補佐し、その指揮の下で、県下広域応援部隊の活動の管理を行うものとする。

この場合においては、受援側地域別代表消防本部の指揮者は、代表消防本部の指揮者を補佐することとする。

(部隊の単位)

第 16 条 部隊の単位は 1 隊を 1 小隊とし、2 隊以上の場合には地域別ごと「(阪神・神戸・東播・西播・但馬) 中隊」又は消火、救助、救急等の任務ごと「(消火・救助・救急等) 部隊」に編成するものとし、それぞれに中隊長をおくものとする。また、単一の消防本部から 2 隊以上の部隊を派遣する場合は、消防本部指揮者を派遣するものとする。

2 中隊長は、地域別ごとに編成する場合は各地域別代表消防本部から、任務ごとに編成する場合の消火中隊長は神戸市消防局、救助中隊長は尼崎市消防局から、救急中隊長は姫路市消防局から、それぞれ指名するものとする。

(通信連絡体制)

第 17 条 県下広域応援部隊に係る通信連絡体制は、原則として次により行うものとする。

- (1) 応援隊調整本部と各中隊長相互間の通信は、県内共通波を使用する。
- (2) 同一消防本部間における小隊相互間の通信は、それぞれの市町村波を使用する。
- (3) 指揮系統を複数に分離する必要がある場合には、全国共通波 2 (148.75MHz) 又は全国共通波 3 (154.15MHz) のいずれかから消防力の配置及び活動状況に応じて使用チャンネルを指定する。

(部隊の交代)

第 18 条 派遣部隊の交代は、原則として、地域を単位として行うこととする。

(活動報告等)

第 19 条 各中隊長は、災害状況、活動状況及びその他必要な事項を、応援隊調整本部に適宜報告するものとする。

第 5 章 活動の終了

(現場引き揚げ)

第 20 条 県下広域応援部隊の現場引き揚げは、受援消防本部の消防長の指示によるものとする。

2 第 15 条第 2 項または第 3 項に定める県下広域応援部隊の指揮者は、受援消防本部の消防長に対して次の事項を報告した後、引き揚げるものとする。

- (1) 部隊の活動概要 (場所、時間、隊数等)

- (2) 活動中の異常の有無
 - (3) 隊員の負傷の有無
 - (4) 車両、資機材等の損傷の有無
 - (5) その他必要な事項
- (帰署(所)報告)

第 21 条 部隊が帰署(所)したとき、当該部隊の属する消防本部は、様式第 3 号(応援活動即時報告書)により、速やかに受援消防本部、代表消防本部及び兵庫県に連絡するものとする。

第 6 章 雑則

(協議)

第 22 条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この覚書は、平成 19 年 6 月 29 日から施行する。
- 2 兵庫県広域消防相互応援覚書(平成 18 年 9 月 1 日)は、廃止する。
- 3 この覚書の成立を証するため、本書 30 通を作成し、各消防本部において各 1 通を保有するものとする。

平成 19 年 6 月 29 日

(以下省略)

兵庫県ケーブルテレビ広域連携協議会会員相互間の災害時応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、相互扶助の精神に基づき、兵庫県ケーブルテレビ広域連携協議会会員のいずれかに地震、風水害及びその他の災害により被災した会員が生じた場合に、他の会員の自主判断による応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策及び応急復旧に必要な資機材及び物資の提供、貸与又はあっせん
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 応急対策及び応急復旧に必要なボランティア、募金の募集等の放送
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の要請)

第3条 応援を受けようとする被災会員は、他の会員に対し書面により要請するものとする。ただし、書面による要請ができない場合は、電話等により応援の要請を行い、後日、書面を速やかに提出するものとする。

2 応援を行う会員(以下「応援会員」という。)は、前項の応援要請に基づき、可能な応援の内容を被災会員に速やかに回答するとともに兵庫県ケーブルテレビ広域連携協議会事務局(以下「事務局」という。)に報告する。

(自主応援)

第4条 会員は、自主的な情報収集活動等に基づき、応援の必要があると判断したときは、前条第1項による被災会員からの応援要請を待たずに、第2条に定める応援を行うことができる。

(経費の負担)

第5条 応援会員が第2条の規定に基づく応援に要した経費は、原則として、被災会員が負担するものとする。

2 前項の経費は、被災会員及び応援会員がその都度協議して定めるものとする。

(他の協定との関係)

第6条 この協定は、会員が締結する災害時の応援に係る他の協定を妨げるものではない。

(災害以外の事故等への準用)

第7条 会員は、第1条に定める災害以外の事故等においても、迅速な放送の復旧に資するよう応援活動に努めるものとする。

(平時の活動)

第8条 会員は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から協議会活動を通じて、連絡を密に取り合うものとする。

2 会員は、連絡担当部局及び連絡責任者をあらかじめ定め、事務局に報告するものとする。

3 会員は、前項に規定する連絡担当部局及び連絡責任者を変更したときは、速やかに事務局に報告するものとする。

4 前項で事務局が会員の変更事項の報告を受けたときは、速やかに他の会員に変更事項を連絡しなければならない。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書16通を作成し、各会員が記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

附 則

この協定は、平成20年3月1日から施行する。

平成20年3月1日

明石市本町2丁目1番1号
株式会社明石ケーブルテレビ
代表取締役社長 水田 宣雄

朝来市和田山町東谷213番地1
朝来市ケーブルテレビ
朝来市長 井上 英俊

洲本市本町三丁目4番10号
洲本市ケーブルテレビ
洲本市長 柳 実郎

加東市社50
加東市地域情報センター
加東市長 山本 廣一

神埼郡神河町粟賀町624番地の39
神河町ケーブルテレビネットワーク
神河町長 足立 理秋

多可郡多可町加美区豊部1874番地
かみテレビ
多可町長 戸田 善規

大阪府中央区淡路町1丁目5番5号
財団法人京阪神ケーブルビジョン
理事長 三宅 忠男

神戸市東灘区御影塚町2丁目3番1号
株式会社ケーブルネット神戸芦屋
代表取締役社長 長谷川 享

南あわじ市市善光寺2番地1
ケーブルネットワーク淡路
南あわじ市長 中田 勝久

大阪府中央区谷町2丁目3番12号
株式会社ジェイコムウエスト
代表取締役社長 松本 正幸

加古川市加古川町粟津26番地の2
BAN - BANテレビ株式会社
代表取締役 橋本 忠明

美方郡新温泉町湯990番地の8
新温泉町ケーブルテレビジョン夢ネット
新温泉町長 馬場 雅人

大阪府福島区海老江1丁目1番31号
株式会社ベイ・コミュニケーションズ
代表取締役社長 佐野 正

姫路市豊沢町135番地
姫路ケーブルテレビ株式会社
代表取締役社長 三木 正義

養父市八鹿町八鹿1675番地
養父市ケーブルテレビジョン
養父市長 梅谷 馨

姫路市夢前町前之庄2160番地
姫路市夢前ケーブルテレビネットワーク
姫路市長 石見 利勝

4-7 朝来市建設業協会との災害時における応急対策業務に関する協定

災害時における応急対策業務に関する協定書

朝来市（以下「甲」という。）と、朝来市建設業協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、災害応急対策業務の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害応急対策業務（以下「業務」という。）のため、乙の所属会員（以下「会員」という。）が所有する建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対して、災害応急対策業務要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（業務の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、次の業務とする。

- (1) 災害時における建築物、その他工作物等の崩壊、倒壊又は損壊等に伴う緊急人命救助のための障害物の除去作業
- (2) 災害時における建築物、その他工作物等の崩壊、倒壊又は損壊等に伴う道路交通確保のための障害物の除去作業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める緊急応急作業

（協力）

第3条 乙は、甲から第1条の規定により建設資機材等の応援要請があったときは、特別の理由がない限り、建設資機材等を甲に提供することにより応援を行うものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、災害応急対策業務実施報告書（様式第2号）により、速やかに甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（経費の負担）

第5条 乙の提供した建設資機材等に要する費用は、甲が負担する。ただし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第68条第1項又は第74条第1項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて、応援を行った場合の費用の負担は、同法第92条に定めるところによる。

2 費用等の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。

（損害の負担）

第6条 第2条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

（補償）

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

（災害発生時の情報提供）

第8条 乙及び乙の会員は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を、積極的に甲に提供す

るものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては朝来市総務部総務課長、乙においては朝来市建設業協会事務局長とする。

(平時における情報提供)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、各自が保有する次の情報を、平時から相互に提供するものとする。

(1) 甲が乙に提供する情報は、朝来市の区域における危険箇所等に関する情報とする。

(2) 乙が甲に提供する情報は、乙の会員の連絡体制、担当区域、緊急時に提供可能な建設資機材等に関する情報とする。

(防災訓練への参加等)

第11条 乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等に参加するとともに、朝来市の安全なまちづくりの推進に協力するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成18年2月14日から実施する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年2月14日

甲 朝来市長 井 上 英 俊

乙 朝来市建設業協会
会 長 衣 川 義 弘

4 - 8 あさご管工事業協同組合との上・下水道施設災害に関する応援協定

上・下水道施設災害に関する応援協定書

朝来市（以下「甲」という。）と、あさご管工事業協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害により、上・下水道施設災害が発生した場合における災害対策業務の応援に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、朝来市において上・下水道施設災害が発生した場合における応援に関し必要な事項を定め、上・下水道施設の円滑かつ早期の復旧を図ることを目的とする。

（応援の要請）

第2条 甲は、前条の上・下水道施設の復旧を図るため、必要に応じて乙に応援を求めるものとする。

2 乙は、前項の応援要請があったときは、特別な事情のない限り、甲に協力するものとする。

（応援の要請手続き）

第3条 甲は、乙に応援要請しようとするときは、応援業務要請書（様式第1号）により行う。ただし、緊急の場合には、口頭、電話、電信等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

（応援の報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、応援業務実施報告書（様式第2号）により、速やかに甲に報告するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要する経費は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、次のとおりとする。

(1) 応援に要した経費は、原則として甲が負担する。

(2) 応援資機材、車両等の調達その他これに関する経費は、甲が負担する。

(3) 応援者が応援活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、乙の負担とする。

(4) 応援者が第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務中に生じたものについては甲が、応援場所への行き帰りに生じたものについては、乙がその賠償の責に任ずる。

2 前項第1号及び第2号の甲の負担する経費については、後日甲が算出、認定した額とする。

3 前2項の定めにより難しいときは、甲乙協議して定めるものとする。

（補則）

第6条 この協定に定めのない事項又は、この協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、平成21年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1ヵ月前までに甲、乙、いずれからも文書により意思表示がない場合は、この協定は引き続き1年の期間をもって更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し記名押印の上、各々1通を保有する。

平成 20 年 4 月 23 日

甲 兵庫県朝来市和田山町東谷 213 番地 1
朝来市長 井 上 英 俊

乙 兵庫県朝来市和田山町東谷 134 番地 3
あさご管工事業協同組合
理 事 長 藤 本 哲 二

災害時における応急対策業務に関する協定書

朝来市（以下「甲」という。）と、兵庫県電気工事工業組合但馬支部（以下「乙」という。）は、風水害、地震その他の災害が発生した場合において、災害応急対策業務を円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、朝来市所管の災害応急対策業務（以下「業務」という。）について、乙並びに乙に属する会員（以下「会員等」という。）が組織的な協力活動を行うための必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、業務のため、会員等が所有する資機材及び労力（以下「資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対して、災害応急対策業務要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、文書をもって要請する時間的余裕がないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（業務の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、次の業務とする。

- (1) 災害時における被害状況等の情報収集
- (2) 災害時における感電災害又は漏電災害の防止
- (3) 災害時における仮設電気工事又は応急復旧工事
- (4) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める緊急応急作業

（協力）

第4条 乙は、甲から第2条の規定により資機材等の応援要請があったときは、特別の理由がない限り、資機材等を甲に提供することにより応援を行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、災害応急対策業務実施報告書（様式第2号）により、速やかに甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告する時間的余裕がないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙の提供した資機材等に要する費用は、甲が負担する。ただし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第68条第1項又は第74条第1項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて、応援を行った場合の費用の負担は、同法第92条に定めるところによる。

2 費用等の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。

（損害の負担）

第7条 第3条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

（補償）

第8条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

（災害発生時の情報提供）

第9条 会員等は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては朝来市総務部総務課長、乙においては兵庫県電気工事工業組合但馬支部長とする。

(平時における情報提供)

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、各自が保有する次の情報を、平時から相互に提供するものとする。

(1) 甲が乙に提供する情報は、甲の防災体制等に関する情報とする。

(2) 乙が甲に提供する情報は、乙の会員の連絡体制、担当区域、緊急時に提供可能な資機材等に関する情報とする。

(防災訓練への参加等)

第12条 乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等に参加するとともに、甲の安全なまちづくりの推進に協力するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定書の有効期間は、平成20年6月2日から平成21年3月31日までの間とする。ただし、有効期間満了日の1箇月前までに、甲、乙のいずれからも解除の申し出がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以降もまた同様とする。

附 則

この協定は、平成20年6月2日から実施する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年6月2日

甲 兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1
朝来市長 井上英俊

乙 豊岡市千代田町2番13号
兵庫県電気工事工業組合但馬支部
支部長 安田稔

災害発生時における障害物除去等の協力に関する協定

豊岡市、養父市、朝来市、香美町及び新温泉町（以下「甲」という。）と兵庫県自動車整備振興会但馬支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の大規模災害時において、災害対策基本法第65条第1項に基づく甲の要請により、乙が行う道路等の障害物除去等の業務の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力業務の内容）

第1条 甲が乙に協力を要請する業務は次のとおりとする。

- (1) 緊急車両通行のためのレッカー車等による道路等の放置車両等の除去
- (2) クレーン、ジャッキ、ウインチ等による被災者の救助
- (3) ジャッキ、バール、ハンマーなどの資機材の貸与

（要請）

第2条 甲は、それぞれの市及び町内で災害が発生し、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対して、災害時における道路等の障害物除去等業務協力要請書（様式1）により協力の要請をするものとする。ただし、文書をもって協力要請する暇がない場合は、口頭で要請し、その後、速やかに様式1を交付するものとする。

（協力）

第3条 乙は第2条の規定により甲から協力の要請があったときは、乙の保有する資機材を活用し、可能な限り、甲に協力を行うものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき協力を行った場合は、災害時における道路等の障害物除去等業務協力実施報告書（様式2）により、速やかに甲に対して、実施結果を報告するものとする。ただし、文書をもって報告する暇がないときは、口頭で報告し、その後、速やかに様式2を提出するものとする。

（経費の負担）

第5条 本協定に基づく協力業務に要した費用は、乙の負担とする。

（損害補償）

第6条 甲は、この協定に基づいて協力業務に従事した者が、そのために死亡又は負傷し、若しくは疾病にかかり、身体に何らかの障害を被った場合においては、その者又はその者の遺族が受ける損害を法令に定める範囲内において補償するものとする。

（災害発生時の情報提供）

第7条 乙は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

（個人情報の保護）

第8条 乙は、この協定に基づく活動にあたって、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護について適正な取扱いを図るものとする。

（連絡責任者）

第9条 甲及び乙は、あらかじめ連絡担当者を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

（平常時の活動）

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換を行い、乙

は、甲が行う防災訓練等への参加に努め、緊急時に備えるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成21年12月2日から適用するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書を6通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年12月2日

甲 豊岡市
豊岡市長 中貝宗治

養父市
養父市長 広瀬 栄

朝来市
朝来市長 多次勝昭

香美町
香美町長 長瀬幸夫

新温泉町
新温泉町長 岡本英樹

乙 兵庫県自動車整備振興会 但馬支部
支部長 山本順一

4-11 協同組合和田山ショッピングセンター等との災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定

災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定書

朝来市(以下「甲」という。)と、協同組合和田山ショッピングセンター(以下「乙」という。)、株式会社ネクステージ(以下「丙」という。)及びイオン株式会社西日本カンパニー(以下「丁」という。)は、災害発生時における防災活動並びに平常時における防災啓発活動等に関し、次のとおり協定を締結する。

(要請)

第1条 災害発生時、甲は乙、丙及び丁に対し次の事項について、協力を要請することができる。

(1) 甲は、災害時における物資等の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙、丙及び丁の所有する物資等の供給を要請すること。

(2) 乙、丙及び丁の店舗であるジャスコ和田山ショッピングセンターの駐車場を、被災者に対し、避難場所として提供すること。

(要請手続)

第2条 前条に掲げる要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

(要請事項の措置)

第3条 乙、丙及び丁は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障がない範囲において、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

(物資等の範囲)

第4条 甲が乙、丙及び丁に要請する物資等は、乙、丙及び丁が所有又は調達可能な物資とする。

(経費の負担)

第5条 乙、丙及び丁が物資等の供給の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 物資等の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

(物資等の運搬、引渡し)

第6条 物資等の引渡し場所は甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙、丙及び丁が行うものとする。ただし、乙、丙及び丁の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものを行うものとする。

(支援体制の整備)

第7条 乙、丙及び丁は、災害時における円滑な協力を図るため、社内及びグループ各社との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

(災害発生時の情報提供)

第8条 乙、丙及び丁は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第9条 乙、丙及び丁は、平常時における甲の防災啓発事業の推進に対し、次の各号に掲げる事項について、可能な限り協力するものとする。

(1) 乙、丙及び丁の店舗であるジャスコ和田山ショッピングセンターにおいて甲、乙、丙、丁

が共同で実施する防災啓発事業及び防災訓練

(2) 甲が実施する防災啓発事業

(3) 甲が実施する防災訓練への参加

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては朝来市総務部総務課長、乙、丙及び丁においてはイオン株式会社ジャスコ和田山店店長とする。

(協議)

第11条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙、丙、丁協議して決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定書の有効期間は、平成18年7月21日から平成19年3月31日までの間とする。

ただし、有効期間満了日の1箇月前までに、甲、乙、丙、丁のいずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以降もまた同様とする。

2 乙、丙及び丁が第1条第2号に掲げる店舗を閉店したときは、この協定は、効力を失うものとする。

この協定を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年7月21日

甲 兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1
朝来市長 井上英俊

乙 兵庫県朝来市和田山町枚田岡774番地
協同組合和田山ショッピングセンター
代表理事 齋藤真一

丙 兵庫県朝来市和田山町玉置1059番地
株式会社ネクステージ
代表取締役 北山春彦

乙 大阪市福島区海老江1丁目1番23号
イオン株式会社西日本カンパニー執行役
支社長 築城政雄

4-12 近畿コカ・コーラボトリング株式会社との災害時における飲料の提供協力に関する協定

災害時における飲料の提供協力に関する協定書

朝来市（以下「甲」という。）と近畿コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における飲料の提供協力について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時におけるメッセージボード登載災害対応型自動販売機（以下「自動販売機」という。）による飲料の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 朝来市内において災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、甲が災害対策本部を設置し乙に対し飲料の提供について要請を行った時、乙は以下の内容により協力するものとする。

2 乙は、前項の要請があった時は、自動販売機の現有機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。

（要請の手続き）

第3条 甲は、この協定による要請を行う時は、救援飲料提供要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（無償提供の設定）

第4条 自動販売機の機内在庫の製品を無償提供できる状態への設定は、甲が遠隔操作するものとする。

（メッセージボードの操作）

第5条 自動販売機のメッセージボードの活用については、甲が必要に応じて操作し、災害情報等を表示させるものとする。

2 平常時は、乙において時事ニュース等を表示するものとし、甲は必要に応じ、行政情報提供等に活用するものとする。

（期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、有効期間満了日の1ヵ月前までに、甲乙いずれからも、何らの申出のない場合は、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以降もまた同様とする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項については、別途甲、乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成 20 年 6 月 2 日

甲 兵庫県朝来市和田山町東谷 213 番地 1
朝来市長 井 上 英 俊

乙 大阪府摂津市千里丘 7 丁目 9 番 3 1 号
近畿コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 吉 松 民 雄

災害時における物資供給等の支援に関する協定書

朝来市（以下「甲」という。）と、コーナン商事株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における物資供給等の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、より速やかかつ円滑に物資を供給できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資の調達が必要となった場合は、品目、数量、場所、期間等を明示した応援要請書（別記様式）をもって乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに供給を行うものとする。

（物資の種類）

第4条 物資の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲での供給を行うものとする。

- (1) 食器類
- (2) 日用品
- (3) その他乙の取り扱い商品

（経費の負担）

第5条 乙が供給した物資の費用は、甲が負担するものとする。
2 物資等の取引価格は、災害の発生した直前の価格を基準とし、甲、乙協議して定める。

（車両優先通行の確保）

第6条 甲は、災害時において乙が物資を配送及び供給する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（平常時の活動）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

(物資供給場所の対象施設)

第 8 条 物資供給場所として使用する店舗は、次のとおりとする。

事業所名	店舗名	所在地
コーナン商事株式会社	ホームストック 和田山店	朝来市和田山町桑原 513-1

(連絡責任者)

第 9 条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を別表のとおり定める。

(協議)

第 10 条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 11 条 この協定の有効期間 (以下「有効期間」という。) は、平成 23 年 3 月 15 日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。ただし、協定期間が満了する 1 月前までに、甲、乙いずれからも相手方に対しこの協定を改訂する意思表示がないときは、協定期間は期間満了の日の翌日から更に 1 年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 兵庫県朝来市和田山町東谷 213 番地 1
朝来市長 多 次 勝 昭

乙

災害時における物資供給等の支援に関する協定書

朝来市（以下「甲」という。）と、NPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資供給等の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、より速やかかつ円滑に物資を供給できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資の調達が必要となった場合は、品目、数量、場所、期間等を明示した応援要請書（別記様式）をもって乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに供給を行うものとする。

（物資の種類）

第4条 物資の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲での供給を行うものとする。

- (1) 食器類
- (2) 日用品
- (3) その他乙の取り扱い商品

（経費の負担）

第5条 乙が供給した物資の費用は、甲が負担するものとする。

- 2 物資等の取引価格は、災害の発生した直前の価格を基準とし、甲、乙協議して定める。

（車両優先通行の確保）

第6条 甲は、災害時において乙が物資を配送及び供給する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（平常時の活動）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

(物資供給場所の対象施設)

第8条 物資供給場所として使用する店舗は、次のとおりとする。

事業所名	店舗名	所在地
株式会社コメリ	和田山店	朝来市和田山町法道寺字新中野 814
	朝来店	朝来市立野 675

(連絡責任者)

第9条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を別表のとおり定める。

(協議)

第10条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間(以下「有効期間」という。)は、平成23年3月15日から平成24年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1月前までに、甲、乙いずれからも相手方に対しこの協定を改訂する意思表示がないときは、協定期間は期間満了の日の翌日から更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 兵庫県朝来市和田山町東谷 213 番地 1
朝来市長 多 次 勝 昭

乙

災害時における物資供給等の支援に関する協定書

朝来市（以下「甲」という。）と、株式会社ジュンテンドー（以下「乙」という。）は、災害時における物資供給等の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、より速やかかつ円滑に物資を供給できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資の調達が必要となった場合は、品目、数量、場所、期間等を明示した応援要請書（別記様式）をもって乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに供給を行うものとする。

（物資の種類）

第4条 物資の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲での供給を行うものとする。

- (1) 食器類
- (2) 日用品
- (3) その他乙の取り扱い商品

（経費の負担）

第5条 乙が供給した物資の費用は、甲が負担するものとする。

2 物資等の取引価格は、災害の発生した直前の価格を基準とし、甲、乙協議して定める。

（車両優先通行の確保）

第6条 甲は、災害時において乙が物資を配送及び供給する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（平常時の活動）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

(物資供給場所の対象施設)

第 8 条 物資供給場所として使用する店舗は、次のとおりとする。

事業所名	店舗名	所在地
株式会社ジュンテンドー	和田山店	朝来市和田山町枚田岡 721-2

(連絡責任者)

第 9 条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を別表のとおり定める。

(協議)

第 10 条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 11 条 この協定の有効期間 (以下「有効期間」という。) は、平成 23 年 3 月 15 日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。ただし、協定期間が満了する 1 月前までに、甲、乙いずれからも相手方に対しこの協定を改訂する意思表示がないときは、協定期間は期間満了の日の翌日から更に 1 年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 兵庫県朝来市和田山町東谷 213 番地 1
朝来市長 多 次 勝 昭

乙

災害時における物資供給等の支援に関する協定書

朝来市（以下「甲」という。）と、株式会社エーコープ近畿（以下「乙」という。）は、災害時における物資供給等の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、より速やかかつ円滑に物資を供給できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資の調達が必要となった場合は、品目、数量、場所、期間等を明示した応援要請書（別記様式）をもって乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに供給を行うものとする。

（物資の種類）

第4条 物資の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲での供給を行うものとする。

- (1) 食料品
- (2) 食器類
- (3) 日用品
- (4) その他乙の取り扱い商品

（経費の負担）

第5条 乙が供給した物資の費用は、甲が負担するものとする。

2 物資等の取引価格は、災害の発生した直前の価格を基準とし、甲、乙協議して定める。

（車両優先通行の確保）

第6条 甲は、災害時において乙が物資を配送及び供給する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（平常時の活動）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

(物資供給場所の対象施設)

第 8 条 物資供給場所として使用する店舗は、次のとおりとする。

事業所名	店舗名	所在地
株式会社エーコープ近畿	和田山店	朝来市和田山町立ノ原 47-2

(連絡責任者)

第 9 条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を別表のとおり定める。

(協議)

第 10 条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 11 条 この協定の有効期間 (以下「有効期間」という。) は、平成 23 年 3 月 15 日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。ただし、協定期間が満了する 1 月前までに、甲、乙いずれからも相手方に対しこの協定を改訂する意思表示がないときは、協定期間は期間満了の日の翌日から更に 1 年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 兵庫県朝来市和田山町東谷 213 番地 1
朝来市長 多 次 勝 昭

乙

災害時における物資供給等の支援に関する協定書

朝来市（以下「甲」という。）と、こめやストアー有限公司（以下「乙」という。）は、災害時における物資供給等の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、より速やかかつ円滑に物資を供給できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資の調達が必要となった場合は、品目、数量、場所、期間等を明示した応援要請書（別記様式）をもって乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに供給を行うものとする。

（物資の種類）

第4条 物資の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲での供給を行うものとする。

- (1) 食料品
- (2) 食器類
- (3) 日用品
- (4) その他乙の取り扱い商品

（経費の負担）

第5条 乙が供給した物資の費用は、甲が負担するものとする。

2 物資等の取引価格は、災害の発生した直前の価格を基準とし、甲、乙協議して定める。

（車両優先通行の確保）

第6条 甲は、災害時において乙が物資を配送及び供給する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（平常時の活動）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

(物資供給場所の対象施設)

第 8 条 物資供給場所として使用する店舗は、次のとおりとする。

事業所名	店舗名	所在地
こめやストアー有限公司	ヤナセ店	朝来市山東町末歳 650
	与布土店	朝来市山東町溝黒 393-1

(連絡責任者)

第 9 条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を別表のとおり定める。

(協議)

第 10 条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 11 条 この協定の有効期間 (以下「有効期間」という。) は、平成 23 年 3 月 15 日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。ただし、協定期間が満了する 1 月前までに、甲、乙いずれからも相手方に対しこの協定を改訂する意思表示がないときは、協定期間は期間満了の日の翌日から更に 1 年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 23 年 月 日

甲 兵庫県朝来市和田山町東谷 213 番地 1
朝来市長 多 次 勝 昭

乙

災害時における物資供給等の支援に関する協定書

朝来市（以下「甲」という。）と、株式会社さとう（以下「乙」という。）は、災害時における物資供給等の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、より速やかかつ円滑に物資を供給できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資の調達が必要となった場合は、品目、数量、場所、期間等を明示した応援要請書（別記様式）をもって乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに供給を行うものとする。

（物資の種類）

第4条 物資の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲での供給を行うものとする。

- (1) 食料品
- (2) 食器類
- (3) 日用品
- (4) その他乙の取り扱い商品

（経費の負担）

第5条 乙が供給した物資の費用は、甲が負担するものとする。

2 物資等の取引価格は、災害の発生した直前の価格を基準とし、甲、乙協議して定める。

（車両優先通行の確保）

第6条 甲は、災害時において乙が物資を配送及び供給する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（平常時の活動）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

(物資供給場所の対象施設)

第8条 物資供給場所として使用する店舗は、次のとおりとする。

事業所名	店舗名	所在地
株式会社さとう	スーパーフレッシュ さとう和田山店	朝来市和田山町玉置 524

(連絡責任者)

第9条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を別表のとおり定める。

(協議)

第10条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間(以下「有効期間」という。)は、平成23年3月15日から平成24年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1月前までに、甲、乙いずれからも相手方に対しこの協定を改訂する意思表示がないときは、協定期間は期間満了の日の翌日から更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年 月 日

甲 兵庫県朝来市和田山町東谷 213 番地 1
朝来市長 多 次 勝 昭

乙

災害時における物資供給等の支援に関する協定書

朝来市（以下「甲」という。）と、株式会社トヨタ（以下「乙」という。）は、災害時における物資供給等の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、より速やかかつ円滑に物資を供給できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資の調達が必要となった場合は、品目、数量、場所、期間等を明示した応援要請書（別記様式）をもって乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに供給を行うものとする。

（物資の種類）

第4条 物資の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲での供給を行うものとする。

- (1) 食料品
- (2) 食器類
- (3) 日用品
- (4) その他乙の取り扱い商品

（経費の負担）

第5条 乙が供給した物資の費用は、甲が負担するものとする。

2 物資等の取引価格は、災害の発生した直前の価格を基準とし、甲、乙協議して定める。

（車両優先通行の確保）

第6条 甲は、災害時において乙が物資を配送及び供給する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（平常時の活動）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

(物資供給場所の対象施設)

第 8 条 物資供給場所として使用する店舗は、次のとおりとする。

事業所名	店舗名	所在地
株式会社トヨタ	トヨタ糸井店	朝来市和田山町林垣 20
	トヨタ和田山店	朝来市和田山町宮田 969
	トヨタ山東店	朝来市山東町矢名瀬 916-1
	トヨタアルバ店	朝来市新井 128
	トヨタ生野店	朝来市生野町口銀谷 317-67

(連絡責任者)

第 9 条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を別表のとおり定める。

(協議)

第 10 条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 11 条 この協定の有効期間 (以下「有効期間」という。) は、平成 23 年 3 月 15 日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。ただし、協定期間が満了する 1 月前までに、甲、乙いずれからも相手方に対しこの協定を改訂する意思表示がないときは、協定期間は期間満了の日の翌日から更に 1 年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 兵庫県朝来市和田山町東谷 213 番地 1
朝来市長 多 次 勝 昭

乙

災害時における物資供給等の支援に関する協定書

朝来市（以下「甲」という。）と、ゴダイ株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における物資供給等の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、より速やかかつ円滑に物資を供給できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資の調達が必要となった場合は、品目、数量、場所、期間等を明示した応援要請書（別記様式）をもって乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに供給を行うものとする。

（物資の種類）

第4条 物資の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲での供給を行うものとする。

- (1) 日用品
- (2) くすり
- (3) その他乙の取り扱い商品

（物資の価格）

第5条 乙が甲に供給した物資の価格は、災害の発生した直前の価格を基準とし、甲、乙協議して定めるものとする。

（車両優先通行の確保）

第6条 甲は、災害時において乙が物資を配送及び供給する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（平常時の活動）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

(物資供給場所の対象施設)

第 8 条 物資供給場所として使用する店舗は、次のとおりとする。

事業所名	店舗名	所在地
ゴダイ株式会社	ゴダイドラッグ和田山店	朝来市和田山町玉置 1073
	ゴダイドラッグ和田山土田店	朝来市和田山町土田 368-4

(連絡責任者)

第 9 条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を別表のとおり定める。

(協議)

第 10 条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 11 条 この協定の有効期間(以下「有効期間」という。)は、平成 23 年 3 月 15 日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。ただし、協定期間が満了する 1 月前までに、甲、乙いずれからも相手方に対しこの協定を改訂する意思表示がないときは、協定期間は期間満了の日の翌日から更に 1 年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 兵庫県朝来市和田山町東谷 213 番地 1
朝来市長 多 次 勝 昭

乙

(別記様式)

応 援 要 請 書

平成 年 月 日

様

朝来市長 多 次 勝 昭

次のとおり食料及び生活必需物資の協力を要請します。

項 目	内 容
災 害 の 状 況	
応 援 を 必 要 と す る 事 由 (理 由)	
応 援 を 必 要 と す る 種 類 ・ 数 量	
引 き 渡 し 場 所 等 (日 時 分)	
そ の 他 必 要 事 項	

(別表)

災害時における物資の供給等の支援に関する協定 事業所一覧

業態	事業所名	店舗名	住 所	担当部署	電話番号
ホームセンター	コーナン商事株式会社	ホームストック 和田山店	朝来市和田山町桑原 513-1		670-3230
	NPO法人 コメリ災害対策センター		新潟市南区清水 4501-1		025-371 -4185
	株式会社コメリ	和田山店	和田山町法道寺字新中野 814		670-3176
		朝来店	朝来市立野 675		670-4625
	株式会社ジュンテンドー	和田山店	朝来市和田山町枚田岡 721-2		670-2008
スーパー	株式会社エーコーブ近畿	和田山店	朝来市和田山町立ノ原 47-2		672-1471
	こめやストア(有)	ヤナセ店	朝来市山東町末歳 650		676-4189
		与布土店	朝来市山東町溝黒 393-1		676-2147
	株式会社さとう	スーパーフレッシュ さとう和田山店	朝来市和田山町玉置 524		672-5700
	株式会社トヨタ本部		豊岡市九日市下町 98		0796-23 -0333
	株式会社トヨタ	トヨタ 糸井店	朝来市和田山町林垣 20		675-2188
		トヨタ 和田山店	朝来市和田山町宮田 969		670-3125
		トヨタ 山東店	朝来市山東町矢名瀬 916-1		676-2791
		トヨタ アルバ店	朝来市新井 128		677-0795
		トヨタ 生野店	朝来市生野町口銀谷 317-67		679-4572
薬局	ゴダイ株式会社	ゴダイドラッグ 和田山店	和田山町玉置 1073		672-5831
		ゴダイドラッグ 和田山土田店	和田山町土田 368-4		670-0200

災害時における福祉避難場所提供に関する協定書

平成 22 年 3 月 26 日

朝 来 市
社会福祉法人きらくえん

災害時における福祉避難場所提供に関する協定

朝来市（以下「甲」という。）と社会福祉法人きらくえん（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、朝来市内に地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生、または発生が予想されるときに、乙が、第2条に掲げる事項の協力を行うことにより、甲の行う災害救援活動の円滑なる遂行に資することを目的とする。

（協力の内容）

第2条 乙は、朝来市内に災害が発生、または発生が予想されるときは、甲の要請に基づき、次に掲げる事項について協力を行うものとする。ただし、乙の施設利用者に支障が生じる恐れがある場合には、その都度、甲乙協議するものとする。

- （1）災害時要援護者を対象とした屋内における福祉避難場所の提供
- （2）甲からの依頼による、可能な範囲での入所対象者の福祉避難場所への移送の提供
- （3）その他、乙が可能とするサービスの提供

（福祉避難場所の開設の基準）

第3条 福祉避難場所を開設する基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- （1）朝来市内のいずれかの地域において、避難準備情報、避難勧告又は避難指示が発令された場合
- （2）災害の発生が予想され、甲より開設の要請があった場合

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力に必要な費用は、甲が負担する。ただし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第68条第1項又は第74条第1項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて、応援を行った場合の費用の負担は、同法第92条に定めるところによる。
2 費用等の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。

（福祉避難場所の対象施設）

第5条 福祉避難場所として使用する対象施設は、次のとおりとする。

施設の名称	所在地
特別養護老人ホームいくの喜楽苑	朝来市生野町竹原野 240 番地
朝来市ケアハウス竹原野	朝来市生野町竹原野 237 番地
グループホーム竹原野	朝来市生野町竹原野 222 番地

（連絡責任者）

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては、朝来市高年福祉課長、乙については、社会福祉法人きらくえん、特別養護老人ホームいくの喜楽苑施設長とする。

（損害賠償等）

第7条 第2条に規定する協力により、乙及び乙の管理する施設又は施設内の収容物に対し損害を与えたときは、避難者の故意又は重大な過失による場合を除き、甲がその損害を賠償する。
2 甲の要請により、乙が入所対象者を当該福祉避難場所へ移送する際に、入所対象者、同伴者又はその他第三者に損害を与えた場合は、乙の責めに帰す事由による場合を除き、甲がその損害を賠償する。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年 3月26日

甲 朝来市和田山町東谷213番地1
朝来市長 多次 勝 昭

乙 尼崎市長洲西通2-8-3
社会福祉法人きらくえん
理 事 長 市 川 禮 子

災害時における福祉避難場所提供に関する協定書

平成 22 年 3 月 26 日

朝 来 市
社会福祉法人朝来市社会福祉協議会

災害時における福祉避難場所提供に関する協定

朝来市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 朝来市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、朝来市内に地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生、または発生が予想されるときに、乙が、第2条に掲げる事項の協力を行うことにより、甲の行う災害救援活動の円滑なる遂行に資することを目的とする。

（協力の内容）

第2条 乙は、朝来市内に災害が発生、または発生が予想されるときは、甲の要請に基づき、次に掲げる事項について協力を行うものとする。ただし、乙の施設利用者に支障が生じる恐れがある場合には、その都度、甲乙協議するものとする。

- (1) 乙における要援護者の受入可能数等の情報提供
- (2) 災害時要援護者を対象とした屋内における福祉避難場所の提供
- (3) 乙の敷地内で行う応援活動・救護資器材の貸出
- (4) 甲からの依頼による、可能な範囲での入所対象者の福祉避難場所への移送の提供
- (5) その他、乙が可能とするサービスの提供

（福祉避難場所の開設の基準）

第3条 福祉避難場所を開設する基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 朝来市内のいずれかの地域において、避難準備情報、避難勧告又は避難指示が発令された場合
- (2) 災害の発生が予想され、甲より開設の要請があった場合

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力に必要な費用は、甲が負担する。ただし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第68条第1項又は第74条第1項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて、応援を行った場合の費用の負担は、同法第92条に定めるところによる。

2 費用等の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。

（福祉避難場所の対象施設）

第5条 福祉避難場所として使用する対象施設は、次のとおりとする。

施設の名称	所在地
デイサービスセンター かしのき園	朝来市和田山町宮田 1878 番地 4

（連絡責任者）

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては、朝来市高年福祉課長、乙については、社会福祉法人朝来市社会福祉協議会事務局長とする。

（損害賠償等）

第7条 第2条に規定する協力により、乙及び乙の管理する施設又は施設内の収容物に対し損害を与えたときは、避難者の故意又は重大な過失による場合を除き、甲がその損害を賠償する。

2 甲の要請により、乙が入所対象者を当該福祉避難場所へ移送する際に、入所対象者、同伴者又はその他第三者に損害を与えた場合は、乙の責めに帰す事由による場合を除き、甲がその損害を賠償する。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年 3月26日

甲 朝来市和田山町東谷213番地1
朝来市長 多次 勝 昭

乙 朝来市山東町楽音寺95番地
社会福祉法人 朝来市社会福祉協議会
会 長 戸 田 幸 男

災害時における福祉避難場所提供に関する協定書

平成 22 年 3 月 26 日

朝 来 市
社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団

災害時における福祉避難場所提供に関する協定

朝来市（以下「甲」という。）と社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、朝来市内に地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生、または発生が予想されるときに、乙が、第2条に掲げる事項の協力を行うことにより、甲の行う災害救援活動の円滑なる遂行に資することを目的とする。

（協力の内容）

第2条 乙は、朝来市内に災害が発生、または発生が予想されるときは、甲の要請に基づき、次に掲げる事項について協力を行うものとする。ただし、乙の施設利用者に支障が生じる恐れがある場合には、その都度、甲乙協議するものとする。

- (1) 乙における要援護者の受入可能数等の情報提供
- (2) 災害時要援護者を対象とした屋内における福祉避難場所の提供
- (3) 乙の敷地内で行う応援活動・救護資器材の貸出
- (4) 甲からの依頼による、可能な範囲での入所対象者の福祉避難場所への移送の提供
- (5) その他、乙が可能とするサービスの提供

（福祉避難場所の開設の基準）

第3条 福祉避難場所を開設する基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 朝来市内のいずれかの地域において、避難準備情報、避難勧告又は避難指示が発令された場合
- (2) 災害の発生が予想され、甲より開設の要請があった場合

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力に必要な費用は、甲が負担する。ただし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第68条第1項又は第74条第1項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて、応援を行った場合の費用の負担は、同法第92条に定めるところによる。
2 費用等の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。

（福祉避難場所の対象施設）

第5条 福祉避難場所として使用する対象施設は、次のとおりとする。

施設の名称	所在地
立雲の郷	朝来市和田山町竹田 2063 - 3

（連絡責任者）

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては、朝来市高年福祉課長、乙については、立雲の郷 課長とする。

（損害賠償等）

第7条 第2条に規定する協力により、乙及び乙の管理する施設又は施設内の収容物に対し損害を与えたときは、避難者の故意又は重大な過失による場合を除き、甲がその損害を賠償する。
2 甲の要請により、乙が入所対象者を当該福祉避難場所へ移送する際に、入所対象者、同伴者又はその他第三者に損害を与えた場合は、乙の責めに帰す事由による場合を除き、甲がその損害を賠償する。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年 3月26日

甲 朝来市和田山町東谷213番地1
朝来市長 多次勝昭

乙 神戸市西区曙町1070番地
社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団
理事長 砂川静壽

災害時における福祉避難場所提供に関する協定書

平成 22 年 3 月 26 日

朝 来 市
社会福祉法人神戸聖隷福祉事業団

災害時における福祉避難場所提供に関する協定

朝来市（以下「甲」という。）と社会福祉法人神戸聖隷福祉事業団（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、朝来市内に地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生、または発生が予想されるときに、乙が、第2条に掲げる事項の協力を行うことにより、甲の行う災害救援活動の円滑なる遂行に資することを目的とする。

（協力の内容）

第2条 乙は、朝来市内に災害が発生、または発生が予想されるときは、甲の要請に基づき、次に掲げる事項について協力を行うものとする。ただし、乙の施設利用者に支障が生じる恐れがある場合には、その都度、甲乙協議するものとする。

- （1）災害時要援護者を対象とした屋内における福祉避難場所の提供
- （2）甲からの依頼による、可能な範囲での入所対象者の福祉避難場所への移送の提供
- （3）その他、乙が可能とするサービスの提供

（福祉避難場所の開設の基準）

第3条 福祉避難場所を開設する基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- （1）朝来市内のいずれかの地域において、避難準備情報、避難勧告又は避難指示が発令された場合
- （2）災害の発生が予想され、甲より開設の要請があった場合

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力に必要な費用は、甲が負担する。ただし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第68条第1項又は第74条第1項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて、応援を行った場合の費用の負担は、同法第92条に定めるところによる。
2 費用等の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。

（福祉避難場所の対象施設）

第5条 福祉避難場所として使用する対象施設は、次のとおりとする。

施設 の 名 称	所 在 地
特別養護老人ホーム平生園	朝来市和田山町竹田 1779 番地
グループホームわらしべ	朝来市和田山町竹田 1957 番地 - 1
恵生園	朝来市和田山町竹田 1811 番地
真生園	朝来市和田山町竹田 1958 番地

（連絡責任者）

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては、朝来市高年福祉課長、乙については、社会福祉法人 神戸聖隷福祉事業団 恵生園 施設長とする。

（損害賠償等）

第7条 第2条に規定する協力により、乙及び乙の管理する施設又は施設内の収容物に対し損害を与えたときは、避難者の故意又は重大な過失による場合を除き、甲がその損害を賠償する。
2 甲の要請により、乙が入所対象者を当該福祉避難場所へ移送する際に、入所対象者、同伴者又はその他第三者に損害を与えた場合は、乙の責めに帰す事由による場合を除き、甲がその損

害を賠償する。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年 3月26日

甲 朝来市和田山町東谷 213 番地 1
朝来市長 多 次 勝 昭

乙 兵庫県神戸市須磨区友が丘 1 丁目 1 番地
社会福祉法人 神戸聖隷福祉事業団
理 事 長 土 肥 隆 一

災害時における福祉避難場所提供に関する協定書

平成 22 年 3 月 26 日

朝 来 市
社会福祉法人あそう

災害時における福祉避難場所提供に関する協定

朝来市（以下「甲」という。）と社会福祉法人あそう（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、朝来市内に地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生、または発生が予想されるときに、乙が、第2条に掲げる事項の協力を行うことにより、甲の行う災害救援活動の円滑なる遂行に資することを目的とする。

（協力の内容）

第2条 乙は、朝来市内に災害が発生、または発生が予想されるときは、甲の要請に基づき、次に掲げる事項について協力を行うものとする。ただし、乙の施設利用者に支障が生じる恐れがある場合には、その都度、甲乙協議するものとする。

- (1) 乙における要援護者の受入可能数等の情報提供
- (2) 災害時要援護者を対象とした屋内における福祉避難場所の提供
- (3) 乙の敷地内で行う応援活動・救護資器材の貸出
- (4) 甲からの依頼による、可能な範囲での入所対象者の福祉避難場所への移送の提供
- (5) その他、乙が可能とするサービスの提供

（福祉避難場所の開設の基準）

第3条 福祉避難場所を開設する基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 朝来市内のいずれかの地域において、避難準備情報、避難勧告又は避難指示が発令された場合
- (2) 災害の発生が予想され、甲より開設の要請があった場合

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力に必要な費用は、甲が負担する。ただし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第68条第1項又は第74条第1項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて、応援を行った場合の費用の負担は、同法第92条に定めるところによる。
2 費用等の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。

（福祉避難場所の対象施設）

第5条 福祉避難場所として使用する対象施設は、次のとおりとする。

施設の名称	所在地
特別養護老人ホーム緑風の郷	朝来市山東町一品 424 番地
グループホーム木の香	朝来市山東町一品 424 番地

（連絡責任者）

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては、朝来市高年福祉課長、乙については、社会福祉法人あそう 特別養護老人ホーム施設長とする。

（損害賠償等）

第7条 第2条に規定する協力により、乙及び乙の管理する施設又は施設内の収容物に対し損害を与えたときは、避難者の故意又は重大な過失による場合を除き、甲がその損害を賠償する。
2 甲の要請により、乙が入所対象者を当該福祉避難場所へ移送する際に、入所対象者、同伴者又はその他第三者に損害を与えた場合は、乙の責めに帰す事由による場合を除き、甲がその損

害を賠償する。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年 3月26日

甲 朝来市和田山町東谷 213 番地 1
朝来市長 多 次 勝 昭

乙 朝来市山東町一品 424 番地
社会福祉法人あそ
理 事 長 大 河 覚

災害時における福祉避難場所提供に関する協定書

平成 22 年 3 月 26 日

朝 来 市
社会福祉法人ひまわり

災害時における福祉避難場所提供に関する協定

朝来市（以下「甲」という。）と社会福祉法人ひまわり（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、朝来市内に地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生、または発生が予想されるときに、乙が、第2条に掲げる事項の協力を行うことにより、甲の行う災害救援活動の円滑なる遂行に資することを目的とする。

（協力の内容）

第3条 乙は、朝来市内に災害が発生、または発生が予想されるときは、甲の要請に基づき、次に掲げる事項について協力をを行うものとする。ただし、乙の施設利用者に支障が生じる恐れがある場合には、その都度、甲乙協議するものとする。

- (1) 乙における要援護者の受入可能数等の情報提供
- (2) 災害時要援護者を対象とした屋内における福祉避難場所の提供
- (3) 乙の敷地内で行う応援活動・救護資器材の貸出
- (4) 甲からの依頼による、可能な範囲での入所対象者の福祉避難場所への移送の提供
- (5) その他、乙が可能とするサービスの提供

（福祉避難場所の開設の基準）

第3条 福祉避難場所を開設する基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 朝来市内のいずれかの地域において、避難準備情報、避難勧告又は避難指示が発令された場合
- (2) 災害の発生が予想され、甲より開設の要請があった場合

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力に必要な費用は、甲が負担する。ただし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第68条第1項又は第74条第1項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて、応援を行った場合の費用の負担は、同法第92条に定めるところによる。
2 費用等の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。

（福祉避難場所の対象施設）

第5条 福祉避難場所として使用する対象施設は、次のとおりとする。

施設の名称	所在地
特別養護老人ホームあさがおホール	朝来市新井 148 番地
朝来市ケアハウス朝来	朝来市新井 179 番地

（連絡責任者）

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては、朝来市高年福祉課長、乙については、社会福祉法人ひまわり あさがおホール施設長とする。

（損害賠償等）

第7条 第2条に規定する協力により、乙及び乙の管理する施設又は施設内の収容物に対し損害を与えたときは、避難者の故意又は重大な過失による場合を除き、甲がその損害を賠償する。
2 甲の要請により、乙が入所対象者を当該福祉避難場所へ移送する際に、入所対象者、同伴者又はその他第三者に損害を与えた場合は、乙の責めに帰す事由による場合を除き、甲がその損害を賠償する。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年 3月26日

甲 朝来市和田山町東谷 213 番地 1
朝来市長 多 次 勝 昭

乙 豊岡市但東町太田 614 番地
社会福祉法人 ひまわり
理 事 長 島 田 佳 子

4-15 自衛隊の災害派遣要請依頼書（様式）

様式1（派遣要請）

	第 年 月 日	号 日
兵庫県知事様	朝来市長	印
自衛隊の災害派遣要請について(依頼)		
標記のことについて、自衛隊法第 83 条第 1 項の規定による自衛隊の派遣要請を、下記のとおり依頼します。		
記		
1 災害の状況及び派遣を要請する事由		
2 派遣を希望する期間		
年 月 日 時から 年 月 日 時まで		
3 派遣を希望する区域及び活動内容		
(1) 活動希望区域		
(2) 活動内容		
4 その他参考となるべき事項		
(1) 要請責任者の職氏名		
(2) 災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類		
(3) 派遣地への最適経路		
(4) 連絡場所及び現場責任者の職氏名並びに標識又は誘導地点とその表示		
連絡場所		
現場責任者		
その他		

4 -16 自衛隊の災害部隊撤収要請依頼書（様式）

様式 2（撤収要請）

兵庫県知事様		第	号
		年	月
		朝来市長	日
			印
自衛隊の災害派遣部隊の撤収について(依頼)			
月	日	第	号
月 日付第		号で依頼した自衛隊の災害派遣部隊について、下記のとおり撤	
収要請を依頼します。			
記			
1	撤収日時	年	月 日 時 分
2	撤収事由		
3	その他必要事項		

4-17 自衛隊の災害派遣要請報告書（様式）

		様式 1（派遣要請）第	号
		年 月	日
陸上自衛隊 姫路駐屯地 第 3 特科隊第 1 中隊長 様		朝来市長	印
自衛隊の災害派遣要請について(報告)			
標記のことについて、自衛隊法第 83 条第 1 項の規定による自衛隊の派遣要請したことを報告します。			
記			
1 災害の状況及び派遣を要請する事由			
2 派遣を希望する期間			
年 月 日 時から 年 月 日 時まで			
3 派遣を希望する区域及び活動内容			
(1) 活動希望区域			
(2) 活動内容			
4 その他参考となるべき事項			
(1) 要請責任者の職氏名			
(2) 災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類			
(3) 派遣地への最適経路			
(4) 連絡場所及び現場責任者の職氏名並びに標識又は誘導地点とその表示			
連絡場所			
現場責任者			
その他			

5 医療関係

5 - 1 医療施設一覧

名 称	住 所	電話番号	備考
<病院>			
公立豊岡病院組合立朝来和田山医療センター	和田山町竹田 2021 番地	079-674-2021	
公立豊岡病院組合立朝来梁瀬医療センター	山東町矢名瀬町 900 番地 1	079-676-3157	
大植病院	多々良木 1514 番地	079-678-1231	
<医科診療所>			
佐藤医院	生野町口銀谷 751 番地	079-679-2013	土
特別養護老人ホーム「いくの喜楽苑」	生野町竹原野 240 番地	079-679-3011	土
稲垣医院	生野町口銀谷 2037 番地	079-679-4108	
上垣医院	和田山町和田山 47 番地	079-672-2006	浸
谷村医院	和田山町東谷 213 番地 50	079-672-2016	浸
真生園診療所	和田山町竹田 1958 番地	079-674-0131	
浜野医院	和田山町寺谷 684 番地 6	079-672-5351	浸
小山医院	和田山町加都 1578 番地	079-674-0333	
南但休日診療所	和田山町立ノ原 26 番地	079-672-5269	浸
足立医院	和田山町和田山 133 番地 5	079-672-0250	浸
高岡耳鼻咽喉科クリニック	和田山町立ノ原 58 番地 1	079-672-0808	
平生園診療所	和田山町竹田 1799 番地	079-674-0174	
大森クリニック	和田山町東谷 213 番地 123	079-672-0605	浸
木村眼科	和田山町和田山 232 番地	079-672-0202	浸
井上皮膚科医院	和田山町東谷 83 番地 9	079-672-0377	浸
馬庭内科医院	和田山町宮田 216 番地	079-673-2811	
さかもと医院	和田山町東谷 160 番地 2	079-675-3033	浸
社団法人日本健康倶楽部和田山支部診療所	和田山町東谷 385 番地	079-672-5222	
クリニックよしだ	和田山町枚田岡 139 番地 2	079-670-0006	
田仲和田山クリニック	和田山町法道寺 812 番地 1	079-670-3222	
いわわき眼科クリニック	和田山町桑原 401 番地	079-672-0601	浸
兵庫県但馬県民局和田山健康福祉事務	和田山町東谷 213 番地 96	079-672-6863	

名 称	住 所	電話番号	備考
所			
西山医院	山東町矢名瀬町 745 番地	079-676-2333	
そよかぜ診療所	山東町矢名瀬町 847 番地	079-676-3153	
特別養護老人ホーム緑風の郷	山東町一品 424 番地	079-676-3411	
間島医院	新井 705 番地	079-677-0054	
社会福祉法人ひまわり	新井 148 番地	079-677-1901	浸
木村医院	立野 366 番地 2	079-677-0007	浸

注 備考欄の「浸」マークは浸水想定区域、「土」マークは土砂災害警戒区域にかかる施設である。

5 - 2 救護所の設置予定場所一覧

名 称	住 所	電話番号
生野保健センター	生野町口銀谷 747 番地 3	079-679-4890
旧奥銀谷小学校	生野町奥銀谷 1200 番地	079-679-2043
和田山保健センター	和田山町立ノ原 26 番地	079-672-5269
糸井地区市民会館	和田山町高生田 400 番地	079-675-2655
大蔵地区市民会館	和田山町宮田 186 番地 3	079-673-2091
東河地区市民会館	和田山町中 94 番地 2	672-0196 (CATV)
竹田地区市民会館	和田山町竹田 650 番地	079-674-0269
山東老人福祉センター	山東町楽音寺 95 番地	079-676-2080
旧与布土小学校	山東町溝黒 411 番地	079-676-2022
旧粟鹿小学校	山東町粟鹿 873 番地	079-676-2032
中川小学校	桑市 99 番地	079-678-0007
山口小学校	羽淵 565 番地 2	079-677-0040

6 避難場所関係

6-1 指定避難所施設一覧

名 称	収容 人数	1次・2次 の別	避難対象地区(区)名
生野1区公民館	40	1次	生野1区
生野2区コミュニティ消防センター	50	1次	生野2区
生野町老人福祉センター	150	1次	生野3区
生野4区公民館	40	1次	生野4区
生野6区コミュニティセンター	100	1次	生野6区
生野新町区公民館	20	1次	生野新町
新町ふれあいセンター	50		
旧奥銀谷地区コミュニティセンター	40	1次	奥銀谷
シルバー生野駐車場	210台	1次	小野
緑ヶ丘区高齢者支援センター	40	1次	生野緑ヶ丘
竹原野区公民館	30	1次	竹原野
上生野区公民館	40	1次	上生野
黒川本村公民館	40	1次	黒川
猪野々集会所	40	1次	猪野々
白口区公民館	20	1次	白口
円山区公民館	100	1次	円山
小田和多目的集会所	20	1次	小田和
北真弓ふれあいセンター	30	1次	北真弓
南真弓公民館	40	1次	南真弓
南真弓隣保館	50	1次	南真弓
川尻多目的集会センター	40	1次	川尻
栃原公民館	90	1次	栃原
生野小学校	300	2次	生野1区、生野4区、上生野、小田和、円山
生野メインホール	100	2次	生野2区
生野老人福祉センター	150	2次	生野3区
生野保健センター	130	2次	生野5区
生野中学校	300	2次	生野6区
生野高等学校	100	2次	北真弓、南真弓、川尻
旧奥銀谷小学校	210	2次	生野新町、奥銀谷、小野、生野緑ヶ丘、竹原野、猪野々、白口
魚ヶ滝荘	70	2次	黒川
栃原コミュニティセンター	190	2次	菖蒲沢、栃原
栃原体育館	260	2次	菖蒲沢、栃原
林垣公民館	100	1次	林垣
緑ヶ丘公民館	30	1次	緑ヶ丘
秋葉台第1集会所	40	1次	秋葉台1区
秋葉台第2集会所	40	1次	秋葉台2区
秋葉台第3集会所	40	1次	秋葉台3区
秋葉台第4集会所	40	1次	秋葉台4区
寺内公民館	80	1次	寺内
万葉台集会所	30	1次	万葉台
高生田公民館	50	1次	高生田
高生田集会所	40	1次	高生田
新岡地藏堂	20	1次	高生田
室尾公民館	20	1次	室尾

名 称	収容 人数	1次・2次 の別	避難対象地区(区)名
市場公民館	50	1次	市場
和田公民館	100	1次	和田
竹ノ内公民館	50	1次	竹ノ内
内海公民館	60	1次	内海
系井小学校朝日分校	120	1次	朝日
系井小学校	320	2次	林垣、寺内、万葉台
秋葉台中央集会所	180	2次	秋葉台各区、緑ヶ丘、室尾
系井地区市民会館	120	2次	高生田、市場
センター若竹	180	2次	和田、竹ノ内、内海、朝日
駅前公会堂	160	1次	駅前
寺谷公民館	50	1次	寺谷
東谷公民館	70	1次	東谷
平野公民館	100	1次	平野
土田公民館	70	1次	土田
土田市営住宅集会所	30	1次	土田
西土田集会所	30	1次	西土田
多世代交流センター	60	1次	西土田
宮田公民館	30	1次	宮田
高瀬公民館	60	1次	高瀬
法道寺公民館	50	1次	法道寺
岡公民館	40	1次	岡
芳賀野公民館	20	1次	芳賀野
宮内公民館	40	1次	宮内
高田公民館	180	1次	高田
和田山農業研修センター	300	2次	駅前、寺谷、東谷、平野
朝来市福祉センター	280	2次	駅前、寺谷、東谷、平野
大蔵小学校	270	2次	土田、西土田、宮内、高田
大蔵地区市民会館	110	2次	宮田、高瀬、法道寺、岡、芳賀野
和田山ゲートボール場	400	2次	広域避難所
和田山老人福祉センター	120	1次	和田山上町、和田山本町、和田山京口、和田山新町
枚田七味公民館	45	1次	枚田
枚田段公民館	30	1次	枚田
枚田中地公民館	40	1次	枚田
枚田上地公民館	40	1次	枚田
枚田県営住宅集会所	25	1次	枚田
枚田市営住宅集会所	40	1次	枚田
枚田中央公民館	150	1次	枚田
市御堂公民館	40	1次	市御堂
比治公民館	50	1次	比治
法興寺公民館	50	1次	法興寺
立ノ原公民館	30	1次	立ノ原
枚田岡会館	200	1次	枚田岡
玉置公民館	70	1次	玉置
桑原公民館	50	1次	桑原
柳原公民館	100	1次	柳原
和田山体育センター	800	1次	駅前、柳原
枚田小学校	280	2次	和田山上町、和田山本町、和田山京口、和田山新町

名 称	収容 人数	1次・2次 の別	避難対象地区(区)名
防災センター	30	2次	枚田
和田山農業者トレーニングセンター	550	2次	枚田、市御堂、比治、立ノ原
消防本部コミュニティ消防センター	50	2次	枚田、市御堂、比治
和田山ジュピターホール	200	2次	法興寺、立ノ原、枚田岡
和田山公民館	160	2次	桑原、玉置
和田山中学校	450	2次	駅北、柳原
白井公民館	65	1次	白井
宮公民館	50	1次	宮
久田和公民館	50	1次	久田和
東和田公民館	40	1次	東和田
中公民館	40	1次	中
野村公民館	40	1次	野村
岡田公民館	100	1次	岡田
弥生が丘1区集会所	35	1次	弥生が丘1区
弥生が丘2区集会所	35	1次	弥生が丘2区
東河小学校	330	2次	白井、宮、久田和、岡田、弥生が丘1区、弥生が丘2区
東河地区市民会館	110	2次	東和田、中、野村
竹田下町公民館	40	1次	竹田下町
米屋町公民館	30	1次	米屋町
観音町公民館	30	1次	観音町
竹田地区市民会館	170	1次	竹田中町
竹田上町公民館、 立雲の郷「とらふす道場」	70 350	1次	竹田上町
竹田新町公民館	60	1次	竹田新町
竹田地区市民会館	170	1次	殿町
竹田地区市民会館	170	1次	旭町
竹田小学校	280	1次	栄町
安井公民館	60	1次	安井
安井コミュニティセンター「くつろぎの里」	20	1次	安井
安井谷老人福祉センター	50	1次	殿
三波公民館	40	1次	三波
竹田小学校藤和分校	200	1次	藤和
久留引公民館	50	1次	久留引
加都公民館	70	1次	加都
筒江公民館	60	1次	筒江
久世田公民館	110	1次	久世田
城南台集会所	35	1次	城南台
竹田地区市民会館、 天理教竹田分教会	170 50	1次	東町
竹田会館	50	2次	米屋町、観音町、竹田中町、殿町、旭町、東町
立雲の郷「とらふす道場」	350	2次	竹田上町、竹田新町、久世田、城南台
竹田小学校	280	2次	竹田下町、栄町、久留引、加都、筒江
山城の郷	90	2次	安井、殿、三波、藤和
滝田公民館	30	1次	滝田
大垣公民館	60	1次	大垣
下町公民館	30	1次	矢名瀬下町

名 称	収容 人数	1次・2次 の別	避難対象地区(区)名
中町公民館	50	1次	矢名瀬中町
川原町区消防コミュニティセンター 山東公民館	120 370	1次	川原町
やなせ保育園	60	2次	広域避難所
山東公民館	370	2次	川原町
山東体育館	300	2次	未歳
梁瀬小学校	340	2次	滝田、大垣、矢名瀬下町、矢名瀬 中町、上ゲ町
上ゲ町公民館	20	1次	上ゲ町
新堂公民館	30	1次	新堂
大内公民館	30	1次	大内
塩田公民館	40	1次	塩田
野間公民館	20	1次	野間
田ノ口公民館	30	1次	田ノ口
金浦公民館	40	1次	金浦
磯部地区コミュニティセンター	70	2次	新堂、大内、塩田、野間、田ノ口、 金浦
未歳公民館 山東体育館	80 300	1次	未歳
諏訪公民館	50	1次	諏訪
大月公民館	100	1次	大月
向大道公民館	120	1次	向大道
楽音寺公民館、梁瀬中学校	60	1次	楽音寺
清水町区消防コミュニティセンター	100	1次	清水町
小谷公民館	30	1次	小谷
梁瀬中学校	550	2次	諏訪、大月、向大道、楽音寺、小谷
山東老人福祉センター・ さんとう緑風ホール	900	2次	清水町
田中公民館	60	1次	田中
西地公民館	40	1次	西地
西谷公民館	30	1次	西谷
比叡公民館	50	1次	比叡
東公民館	40	1次	東
柴公民館	30	1次	柴
一品公民館	50	1次	一品
上早田公民館	40	1次	上早田
早田公民館	40	1次	早田
和賀公民館 高齢者生きがい創造センター	70 80	1次	和賀
旧粟鹿小学校	260	2次	柴、一品、上早田、早田、和賀
粟鹿地区農村環境改善センター	150	2次	田中、西地、西谷、比叡、東
西宮市立山東自然の家	260	2次	広域避難所
柁木公民館	50	1次	柁木
溝黒公民館	30	1次	溝黒
山歳公民館	120	1次	山歳
喜多垣公民館	20	1次	喜多垣
迫間公民館	100	1次	迫間
与布土公民館	80	1次	与布土
森公民館	30	1次	森
三保公民館	100	1次	三保

名 称	収容 人数	1次・2次 の別	避難対象地区(区)名
越田公民館	60	1次	越田
柿坪公民館	50	1次	柿坪
旧与布土小学校	250	2次	柗木、溝黒、山歳、喜多垣、迫間、 与布土、森
与布土地区コミュニティセンター	90	2次	三保、越田、柿坪
照福保育園	90	2次	広域避難所
県立南但馬自然学校	1,800	2次	迫間
山東婦人・若者等活動促進施設(もやいの里)	100	2次	広域避難所
山東ふれあいプラザ	140	2次	広域避難所
山東高齢者生きがい創造センター	110	2次	広域避難所
山東高齢者共同生活の家	150	2次	広域避難所
若草寮	300	2次	新堂、大内、塩田、野間、田ノ口、 金浦
物部公民館	70	1次	物部
桑市公民館	60	1次	桑市
上八代公民館	40	1次	上八代
立脇地区公民館	80	1次	立脇
あさご愛タウン集会所	70	1次	愛タウン
多々良木公民館	150	1次	多々良木
中村集会所	20		
牧野公民館	20		
口多々良木公民館	40		
石田公民館	120	1次	石田
伊由市場公民館	40	1次	伊由市場
沢公民館	150	1次	澤
朝来福祉会館	300		
山内公民館	50	1次	山内
納座公民館	40	1次	納座
川上公民館	20	1次	川上
山口公民館	50	1次	山口
立野公民館	100	1次	立野
新井1区公民館	60	1次	新井1区
新井2区公民館	80	1次	新井2区
新井3区公民館	50	1次	新井3区
八代公民館	70	1次	八代
中八代集会所	30	1次	八代
山本公民館	20	1次	山本
佐囊コミュニティセンター	380	1次	土肥、老波
佐中公民館	40	1次	佐中
平野公民館	70	1次	平野
神子畑いろりハウス	90	1次	神子畑
口田路公民館	30	1次	口田路
山口小学校	480	1次	口田路
中田路公民館	40	1次	中田路
奥田路公民館	50	1次	奥田路
元津公民館	50	1次	元津
上岩津公民館	110	1次	上岩津
山口小学校	480	1次・2次	羽淵(1次・2次)、口田路、中田 路、奥田路、八代、上八代(2次)

名 称	収容 人数	1次・2次 の別	避難対象地区(区)名
朝来中学校	700	2次	山口、立野、元津、上岩津
中川小学校	400	2次	物部、桑市、愛タウン
ささゆりホール	200	2次	山本、土肥、老波、佐中、神子畑
老人福祉保健センター	300	2次	立脇、石田、伊由市場
朝来福祉会館	300	2次	澤、山内、納座、川上
朝来体育館	800	2次	多々良木、新井1区、新井2区、 新井3区
朝来公民館	200	2次	山本、土肥、老波、佐中、神子畑

2次避難所は、災害等が発生し多数の避難者が予想され、1次避難所だけでは避難者を収容しきれないと判断した場合開設する。

7 交通規制・緊急輸送関係

7-1 事前通行規制区間

異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

路線名	規制区間		交通量 台/日	規制基準			危険内容	迂回路
	自 市 町 字 至 市 町 字	延長 (km)		通行注意 時間雨量 連続雨量	通行止 時間雨量 連続雨量	気象 観測所		
(国)427号	丹波市青垣町遠阪 朝来市山東町柴	7.7	2,292	12時間連 続雨量 50	12時間連 続雨量 90	和田山(河)	落石	(国)427号 (遠阪トンネル有料道路)
(国)429号	朝来市佐囊 朝来市佐囊	5.0	1,066	12時間連 続雨量 60	12時間連 続雨量 110	朝来(河)	落石	なし
(国)429号	朝来市生野町上生野 朝来市生野町黒川	14.6	363	12時間連 続雨量 60	12時間連 続雨量 120	生野(気)	落石	(国)312号(国)427号 (国)9号
(主)朝来出石線	朝来市和田山町和田 朝来市和田山町朝日	4.4	2,088	12時間連 続雨量 50	12時間連 続雨量 90	和田山(河)	落石 土砂崩壊	(国)9・312号 (県)宮津養父線 (県)物部養父線
(一)物部養父線	朝来市和田山町高田 養父市大塚	1.7	14,732	実効雨量 (T=72h)80	実効雨量 (T=72h)160	八鹿(河)	土砂崩壊	(国)9号
(一)浅野山東線	朝来市和田山町藤和 朝来市和田山町三波	2.9	300	12時間連 続雨量 60	12時間連 続雨量 110	和田山(河)	土砂崩壊	なし
(一)桧倉山東線	朝来市山東町与布土 朝来市山東町与布土	2.7	150	12時間連 続雨量 60	12時間連 続雨量 110	和田山(河)	落石 土砂崩壊	なし
(一)岩屋生野線	朝来市生野町猪野々 朝来市生野町猪野々	4.0	100	12時間連 続雨量 60	12時間連 続雨量 120	生野(気)	落石	(国)312号
(一)畑宮田線	養父市畑 朝来市和田山町岡	2.2	500	12時間連 続雨量 60	12時間連 続雨量 110	和田山(河)	土砂崩壊	(国)9号 (県)養父宍粟線 (県)浅野山東線

特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

路線名	規制区間		交通量 台/日	規制条件 (通行止)	危険内容	迂回路
	自 至	地点名 延長 (km)				
(一)物部養父線	朝来市和田山町玉置 朝来市和田山町柳原	0.6	16,074	路面水位監視装置の反応による	冠水	(県)金浦和田山線

7-2 緊急輸送路一覧

出典：兵庫県地域防災計画資料編（平成20年度）

一般緊急輸送路（2次緊急輸送道路）

路線名	起点の地名	終点の地名	区間延長 (km)	管理者名
一般国道429号	朝来市立野	朝来市新井	0.4	兵庫県
	朝来市生野町口銀谷	朝来市生野町口銀谷	0.5	兵庫県
(主)養父朝来線	朝来市新井	朝来市役所朝来支所前	1.0	兵庫県
(一)物部養父線	朝来市和田山町玉置	養父市大藪	10.0	兵庫県
	朝来市和田山町玉置	朝来市役所前	0.8	兵庫県

幹線緊急輸送路（1次緊急輸送道路・高速）

路線名	起点の地名	終点の地名	区間延長 (km)	管理者名
播但連絡道路	朝来市生野町円山	姫路市的形町の形	48.2	兵庫県道路公社
遠阪トンネル	丹波市青垣町遠阪	朝来市山東町柴	4.7	兵庫県道路公社

幹線緊急輸送路（1次緊急輸送道路・平面）

路線名	起点の地名	終点の地名	区間延長 (km)	管理者名
一般国道9号	朝来市山東町金浦	美方郡新温泉町千谷(県境)	71.9	直轄
一般国道312号	朝来市和田山町玉置	姫路市市川橋通2丁目	63.3	兵庫県
一般国道427号	朝来市山東町柴	朝来市山東町大垣	4.2	兵庫県

7-3 ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧

番号	所在地	名称	管理者名	連絡先 電話番号	最大対応機種	敷地の広さ (延長×幅)
但208	生野町口銀谷北 八王子2389番外 3筆併合地	朝来市八王子グラ ウンド	朝来市長 (社会教育課)	079-677-2116	川崎CH-47J	120×100m
但209	生野町栢原字 東タキゴ1699	朝来市栢原運動広 場	朝来市長 (農林整備課)	079-672-2237	川崎CH-47J	120×115m
但274	生野町口銀谷 985-1	三菱マテリアル工 場内グラウンド	三菱マテリアル(株) 生野事業所長	079-679-3111	ベル222	55×50m
但210	和田山町筒江 字長尾100	朝来市筒江農村広 場	朝来市長 (社会教育課)	079-677-2116	川崎CH-47J	100×100m
但211	和田山町寺内 561	朝来市寺内すこや かひろば	朝来市長 (社会教育課)	079-677-2116	川崎CH-47J	65×65m
但212	山東町野間956	朝来市磯部農村広 場	朝来市長 (社会教育課)	079-677-2116	川崎CH-47J	77×79m (扇形)
但213	山東町粟鹿 147-2	朝来市山東農村広 場	朝来市長 (社会教育課)	079-677-2116	川崎CH-47J	125×120m (扇形)
但214	立脇20-1	朝来市朝来グラ ウンド	朝来市長 (社会教育課)	079-677-2116	川崎CH-47J	110×95m
但215	立野145	(株)トリーカ兵庫工 場 欠番	(株)トリーカ兵庫工 場長(株)トリーカ兵 庫工場総務課)	079-677-4103	川崎CH-47J	72×72m

緊急通行車両事前届出済証

殿

緊急通行車両事前届出書のとおり届出を受けたことを証する。

年 月 日

兵庫県公安委員会 印

注意事項

- 1 災害発生時には、警察本部交通規制課又は警察署若しくは検問所に本届出済証を提出して、所要の手続を受けてください。
- 2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失、滅失、汚損若しくは破損した場合には、事前届出を行った警察本部交通規制課又は警察署に届け出て、再交付を受けてください。
- 3 事前届出を受けた車両が、次に掲げる事項に該当することとなったときは、速やかに事前届出を行った警察本部規制課又は警察署に本届出済証を返納してください。
 - (1) 緊急通行車両に該当しなくなったとき、又は廃車となったとき
 - (2) その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき

7 - 6 緊急通行車両確認証明書（様式）

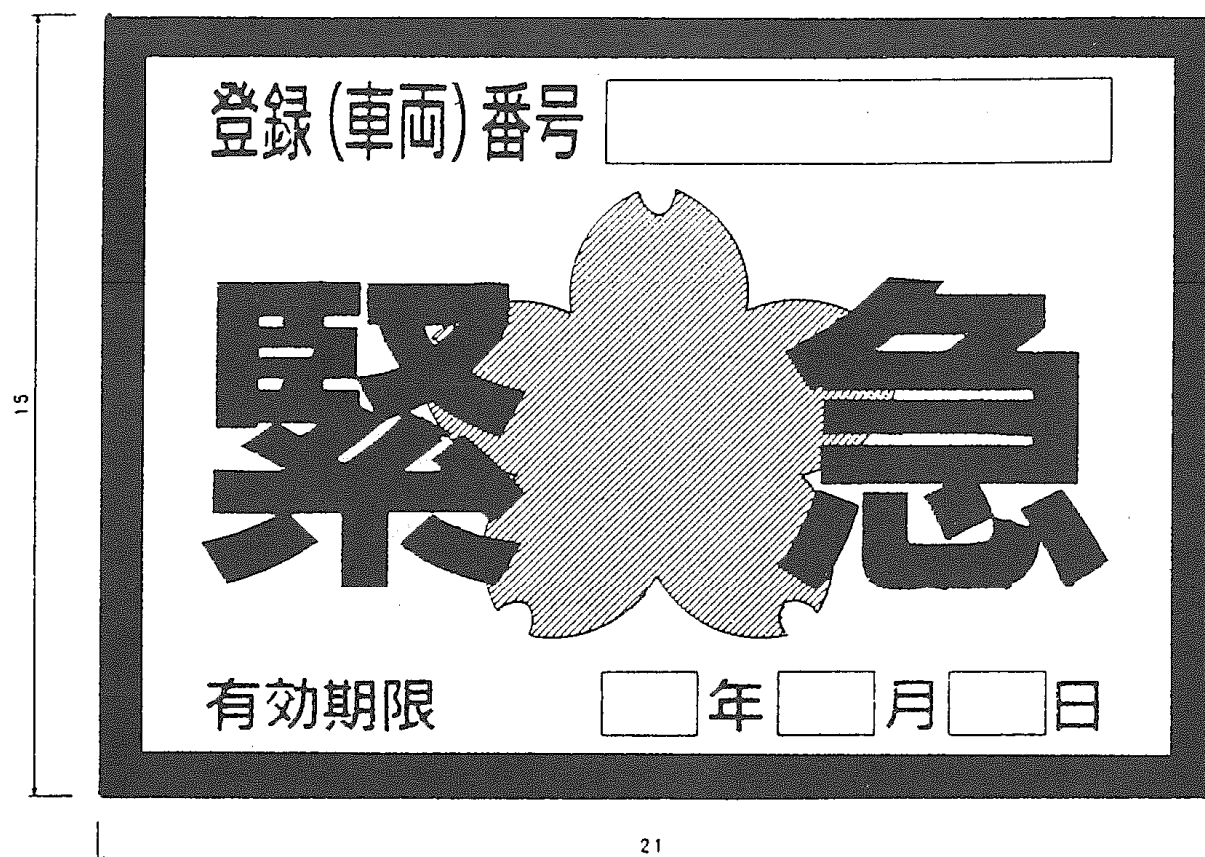
災害対策基本法施行規則別記様式第 4 号

第 号		年 月 日	
<h2 style="margin: 0;">緊急通行車両確認証明書</h2>			
		兵庫県知事 印	
		兵庫県公安委員会 印	
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行経路	出発地	目的地	
備考			

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

7-7 緊急通行車両標章（様式）

災害対策基本法施行規則別記様式第3号



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

8 飲料水・食料・物資関係

8 - 1 防災用資機材備蓄一覧

(平成20年12月31日現在)

品名	防災センター	生野支所倉庫	朝来支所倉庫	山東備蓄倉庫	合計
車両積載用飲料用タンク 2000ℓ	2				2
組立水槽 500ℓ用				1	1
組立水槽 1000ℓ用	3		2	1	6
組立水槽 2000ℓ用	1				1
給水タンク 500ℓ用	3				3
給水タンク 1000ℓ用	3				3
給水タンク 2000ℓ用	2				2
飲料水用ポリタンク	10	50		31	91
浄水器	2				2
テント	2			4	6
家庭用組立式簡易トイレ	30				30
簡易トイレ用テント	30			1	31
担架4つ折型	10			5	15
削岩機	1				1
電動ハンマードリル	1				1
エンジンチェーンソー	3			1	4
電動ハンマー	1				1
エアブラズマ切断機	1				1
エンジンカッター	2				2
発電機	5	2	12	2	18
投光器	10	2	3	4	19
台車付投光器	1				1
ハロゲンライト				5	5
キセノン強力防水ライト	20	5			25
コードリール	20	1	7	4	32
アルミ脚立				5	5
アルミ2連はしご	3			5	8
アルミ3連はしご	1				1
救助用ボート	1				1

品名	防災センター	生野支所倉庫	朝来支所倉庫	山東備蓄倉庫	合計
レスキューセット(パール他)	1				1
パール	10	10	1	12	33
枝挽鋸(ナタ鋸)	30	5		3	38
折込鋸				12	12
腰鉈	10	5	1		16
スコップ 丸型	74	20	19	15	128
スコップ 角型	24	20	11	9	64
ツルハシ	30	2	24	22	78
カケヤ	70	5	1	21	97
たこづち		5			5
くわ		5		9	14
ジョレン		5	10	10	25
大ハンマー	20		2		22
両口ハンマー	10		3	12	25
ボルトクリッパー	10	1	13	12	36
斧	60	2	5	11	78
長鳶(六尺鳶)	10				10
弁慶				1	1
小弁慶				9	9
ペンチ				12	12
鎌			5	7	12
油圧ジャッキ	3			5	8
チェンブロック	6				6
チェンブロック用三脚	2				2
トランジスターメガホン	5	1	3	3	12
災害多人数用救急箱(50人分)	10				10
緊急避難所用間仕切りユニット	2				2
一輪車	6			4	10
折りたたみ式自転車				1	1
簡易ベット	20			8	28
寝袋	10				10
災害救助用毛布	300	500		90	890

品名	防災センター	生野支所倉庫	朝来支所倉庫	山東備蓄倉庫	合計
ヘルメットMP型(PC製)	30		20	12	62
ロープ(200m)				5	5
標識ロープ	10		1		11
ナイロンロープ(200m) 12mm	9			26	35
なわ(75kg)		1	1		2
ブルーシート	72	500	5	46	623
木杭	200		50	51	301
鉄杭	500			40	540
土のう袋	11,200	2,800	3,300	4,100	21,400
しの			5	7	12
番線			1	4	5
釘(25kg)				2	2
ジェットシューター			8	5	13
トランシーバー				1	1
バケツ(8.6ℓ)				10	10
合図灯				3	3
ブイ				2	2
ローソク(3号)				100	100
ローソク(15号)				20	20
ポリ袋				300	300
アンプ	2				2
冷蔵庫	2				2
洗濯機	2				2
テレビ	1				1
石油ストーブ	3				3
防災用かまど	2				2
大型炊き出し器	1				1
炊飯器	1				1
大人用紙おむつ(枚)	240				240
化米(五目ごはん)100g入(食)	150				150

9 福祉関係

9-1 災害時要援護者施設一覧

名 称	住 所	電話番号	備 考
<児童福祉施設：保育所（園）>			
朝来市立生野保育所	生野町口銀谷 546 番地	079-679-2566	
朝来市立寺内保育所	和田山町寺内 565 番地	079-675-2644	
朝来市立すみれ保育所	和田山町平野 337 番地 1	079-672-4427	
朝来市立大蔵保育所	和田山町宮田 193 番地 1	079-673-2281	
朝来市立枚田岡保育所	和田山町枚田岡 722 番地 1	079-672-4428	
朝来市立東河保育所	和田山町中 380 番地	079-672-3257	
朝来市立竹田保育所	和田山町竹田 2487 番地 8	079-674-0014	
朝来市立ひばり保育所	石田 460 番地 2	079-678-0077	浸
朝来市立こばと保育所	羽淵 538 番地	079-677-0140	
私立ひまわり保育園	和田山町和田山 308 番地	079-672-5184	浸
私立枚田みのり保育園	和田山町枚田 1560 番地	079-672-5504	
私立やなせ保育園	山東町矢名瀬町 772 番地	079-676-2344	
私立あわが保育園	山東町早田 222 番地	079-676-3329	土
私立照福保育園	山東町溝黒 123 番地 1	079-676-2347	
<児童福祉施設：児童養護施設>			
児童養護施設若草寮	山東町大内 505 番地	079-676-2123	土
<高齢者福祉施設：デイサービスセンター>			
デイサービスセンター「かいわ苑」	生野町竹原野 240 番地	079-679-3011	土
デイサービスセンター「第三きらら」	生野町小野 1756 番地	079-670-5300	土
朝来市デイサービスセンター「かしのき園」	和田山町宮田 187 番地 4	079-672-0405	
デイサービスセンター「さくらの苑」	和田山町竹田 1958 番地	079-674-0264	
デイサービスセンター「あすなろ」	和田山町竹田 2063 番地 3	079-674-0088	
デイサービスセンター「なごみの郷」	和田山町林垣 80 番地 2	079-675-3770	
デイサービスセンター「緑風の郷」	山東町一品 424 番地	079-676-3411	
朝来市デイサービスセンター「やすらぎ」	新井 148 番地	079-677-1901	浸
デイサービスセンター「ふるさと」	澤 181 番地	079-677-1030	

名 称	住 所	電話番号	備 考
<高齢者福祉施設：特別養護老人ホーム>			
特別養護老人ホーム「いくの喜楽苑」	生野町竹原野 240 番地	079-679-3011	土
特別養護老人ホーム「平生園」	和田山町竹田 1779 番地	079-674-0174	
特別養護老人ホーム「緑風の郷」	山東町一品 424 番地	079-676-3411	
朝来市特別養護老人ホーム「あさがおホール」	新井 148 番地	079-677-1901	浸
<高齢者福祉施設：軽費老人ホーム>			
朝来市ケアハウス竹原野	生野町竹原野 237 番地	079-679-5111	
朝来市ケアハウス朝来	新井 179 番地	079-677-1345	
<高齢者福祉施設：老人福祉センター>			
朝来市生野老人福祉センター	生野町口銀谷 747 番地 1	079-679-3053	土
朝来市和田山老人福祉センター	和田山町和田山 258 番地 1	688-9822 (CATV)	浸
朝来市安井谷老人福祉センター	和田山町殿 32 番地	688-9823 (CATV)	
朝来市山東老人福祉センター	山東町楽音寺 118 番地	079-676-2080	
朝来市朝来老人福祉保健センター	立脇 3 番地 1	079-677-1606	
<高齢者福祉施設：高齢者生活福祉センター>			
朝来市神子畑いろりハウス	佐囊 1842 番地	688-8888 (CATV)	
朝来市朝来高齢者福祉センター	新井 148 番地	079-677-1901	浸
<高齢者福祉施設：老人介護支援センター>			
生野在宅介護支援センター	生野町口銀谷 747 番地 3	079-679-4890	土
朝来市在宅介護支援センター	和田山町東谷 213 番地 1	079-672-4004	浸
J A たじま和田山介護センター	和田山町立ノ原 43 番地	079-672-1861	浸
山東在宅介護支援センター	山東町楽音寺 95 番地	079-676-2080	
朝来市社会福祉協議会いきいき介護センター	山東町楽音寺 95 番地	079-676-5210	
朝来在宅介護支援センター	新井 148 番地	079-677-1901	浸
<高齢者福祉施設：グループホーム>			
グループホーム竹原野	生野町竹原野 222 番地	079-679-3936	
高齢者グループホーム「わらしべ」	和田山町竹田 1957 番地 1	079-670-6677	
グループホーム「たけだ遊友館」	和田山町竹田 2063 番地 3	079-674-0085	
グループホーム「緑風の郷 木の香」	山東町一品 424 番地	079-676-3411	
グループホームたんなん	山東町柿坪 1 番地 1	079-670-7121	

名 称	住 所	電話番号	備 考
<高齢者福祉施設：その他>			
朝来市生野新町ふれあいセンター	生野町新町 1052 番地 1	679-1107 (CATV)	土
朝来市生野小野ふれあいセンター	生野町小野 1560 番地	679-1206 (CATV)	
朝来市生野北真弓ふれあいセンター	生野町真弓 133 番地	679-1190 (CATV)	
朝来市生野口銀谷ふれあいセンター	生野町口銀谷 418 番地 4	079-679-4010	
朝来市生野緑ヶ丘高齢者支援ハウス	生野町竹原野 466 番地 92		土
小規模多機能施設ひなたぼっこ	生野町口銀谷 418 番地 5	079-679-3006	
小規模多機能施設おくらべ	和田山町宮田 187 番地 6	079-673-3060	
小規模多機能型居宅介護たまき喜楽苑	和田山町玉置 253 番地	079-670-3363	
ステーション R O N D O	和田山町安井 820 番地 10	079-670-6010	
朝来市高齢者いきいき倶楽部ハウス	山東町末歳 710 番地 1	079-670-7300	
朝来市高齢者交流センター	山東町楽音寺 95 番地	079-676-2080	
朝来市高齢者屋内運動場	山東町森 108 番地	079-670-7070 (よふど温泉管理組合)	
朝来市高齢者共同生活の家	山東町溝黒 364 番地 2	676-1016 (CATV)	浸
朝来市高齢者ふれあいプラザ	山東町矢名瀬町 528 番地	676-1014 (CATV)	浸
朝来市高齢者生きがい創造センター	山東町早田 222 番地 7	676-1015 (CATV)	
朝来市宅老所「ふらっと」	立脇 4 番地 1	079-677-1114	
小規模多機能施設「えんや」	立野 164 番地 12	079-678-1152	浸
<障害者福祉施設等 >			
朝来市障害者社会活動拠点施設「まつぼっくり」	生野町口銀谷 372 番地 7	079-679-4153	
身体障害者通所授産施設「和生園」	和田山町秋葉台 1 番地 72	079-672-5639	
精神障害者小規模通所授産施設「わかば作業所」	和田山町東谷 213 番地 13	079-672-5908	
朝来市知的障害者小規模通所授産施設「わだやま作業所」	和田山町柳原 306 番地 2	079-672-6532	
朝来市あったかプラザ	和田山町竹田 208 番地 2	079-674-2606	
身体障害者授産施設「恵生園」	和田山町竹田 1811 番地	079-674-0011	
身体障害者療護施設「真生園」	和田山町竹田 1958 番地	079-674-0131	
YOU・愛センター	和田山町加都 107 番地 1	079-670-6720	
障害者通所授産施設「ヒメハナ作業所」	山東町喜多垣 301 番地	079-676-4281	土

名 称	住 所	電話番号	備 考
朝来市知的障害者小規模通所授産施設 「やまびこ共同作業所」	新井 148 番地	079-677-1613	浸
<老人保健施設 >			
介護老人保健施設「あさご長寿苑」	多々良木 1523 番地	079-678-1181	
<幼稚園 >			
朝来市立生野幼稚園	生野町口銀谷 546 番地	079-679-3602	
朝来市立奥銀谷幼稚園	生野町新町 1185 番地	079-679-3601	土
朝来市立栃原幼稚園	生野町栃原 562 番地	079-679-3913	土
朝来市立寺内幼稚園	和田山町寺内 123 番地	079-675-2617	
朝来市立大蔵幼稚園	和田山町宮田 210 番地	079-673-2261	
朝来市立和田山幼稚園	和田山町和田山 474 番地	079-672-2298	
朝来市立東河幼稚園	和田山町中 370 番地 1	079-672-2031	
朝来市立竹田幼稚園	和田山町安井 61 番地	079-674-2835	
朝来市立梁瀬幼稚園	山東町矢名瀬町 765 番地	079-676-3250	
朝来市立与布土幼稚園	山東町溝黒 443 番地	079-676-3033	浸
朝来市立粟鹿幼稚園	山東町粟鹿 873 番地	079-676-4041	
朝来市立中川幼稚園	桑市 99 番地	079-678-0347	
朝来市立山口幼稚園	羽淵 390 番地	079-677-0202	
<養護学校 >			
兵庫県立和田山特別支援学校	和田山町竹田 1987 番地 1	079-674-0214	

- 注 1 医療施設も災害時要援護者施設に含まれる。「5-1 医療施設一覧」参照。
- 2 備考欄の「浸」マークは浸水想定区域、「土」マークは土砂災害警戒区域にかかる施設である。

10 災害救助法関係

10-1 災害救助法による救助の基準

(平成20年12月1日現在)

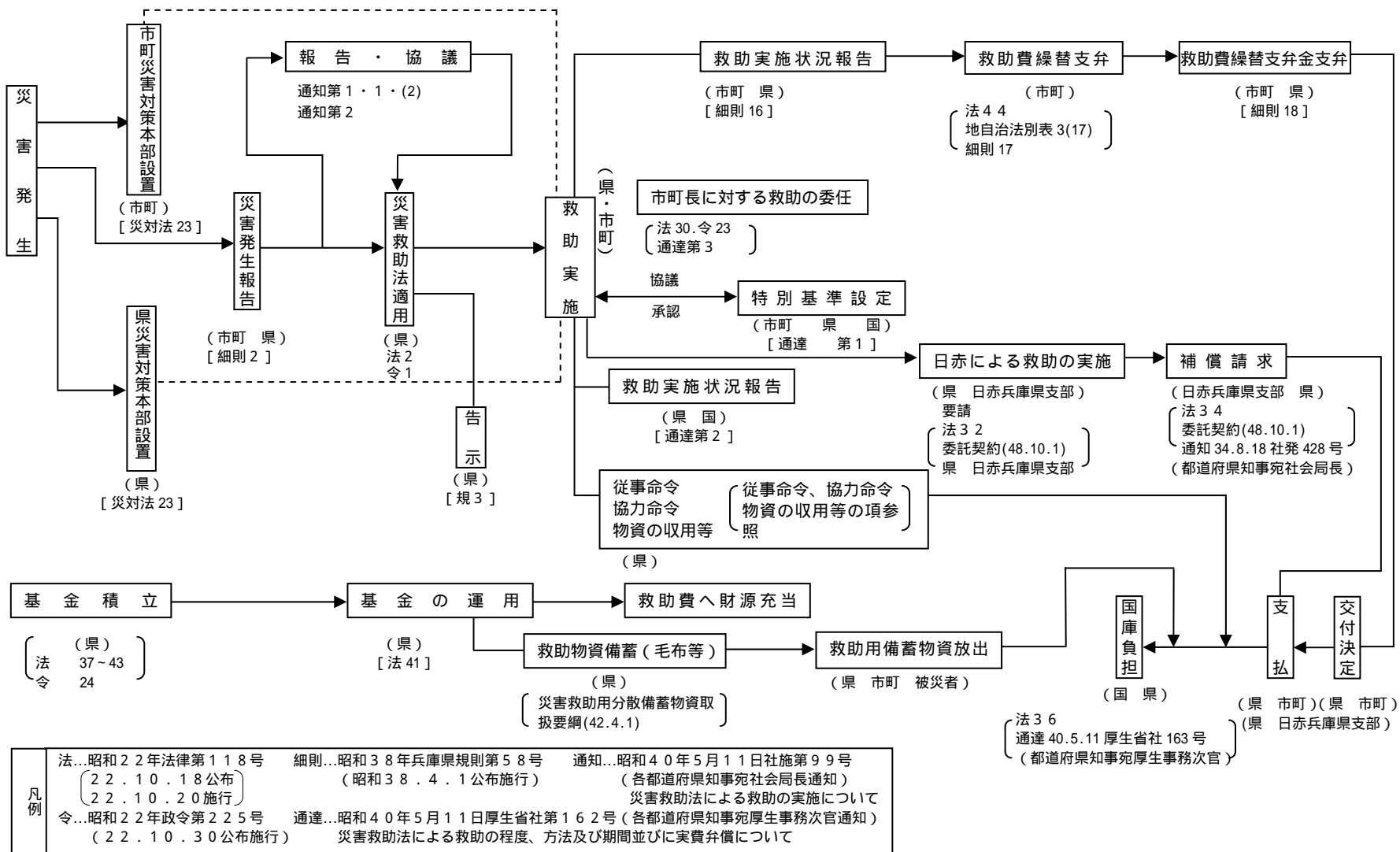
救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考				
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 300円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗機材費、建物等の使用謝金、器物の借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上				
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり2,366,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる。)	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸あたり29.7㎡、2,366,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。				
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,010円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)				
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は、別途計上				
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月~9月)冬季(10月~3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限る。				
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人を増すごとに加算
		全壊夏	17,300	22,300	32,800	39,300	49,800	7,300
		全焼冬	28,600	37,000	51,600	60,500	75,900	10,400
		流失夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,500	2,400
		半壊冬	9,100	12,000	16,900	20,000	25,400	3,300

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置) 1 救護班...使用した薬剤、治療材料、医療器具修繕費等の実費 2 病院又は診療所...国民健康保健診療報酬の額以内 3 施術者...協定料金の額以内		災害発生の日か ら 14 日以内	患者等の移送費は、別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者で あって災害のため助産の途 を失った者(出産のみならず 、死産及び流産を含み現に助 産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用 した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料 金の100分の80以内の額	分べんした日か ら 7 日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
災害にかかった 者の救出	1 現に生命、身体が危険な 状態にある者 2 生死不明の状態にある 者	当該地域における通常の実費	災害発生の日か ら 3 日以内	1 期間内に生死が明らかにな らない場合は、以後「死体の 搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計 上
災害にかかった 住宅の応急修理	住家が半壊(焼)し、自らの資 力により応急修理をすること ができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活 に必要最小限度の部分 1 世帯当たり 510,000円以内	災害発生の日か ら 1 箇月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊 (焼)、又は床上浸水により学 用品を喪失又は毀損し、就学 上支障のある小学校児童、中 学校生徒及び高等学校等生 徒	1 教科書及び教科書以外の教材 で教育委員会に届出又はその承 認を受けて使用している教材実 費 2 文房具及び通学用品は、次の 金額以内 小学校児童 1 人当たり 4,100円 中学校生徒 1 人当たり 4,400円 高等学校等生徒 1 人当たり 4,800円	災害発生の日か ら (教科書) 1 箇月以内 (文房具及び通 学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の 実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象 にして実際に埋葬を実施す る者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 199,000円以内 小人(12歳未満) 159,200円以内	災害発生の日か ら10日以内	災害発生の日以前に死亡した者 であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ 、周囲の事情によりすでに死 亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日か ら10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計 上 2 災害発生後3日を経過した ものは一応死亡した者と推定 している。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり3,300円以内 一次保存 ┌ 既存建物借上費 │ 通常の実費 │ 既存建物以外 └ 1体当たり 5,000円以内 検 案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 137,500円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	該当地域における通常の実費	救助の実施が認められている期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	県の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して知事が別に定める額。 ただし、当該業務に従事した者に相当する県の常勤職員が存在しない場合は、県が実施する工事の工事費を積算する際に用いる積算単価その他の賃金水準を考慮して知事が別に定める額	救助の実施が認められている期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

10-2 災害救助事務フローチャート



11 支援・補助・融資関係

11-1 朝来市災害復旧事業補助金交付要綱

平成23年8月26日
告示第85号

(趣旨)

第1条 この告示は、台風又は豪雨等の異常気象による災害(以下「災害」という。)により被災した農地、農林業用共用施設又は公共用財産等(以下「農地等」という。)に係る災害復旧事業に対する補助金の交付に関し、朝来市補助金等交付規則(平成17年朝来市規則第55号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(公告)

第2条 市長は、この告示による補助金の交付を要する災害が発生したと認めるときは、その名称を速やかに公告するものとする。

(補助金の交付対象者)

第3条 この告示により補助金の交付を受けることができる者は区長等で、災害復旧事業を行う者とする。

(補助金の交付対象事業)

第4条 この告示により市が補助金を交付することができる事業(以下「災害復旧事業」という。)は、原形又は効用復旧を基本とし、別表に掲げるとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 人災によるもの
- (2) 維持工事又は改良工事であるもの
- (3) 適正な管理を怠ったことによるもの
- (4) 災害復旧事業以外の事業で公共団体が発注した工事の施行中に生じたもの
- (5) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)の適用を受けるもの
- (6) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)の適用を受けるもの
- (7) 前2号に掲げるもののほか国、県の補助又は地方債の適用を受けるもの
- (8) 市有施設等で市が復旧しなければならないもの

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助申請者」という。)は、災害発生の公告後6箇月以内に災害復旧事業補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による交付申請に係る災害復旧が公共の安全又は交通を確保するため急務を要すると認めるときは、同項の規定にかかわらず、直ちに補助申請者に対し応急災害復旧事業前着承認申請書(様式第2号)の提出を求め、当該申請書の受付により承認を与えることができる。この場合において、補助申請者は、当該工事完了後速やかに前項の申請を行うものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条第1項による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び現地調査等を行い、補助金交付の可否を災害復旧事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(事業の実施)

第7条 補助申請者は、第5条第2項に掲げる場合を除き、前条の災害復旧事業交付決定後でなければ事業に着手してはならない。

2 災害復旧事業は、災害の発生した日の属する年度内に事業を完了しなければならない。ただし、災害の発生した日が、1月1日以降の場合の取扱いとは別に定める。

(交付決定額の変更)

第8条 補助申請者は、次に掲げる事由により第6条の規定により決定された補助金額(以下「交付決定額」という。)の変更を受けようとするときは、災害復旧事業補助金変更交付申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 復旧工法の著しい変更

- (2) 施工延長等事業量又は事業内容の変更
- (3) 入札又は購入等に伴う事業費の変更
- (4) 復旧形態の変更
- (5) 施工中に別の災害が発生し、被災が拡大したとき

2 市長は、前項の申請があったときは、第6条の規定に準じ決定を行い、その旨を災害復旧事業補助金変更承認（不承認）通知書（様式第5号）により補助申請者に通知するものとする。
（事業の実績報告）

第9条 補助申請者は、災害復旧事業の完了後速やかに災害復旧事業実績報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の災害復旧事業実績報告書の提出があったときは、必要な検査を行うものとする。
（補助金の交付）

第10条 市長は、前条第2項の検査終了後補助金を交付するものとする。

2 補助申請者は、前項の補助金の交付を受けようとするときは、災害復旧事業補助金請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。
（交付決定の取消し等）

第11条 市長は、補助申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (3) 補助金を当該補助金の目的以外に使用したとき。
- (4) 補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

附 則

この告示は、平成18年9月20日から施行する。

附 則

この要綱による改正後の朝来市災害復旧事業補助金交付要綱の規定は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

事業種目	事業内容	補助対象事業費目	補助対象事業費	補助率	補助金限度額
1 農地災害復旧事業	農地(田、畑、樹園地)が次のような被害を受け、耕作が不可能となった場合 農地の流失又は土砂の流入 畦畔の崩壊 農地又は畦畔の沈下、隆起及び亀裂	請負工事費 原材料費 資材購入費 機械器具賃借料	1箇所 10万円以上	5割以内 (激甚の場合) 7割以内	20万円 (激甚の場合) 28万円
2 農業用施設 災害復旧事業	法定外公共物以外の次のような農業用施設が被害を受け原形、効用が失われた場合 ・農道 ・農業用排水路 ・頭首工 ・ため池 ・揚水機		1箇所 10万円以上	5割以内 (激甚の場合) 7割以内	40万円 (激甚の場合) 56万円
3 林業用施設 災害復旧事業	林道台帳に登載された林道が被害を受け原形、効用が失われた場合		1箇所 10万円以上	5割以内 (激甚の場合) 7割以内	40万円 (激甚の場合) 56万円
	林内作業道が被害を受け通行が不可能となった場合		1路線 10万円以上	3割以内 (激甚の場合) 5割以内	20万円 (激甚の場合) 33万円
4 公共用水路 災害復旧事業	農業用排水路以外の水路で年間一定量以上を保ち、防火用水路を兼ねる水路が被害を受け、原形、効用が失われた場合		1箇所 10万円以上	10割以内 (激甚の場合) 10割以内	50万円 (激甚の場合) 50万円
5 公共的施設 災害復旧事業	次のような、公共的施設が被害を受け、原形、効用が失われた場合 ・個人財産以外で、複数の受益者を有し公共又は公共的要素が大きく、上記の事業種目に対応できない施設をいう。		1事業 10万円以上	5割以内 (激甚の場合) 7割以内	40万円 (激甚の場合) 56万円
6 特認事業	上記各号の事業に準じ市長が特に必要と認めるもので、当該各号に定める補助率、補助限度額を上限とする。				

付記 1 受益者が直接出役し、自力復旧を行う直営工事の場合は、人件費、労務費、諸経費は補助対象としない。

2 補助対象事業費及び補助金額の千円未満の端数については、これを切り捨てる。

3 1箇所工事の扱いは、被災箇所が同一区内、同一事業種目の場合は合算できる。

4 復旧の形態は次のとおりとする。

- ア 原形復旧 被災した施設と位置、形状寸法、材質の等しい施設に復旧すること。
 - イ 効用回復 施設に被害が無くとも災害により地形、地盤等が変化して原施設の効用が失われた場合に原施設の従前の効用を回復すること。
 - ウ 原形復旧不可能な場合の復旧 被災した施設を原形に復旧することが技術的に不可能な場合、被災前の位置に従前の効用を回復するために必要な施設をつくること。
 - エ 原形復旧が困難又は不適當な場合の復旧 被災した施設を原形復旧することが可能であっても、災害による状況変化等により現形復旧することが技術的に不適當な場合、現形施設に替えて必要な施設をつくること。
 - オ 施設を統合する復旧 被災施設を個々に復旧するよりは統合して復旧する方が有利な場合に原施設の従前効用を限度として施設を統合すること。
- 5 災害が政令によって指定される激甚災害となった場合は、補助率及び補助限度額は激甚の場合の率及び限度額を適用する。

11-2 被災者生活再建支援制度の概要

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な被災者に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援する。

1 適用災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象により、次のいずれかに該当する被害が発生した災害

- (1) 市内において災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した自然災害
- (2) 市内で10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- (3) 県内で100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- (4) 市内で5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、県内の他の市町が(1)～(2)に該当する自然災害
- (5) 市内で5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、隣接する市町が(1)～(3)に該当する自然災害

2 支給対象世帯

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

3 支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

（世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

- (1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (2(1)に該当)	解体 (2(2)に該当)	長期避難 (2(3)に該当)	大規模半壊 (2(4)に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

- (2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

4 支援金の支給申請

（申請窓口）市町村

（申請時の添付書面）基礎支援金：り災証明書、住民票等
加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等

（申請期間）基礎支援金：災害発生日から13月以内

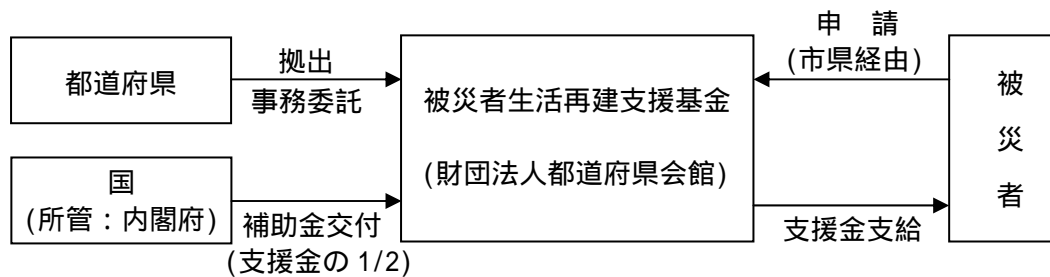
加算支援金：災害発生日から37月以内

5 補助金の交付

国の指定を受けた被災者生活再建支援基金（財団法人都道府県会館）が、都道府県が相互

扶助の観点から拠出した基金（基金の拠出額：600 億円）を活用し、支援金を支給し、当該支援金の 1 / 2 に相当する額を国が補助する。

【支援金支給の仕組み】



11-3 兵庫県住宅再建共済制度の概要

自然災害の被災者が自立した生活を再建するためには、生活基盤となる住宅の再建等が最も重要であり、そのための自助努力や公的支援には限界があることに鑑み、住宅の所有者が助け合いの精神に基づき拠出する負担金により、自然災害による被害を受けた住宅の再建等を支援する相互扶助の仕組みとして、兵庫県住宅再建共済制度を設け、もって被災者の生活基盤の回復を促し、被災地域の早期再生を図る。

1 共済対象

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象により生じる被害

2 加入資格

兵庫県の区域内に住宅を所有する個人又は法人

3 共済制度への加入

(1) 加入手続

共済制度に加入しようとする者は、兵庫県住宅再建共済基金に加入申込書を提出し、共済負担金を納付する。

(2) 共済負担金

(住宅再建共済)

住宅1戸につき年額5,000円(新たに加入する場合は、住宅1戸につき月額500円、上限は年額5,000円)

複数年(3年、5年、10年)一括支払による割引制度がある。

(家財再建共済)

住宅再建共済と家財再建共済の同時加入なら家財再建共済の負担金は月額100円(50円割引)×次の3月までの月数(上限は1,000円)

(3) 共済期間

加入した日からその日の属する年度の末日(3月31日)まで

4 共済給付金 (住宅再建共済)

給付対象	共済給付金額
対象住宅が全壊、大規模半壊又は半壊の被害を受け、新たな住宅の建築又は購入した場合 (建築又は購入をする住宅が兵庫県の区域外に所在する場合)	600万円 (300万円)
対象住宅が全壊の被害を受け、これを補修した場合	200万円
対象住宅が大規模半壊の被害を受け、これを補修した場合	100万円
対象住宅が半壊の被害を受け、これを補修した場合	50万円
対象住宅が全壊、大規模半壊又は半壊の被害を受け、対象住宅に代わる住宅の建築若しくは購入又は対象住宅の補修を行わず、新たな住宅又は対象住宅に居住することとなった場合	10万円

(家財再建共済)

給付対象	共済給付金額
住宅が全壊で家財を補修・購入	50万円
住宅が大規模半壊で家財を補修・購入	35万円
住宅が半壊で家財を補修・購入	25万円
住宅が床上浸水で家財を補修・購入	15万円

災害証明願

平成 年 月 日

住所 兵庫県朝来市
被災者 氏名 印

のため、 に提出する必要があるため、下記事項に証明願います。

1 災害・事故の日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分頃
2 災害物件所在地 又は事故発生場所	兵庫県朝来市
3 災害原因並びに自火類焼の別 事故原因並びに事故種別	
4 災害・事故損害程度	

上記事項は、事実と相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

住所 兵庫県朝来市和田山町東谷 213 番地 1
氏名 朝来市長 印

11-5 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金

朝来市災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により被災した住民の遺族、世帯主に対して災害弔慰金の支給等を行うことにより、市民の福祉及び生活の安定に資する。

1 災害弔慰金

(1) 支給対象

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）第 1 条に規定する災害により市民が死亡したとき、その者の遺族に災害弔慰金を支給する。

(2) 支給額

- 生計維持者が死亡した場合 500 万円
 - その他の者が死亡した場合 250 万円
- ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に災害障害見舞金の支給を受けている場合は、当該支給額を控除した額。

2 災害障害見舞金

(1) 支給対象

令第 1 条に規定する災害による負傷、疾病で、精神又は身体に次のような著しい障害が出た市民に対して災害障害見舞金を支給する。

- 両眼が失明した場合
- 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した場合
- 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する場合
- 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する場合
- 両上肢をひじ関節以上で失った場合
- 両上肢の用を全廃した場合
- 両下肢をひざ関節以上で失った場合
- 両下肢の用を全廃した場合
- 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる場合

(2) 支給額

- 生計維持者が重度の障害を受けた場合 250 万円
- その他の者が重度の障害を受けた場合 125 万円

3 災害援護資金

(1) 支給対象

令第 3 条に規定する災害により、災害弔慰金の支給に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）第 10 条第 1 項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対して、生活再建に必要な災害援護資金の貸付けを行う。

被害要件

- ア 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね 1 箇月以上
- イ 家財の価額の概ね 3 分の 1 以上の損害
- ウ 住居の半壊又は全壊・流出

所得要件

世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
1 人	220 万円
2 人	430 万円
3 人	620 万円
4 人	730 万円
5 人以上	1 人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は 1,270 万円とする。

(2) 貸付限度額等

貸付限度額	1 世帯主に1箇月以上の負傷がある場合	
	家財の3分の1以上の損害及び住居の損害がない場合	150万円
	家財の3分の1以上の損害	250万円
	住居の半壊	270万円
	住居の全壊	350万円
	2 世帯主に1箇月以上の負傷がない場合	
	家財の3分の1以上の損害	150万円
	住居の半壊	170万円
	住居の全壊（ の場合を除く ）	250万円
	住居の全体の滅失又は流失	350万円
貸付利率	年3%（据置期間中は無利子）	
据置期間	3年以内（特別の場合5年）	
償還期間	10年以内（据置期間を含む）	

11-6 市災害見舞金

朝来市災害見舞金等の支出金に関する内規の定めるところにより、朝来市災害弔慰金の支給等に関する条例の適用を受けることとならない災害で、当該災害により被災した市民等に対して災害見舞金を支給する。

1 支給対象

朝来市災害弔慰金の支給等に関する条例の適用を受けることとならない災害で、当該災害により被災した市民等に対して災害見舞金を支給する

2 見舞金額

(1) 家屋等の全焼、全壊又は全流出の場合

種別	単位	見舞金額
住宅	1戸当たり	10万円
附属建物	1棟当たり	5万円以内
事業所等	1棟当たり	5万円以内

(2) 家屋等の半焼、半壊又は半流出の場合

種別	単位	見舞金額
住宅	1戸当たり	5万円
附属建物	1棟当たり	3万円以内
事業所等	1棟当たり	3万円以内

(3) 災害に起因して死亡した場合 1人当たり 5万円

11-7 県災害援護金等

1 実施機関

県（市は、被災者への支給について協力する。）

2 支給基準等（平成20年4月1日現在）

種類	災害発生場所	災害の規模	
災害援護金	県の区域内	自然災害	(1) 1の市町の区域内の被害数（滅失数）が5以上あるとき。 (2) 知事が特に必要があると認めるとき。
		その他の災害	(1) 災害救助法による救助が実施されたとき。 (2) 知事が特に必要があると認めるとき。
死亡見舞金	県の区域内	自然災害	(1) 自然災害により死者が生じたとき。 (2) 知事が特に必要があると認める災害により死者が生じたとき。
		その他の災害	(1) 災害救助法による救助が実施されたその他の災害により死者が生じたとき。 (2) 知事が特に必要があると認める災害により死者が生じたとき。
	県の区域外（国内に限る）	(1) 自然災害又は災害救助法による救助が実施されたその他の災害により死者（県民に限る。）が生じたとき。 (2) 知事が特に必要があると認める災害により死者が生じたとき。	

種類	支給対象	支給額																										
災害援護金	県の区域内に住所を有する被災世帯主及び重傷者	<table border="1"> <thead> <tr> <th>災害の種別</th> <th>被害の種別</th> <th colspan="2">災害援護金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">自然災害</td> <td>住家の全壊、全焼又は流失</td> <td>1世帯につき</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>住家の半壊又は半焼</td> <td>1世帯につき</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>住家の床上浸水</td> <td>1世帯につき</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>重傷の被災者</td> <td>1人につき</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の災害</td> <td>住家の全壊又は全焼</td> <td>1世帯につき</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>住家の半壊又は半焼</td> <td>1世帯につき</td> <td>30,000円</td> </tr> </tbody> </table>	災害の種別	被害の種別	災害援護金の額		自然災害	住家の全壊、全焼又は流失	1世帯につき	200,000円	住家の半壊又は半焼	1世帯につき	100,000円	住家の床上浸水	1世帯につき	30,000円	重傷の被災者	1人につき	30,000円	その他の災害	住家の全壊又は全焼	1世帯につき	50,000円	住家の半壊又は半焼	1世帯につき	30,000円		
	災害の種別		被害の種別	災害援護金の額																								
自然災害	住家の全壊、全焼又は流失		1世帯につき	200,000円																								
	住家の半壊又は半焼		1世帯につき	100,000円																								
	住家の床上浸水		1世帯につき	30,000円																								
	重傷の被災者		1人につき	30,000円																								
その他の災害	住家の全壊又は全焼	1世帯につき	50,000円																									
	住家の半壊又は半焼	1世帯につき	30,000円																									
当該災害が発生した市町の区域内に住所を有する被災世帯主																												
知事が特に必要があると認める災害による被災世帯主及び重傷者																												
死亡見舞金	当該災害による死亡者の遺族	<table border="1"> <thead> <tr> <th>災害の種別</th> <th>災害の発生した場所</th> <th colspan="2">死亡見舞金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">自然災害</td> <td rowspan="2">県の区域内</td> <td>死亡した県民等1人につき</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>死亡した県民等以外の者1人につき</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>県の区域外</td> <td>県民である死者1人につき</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他の災害</td> <td rowspan="2">県の区域内</td> <td>死亡した県民等1人につき</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>死亡した県民等以外の者1人につき</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>県の区域外</td> <td>県民である死者1人につき</td> <td>100,000円</td> </tr> </tbody> </table>	災害の種別	災害の発生した場所	死亡見舞金の額		自然災害	県の区域内	死亡した県民等1人につき	200,000円	死亡した県民等以外の者1人につき	60,000円	県の区域外	県民である死者1人につき	200,000円	その他の災害	県の区域内	死亡した県民等1人につき	100,000円	死亡した県民等以外の者1人につき	60,000円	県の区域外	県民である死者1人につき	100,000円				
	災害の種別		災害の発生した場所	死亡見舞金の額																								
自然災害	県の区域内		死亡した県民等1人につき	200,000円																								
			死亡した県民等以外の者1人につき	60,000円																								
	県の区域外		県民である死者1人につき	200,000円																								
その他の災害	県の区域内		死亡した県民等1人につき	100,000円																								
		死亡した県民等以外の者1人につき	60,000円																									
	県の区域外	県民である死者1人につき	100,000円																									
ただし、法に基づく災害弔慰金の支給対象となった死亡者の遺族を除く。																												
知事が特に必要があると認める災害による死亡者の遺族																												
		<p>備考 この表において、「県民等」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 県の区域内に住所を有する者</p> <p>(2) 県の区域内の事務所又は事業所に勤務する者</p> <p>(3) 県の区域内の学校に在学する者</p> <p>(4) その他これらに類する者</p>																										

11-8 生活福祉資金の貸付基準

- 1 実施機関
県社会福祉協議会
- 2 貸付条件等
 - (1) 対象
低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯
 - (2) 資金の種類（災害関係部分抜粋）

（平成 20 年 4 月 1 日現在）

種 類		貸付金の貸付限度額	据置期間	償還期間
災 害 援 護 資 金		1,500,000 円	1 年以内	7 年以内
更	生 業 費	低所得世帯 2,800,000 円	1 年以内	7 年以内
		障害者世帯 4,600,000 円	1 年 6 箇月以内	9 年以内
正 資 金	技 能 習 得 費	低所得世帯 1,100,000 円 法令等において知識・技能を習得する期間を 6 箇月以上と定めている場合は、3 年の範囲内において 6 箇月を超える期間について月額 150,000 円以内を加算	6 箇月以内	8 年以内
		障害者世帯 1,300,000 円 法令等において知識・技能を習得する期間を 6 箇月以上と定めている場合は、3 年の範囲内において 6 箇月を超える期間について月額 150,000 円以内を加算		
福 祉 資 金 （ 住 宅 費 ）		2,500,000 円	6 箇月以内	7 年以内
療 養 ・ 介 護 等 資 金		1,700,000 円 療養期間及び介護サービス受給期間が 1 年を超え 1 年 6 箇月以内の場合、又は、介護サービス等を受けるのに必要な経費を負担することが困難であると認められる期間が 1 年を超え 1 年 6 箇月以内の場合、2,300,000 円	6 箇月以内	5 年以内
緊 急 小 口 資 金		100,000 円	2 箇月以内	4 箇月以内

- （注）1 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、住宅資金及び災害援護資金の貸付対象とはならない。
- 2 償還方法は月賦、半年賦、年賦とする。
 - 3 利子は年 3%、ただし据置期間は無利子とする。
 - 4 償還期間には据置期間は含めない。
 - 5 災害を受けたことにより、災害援護資金、生業費及び福祉資金を貸し付ける場合は、当該災害の状況に応じ、据置期間を 2 年以内とすることができる。

H23.10 改正予定

11-9 住宅の耐震事業制度の概要

1 わが家の耐震改修促進事業

補助事業名	住宅耐震改修計画策定費補助	
補助事業の目的	耐震改修計画の策定とそれに伴う耐震診断に要する費用の一部を補助する。	
補助事業の対象となる住宅	次の条件をすべて満たす住宅で、共同住宅、賃貸住宅及び店舗等併用住宅も対象となる。	
	(1) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工されたもの	
	(2) 違反建築物でないもの	
	(3) 耐震診断の結果、下記の条件を満たすもの	
	区 分	耐震基準
	木造住宅	総合評価 1.0 未満
	非木造 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（1次診断）	構造耐震指標（Is）が 0.8 未満
	上記以外	構造耐震指標（Is）が 0.6 未満
補助事業の対象となる費用	耐震診断と耐震改修計画策定費(工事費見積もりを含む)に要する費用 いわゆる設計費	
補助率	2 / 3 (国：県 = 1 / 3 : 1 / 3)	
補助金の額	戸建て住宅：200 千円、共同住宅：120 千円 / 戸、又は、実際にかかった費用のうち低い方	

補助事業名	住宅耐震改修工事費補助	
補助事業の目的	耐震改修工事を行う県民に対し、耐震改修工事費に応じて一定額を補助する。	
補助事業となる対象者	所得が 12,000 千円以下の県民で、対象住宅を所有する者	
補助事業の対象となる住宅	住宅耐震改修計画策定費補助と同様	
補助事業となる対象工事	安全性を確保するためのもので、次のいずれかの工事(附帯工事を含む)に要する費用 (1) 柱、はり、耐力壁及び筋かいの補強 (2) 基礎(地盤改良工事を含む) (3) 屋根の軽量化 (4) 火打ちはりや構造用合板による床面の補強 (5) パッケージ方式による補強	
補助金の額	補助対象となる費用の 4 分の 1 以内(補助限度額：戸建て住宅 = 60 万円、共同住宅 = 20 万円 / 戸に戸数を乗じた額)	
市単独補助		

2 兵庫県 「簡易耐震診断推進事業」 県土整備部補助要綱

別表（第2条関係）

補助事業名	簡易耐震診断推進事業			
補助事業の目的	兵庫県内に存する民間住宅の所有者の求めに応じて、耐震診断技術者を派遣して耐震診断を実施する市及び町に対し、県が必要な補助を行うことにより、既存民間住宅の耐震診断を推進することを目的とする。			
補助事業の対象となる者	民間住宅の耐震診断の実施に要する経費の一部を負担する市及び町			
補助事業の対象となる経費	民間住宅の耐震診断の実施に要する経費から住宅所有者が負担する費用を差し引いたもの			
補助率	1 / 4 以内			
補助金の額	補助対象となる経費に補助率を乗じた額（千円未満の端数は切捨て）。ただし、下表に掲げる建て方・構造種別毎の棟当たり補助金限度額に耐震診断した各棟数を乗じた額の合計額（千円未満の端数は切捨て）を限度とする。			
	建て方・構造種別		棟当たり補助金限度額	
	戸建住宅	木造		6,750 円/棟
		非木造		13,500 円/棟
	長屋	木造		13,500 円/棟
		鉄筋 ｺﾝｸﾘｰﾄ造	1 棟目	45,000 円/棟
			2 棟目以降	31,500 円/棟
		鉄骨造	1 棟目	22,500 円/棟
	2 棟目以降		15,750 円/棟	
	共同住宅	木造		13,500 円/棟
鉄筋 ｺﾝｸﾘｰﾄ造		図面有り	45,000 円/棟	
		図面なし	67,500 円/棟	
鉄骨造		2 棟目以降	31,500 円/棟	
	1 棟目	22,500 円/棟		
	2 棟目以降	15,750 円/棟		
市単独補助				

12 文化財関係

12- 1 指定文化財一覧表

区分	種 別	名 称	所有者等	所在地	指 定 年月日
国指定	史跡	竹田城跡	竹田財産区	和田山町竹田	S18.9.8
国指定	史跡	茶すり山古墳	朝来市	和田山町筒江	H16.2.27
国指定	天然記念物	糸井の大カツラ	糸井財産区	和田山町竹ノ内	S26.6.9
国指定	建造物	赤淵神社本殿	赤淵神社	和田山町枚田	S45.6.17
国指定	考古資料	但馬城ノ山古墳出土品	教育委員会	和田山町寺内 (文化財館)	S55.6.6
国指定	建造物	神子畑鑄鉄橋	細倉鋳業株式会社	佐囊	S52.6.27
国指定	天然記念物	八代の大櫓	足鹿神社	八代	S2.3.24
国登録	建造物	旧海崎医院	海崎陽一	生野町口銀谷	H14.8.21
国登録	建造物	日下旅館	大西美也子	生野町口銀谷	H16.6.9
国登録	建造物	松本家住宅母屋	松本尚子	生野町口銀谷	H16.6.9
国登録	建造物	佐藤家住宅別邸	佐藤恭	生野町口銀谷	H16.6.9
国登録	建造物	桑田家住宅	桑田桂子	生野町口銀谷	H16.6.9
国登録	建造物	今井家住宅	今井常雄	生野町口銀谷	H17.12.5
国登録	建造物	旧吉川家住宅(生野まち づくり工房井筒屋)	朝来市	生野町口銀谷	H17.12.5
国登録	建造物	綾部家住宅	綾部敏郎	生野町口銀谷	H17.12.5
県指定	天然記念物	延応寺大櫓	延応寺	生野町口銀谷	H2.3.20
県指定	建造物	金蔵寺銅鐘	金蔵寺	生野町口銀谷	S58.3.29
県指定	建造物	石造宝篋印塔	法宝寺	和田山町岡田	S45.3.30
県指定	彫刻	木造薬師如来坐像	法宝寺	和田山町岡田	S45.3.30
県指定	有形民俗文化財	相撲棧敷	表米神社	和田山町竹田	S45.3.30
県指定	無形民俗文化財	寺内ざんざか踊り	寺内ざんざか踊り 保存会	和田山町寺内	S45.3.30
県指定	史跡	小丸山古墳	朝来市	和田山町岡田	S49.3.22
県指定	考古資料	金銅装頭椎太刀	朝来市	和田山町寺内 (文化財館)	S56.3.24
県指定	考古資料	春日古墳出土遺物一括	朝来市	和田山町寺内 (文化財館)	S56.3.24
県指定	考古資料	銅鏡	朝来市	和田山町寺内 (文化財館)	S56.3.24

区分	種 別	名 称	所有者等	所在地	指 定 年月日
県指定	彫刻	金銅菩薩立像	円龍寺	和田山町和田山	H9.4.8
県指定	考古資料	経瓦	楽音寺	山東町楽音寺	S43.3.28
県指定	建造物	石造九重塔	南聡	山東町森	S43.3.28
県指定	建造物	石造七重塔（慈照寺）	諏訪区	山東町諏訪	S43.3.28
県指定	建造物	石幢（慈照寺）	諏訪区	山東町諏訪	S43.3.28
県指定	工芸品	鰐口（大林寺）	朝来市	山東町迫間	S45.3.30
県指定	建造物	開山堂	大同寺	山東町早田	S52.3.29
県指定	絵画	絹本墨画白衣観音図	大同寺	山東町早田	S61.3.25
県指定	絵画	絹本著色仏涅槃図	楽音寺	山東町楽音寺	S60.3.26
県指定	絵画	絹本著色両界曼荼羅図	楽音寺	山東町楽音寺	S60.3.26
県指定	天然記念物	ウツギノヒメハナバチ 群生地	楽音寺	山東町楽音寺	S59.3.28
県指定	建造物	歴史民俗資料館（旧井上 家住宅）	朝来市	多々良木	S50.3.18
県指定	建造物	羽淵鑄鉄橋	朝来市	羽淵	S51.3.23
県指定	史跡	船宮古墳		桑市	S36.8.23
県指定	彫刻	鷲原寺石仏群	鷲原寺	上岩津	S41.3.22
県指定	彫刻	石造阿弥陀如来坐像	鷲原寺	上岩津	S61.3.25
県指定	工芸品	鰐口	日輪寺	桑市	S61.3.25
県指定	絵画	絹本著色仏画十二天像	鷲原寺	上岩津	S61.3.25
県指定	建造物	ムーセ旧居	朝来市	佐囊	H4.3.24
県登録	建造物	大歳神社	大歳神社	生野町口銀谷	H19.8.17
県登録	建造物	東西寺	東西寺	生野町口銀谷	H19.8.17
県登録	建造物	常光寺	常光寺	和田山町竹田	H19.8.17
県登録	建造物	観音寺	観音寺	和田山町竹田	H19.8.17
市指定	美術工芸品	明治初年の生野町絵図	生野書院	生野町口銀谷	S54.12.4
市指定	美術工芸品	但州生野銀山絵巻	佐藤家	生野町口銀谷	S54.12.4
市指定	建造物	生野鉱山正門門柱	史跡生野銀山	生野町小野	S54.12.4
市指定	建造物	延応寺周辺	延応寺	生野町口銀谷	S54.12.4
市指定	史跡	生野城跡	朝来市	生野町口銀谷	S54.12.4

区分	種 別	名 称	所有者等	所在地	指 定 年月日
市指定	史跡	摩崖仏	姫宮神社	生野町口銀谷	S54.12.4
市指定	建造物	金香瀬坑口	史跡生野銀山	生野町小野	S54.12.4
市指定	有形民俗文化財	見石飾幕	史跡生野銀山	生野町小野	S54.12.4
市指定	有形民俗文化財	見石飾幕	小野区	生野町小野	S54.12.4
市指定	有形民俗文化財	見石飾幕	生野書院	生野町口銀谷	S54.12.4
市指定	建造物	大明寺（方丈・庫裡・開山堂）	大明寺	生野町黒川	S54.12.4
市指定	美術工芸品	灰吹銀	佐藤家	生野町口銀谷	S54.12.4
市指定	美術工芸品	灰吹銀	藤原家	生野町小野	S54.12.4
市指定	美術工芸品	但馬南鐐（合計4）	八橋家	生野町口銀谷	S54.12.4
市指定	美術工芸品	但馬南鐐	吉川家	生野町口銀谷	S54.12.4
市指定	美術工芸品	但馬南鐐	史跡生野銀山	生野町小野	S54.12.4
市指定	美術工芸品	測量器	史跡生野銀山	生野町小野	S54.12.4
市指定	美術工芸品	乃木将軍肖像	奥銀谷小学校	生野町奥銀谷	S57.3.1
市指定	美術工芸品	黒潮	朝来市役所生野庁舎	生野町口銀谷	S57.3.1
市指定	美術工芸品	朝（横たわる男）	生野小学校	生野町口銀谷	S57.3.1
市指定	美術工芸品	芍薬	生野中学校	生野町口銀谷	S57.3.1
市指定	美術工芸品	峠の茶屋	朝来市役所生野庁舎	生野町口銀谷	S57.3.1
市指定	美術工芸品	秋郊	朝来市役所生野庁舎	生野町口銀谷	S57.3.1
市指定	美術工芸品	夕	朝来市役所生野庁舎	生野町口銀谷	S57.3.1
市指定	美術工芸品	武蔵野の朝	生野小学校	生野町口銀谷	S57.3.1
市指定	美術工芸品	神武必勝論	吉川家	生野町口銀谷	S57.3.1
市指定	史跡	露天掘り跡	史跡生野銀山	生野町小野	S57.3.1
市指定	天然記念物	断層と鉱脈	史跡生野銀山	生野町小野	S57.3.1
市指定	美術工芸品	成徳旗	生野小学校	生野町口銀谷	S57.3.1
市指定	美術工芸品	浅田貞次郎翁銅像	朝来市	生野町口銀谷	S57.3.1
市指定	美術工芸品	銀山旧記	生野書院	生野町口銀谷	S60.4.17
市指定	美術工芸品	明治初年の猪野々絵図	生野書院	生野町口銀谷	S61.4.10
市指定	美術工芸品	但州生野銀山絵巻	生野書院	生野町口銀谷	S61.4.10

区分	種別	名称	所有者等	所在地	指 定 年月日
市指定	無形民俗文化財	生野踊り	生野踊り保存会		S61.4.10
市指定	建造物	恩賜記念碑	山神社境内	生野町口銀谷	H8.4.18
市指定	美術工芸品	家康の尊像と歴代将軍の位牌	東西寺	生野町口銀谷	H8.4.18
市指定	建造物	大用寺十六羅漢	大用寺	生野町生野新町	H10.3.18
市指定	美術工芸品	御下賜金達書・目録共	生野書院	生野町口銀谷	H11.3.11
市指定	美術工芸品	但馬国地図	生野書院	生野町口銀谷	H11.3.29
市指定	美術工芸品	當麻曼荼羅	来迎寺	生野町口銀谷	H11.3.29
市指定	建造物	旧生野警察署(生野1区公民館)	生野1区	生野町口銀谷	H11.3.29
市指定	美術工芸品	掛屋市兵衛御用留日記	生野書院	生野町口銀谷	H11.3.29
市指定	美術工芸品	生野銀山孝義伝	生野書院	生野町口銀谷	H11.3.29
市指定	美術工芸品	内山寺安堵状	生野書院	生野町口銀谷	H11.3.29
市指定	美術工芸品	西園寺中納言が但州府中裁判所総督に任命された旨の伝達	生野書院	生野町口銀谷	H11.3.29
市指定	建造物	生野義拳碑	朝来市	生野町口銀谷	H11.3.29
市指定	建造物	浄願寺の山門	浄願寺	生野町奥銀谷	H11.3.29
市指定	美術工芸品	高札	生野書院	生野町口銀谷	H11.3.29
市指定	美術工芸品	生野県の印鑑	生野書院	生野町口銀谷	H11.3.29
市指定	史跡	第八代酒井奉行の墓所	延応寺	生野町口銀谷	H15.7.25
市指定	建造物	甲7,8,9,19号社宅及び土塀,カラミ土塀	朝来市	生野町口銀谷	H17.1.20
市指定	史跡	筒江・城ヤブ1号墳	藤本安夫	和田山町筒江	S53.10.19
市指定	史跡	久田和1号墳	畠山徹	和田山町久田和	S53.10.19
市指定	建造物	石造宝篋印塔	藤和区	和田山町藤和	S53.10.19
市指定	天然記念物	大將軍スギ	藤和区	和田山町藤和	S53.10.19
市指定	建造物	彫像板碑	土田・西土田区	和田山町土田	H2.12.12
市指定	彫刻	石造延命地藏菩薩像	円明寺	和田山町宮	H2.12.12
市指定	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	赤湊神社	和田山町枚田	H2.12.12
市指定	工芸品	金剛界礼讃版木	法宝寺	和田山町岡田	H2.12.12
市指定	書跡	制札	法宝寺	和田山町岡田	H2.12.12

区分	種 別	名 称	所有者等	所在地	指 定 年月日
市指定	書跡	無準師範墨蹟	光福寺	和田山町寺内	H2.12.12
市指定	書跡	勅賜号允許書	光福寺	和田山町寺内	H2.12.12
市指定	書跡	潜淋法宥墨蹟	光福寺	和田山町寺内	H2.12.12
市指定	書跡	大愚宗築墨蹟	光福寺	和田山町寺内	H2.12.12
市指定	書跡	大愚宗築墨蹟	円明寺	和田山町宮	H2.12.12
市指定	考古資料	久田和春の木田古墳群 出土遺物一括	朝来市	和田山町寺内 (文化財館)	H2.12.12
市指定	天然記念物	久世田の大イチョウ	久世田区	和田山町久世田	H2.12.12
市指定	歴史資料	和田上道日記	円明寺	和田山町宮	H2.12.12
市指定	名勝	護念寺庭園	護念寺	和田山町玉置	H2.12.12
市指定	名勝	円明寺庭園	円明寺	和田山町宮	H2.12.12
市指定	無形民俗文化財	宮神楽	宮区	和田山町宮	H3.1.8
市指定	建造物	おかげ燈籠	宮区	和田山町宮	H9.7.10
市指定	工芸品	転輪経蔵	観音寺	和田山町竹田	H10.12.25
市指定	彫刻	木造阿弥陀如来像	国清寺	山東町野間	S42.4.20
市指定	歴史資料	山崎家古文書	山崎正雄	山東町喜多垣	S42.4.20
市指定	考古資料	金梨山古墳出土装身具	石田かねゑ	山東町迫間	S42.4.20
市指定	史跡	石積双室古墳	石田保	山東町迫間	S42.4.20
市指定	建造物	勅使門	粟鹿神社	山東町粟鹿	S47.4.1
市指定	建造物	古宮	当勝神社	山東町粟鹿	S47.4.1
市指定	建造物	隨身門	当勝神社	山東町粟鹿	S47.4.1
市指定	建造物	山門	大同寺	山東町早田	S54.10.1
市指定	考古資料	観音山出土陶棺	大同寺	山東町早田	S54.10.1
市指定	天然記念物	菩提樹	諏訪区	山東町諏訪	S54.10.1
市指定	天然記念物	社叢林	粟鹿神社	山東町粟鹿	S54.10.1
市指定	天然記念物	社叢林	当勝神社	山東町粟鹿	S54.10.1
市指定	天然記念物	フジの木	西谷区	山東町粟鹿	S54.10.1
市指定	彫刻	木造月庵宗光坐像	大同寺	山東町早田	S55.3.31
市指定	歴史資料	古文書	大同寺	山東町早田	S55.3.31

区分	種 別	名 称	所有者等	所在地	指 定 年月日
市指定	建造物	寿賀神社本殿	柅木区	山東町柅木	S62.12.25
市指定	無形民俗文化財	山東町盆踊り（音頭7・踊り5）	継承者 民踊保存会	山東町末歳	H14.3.28
市指定	考古資料	方格規矩鏡	朝来市	朝来市教委	H16.3.30
市指定	考古資料	子持勾玉	朝来市	朝来市教委	H16.3.30
市指定	建造物	足鹿神社本殿	足鹿神社	八代	S57.10.9
市指定	彫刻	五智如来坐像	金剛院	石田	S57.10.9
市指定	彫刻	木造千手観音立像	鷲原寺	上岩津	S57.10.9
市指定	彫刻	木造馬頭観音立像	高峰寺	物部	S60.4.23
市指定	彫刻	木造大日如来坐像	金剛院	石田	S60.4.23
市指定	工芸品	鞍・鐙	多々良木八幡社	多々良木	S53.11.7
市指定	彫刻	木彫狛犬	物部八幡社	物部	S60.4.23
市指定	彫刻	木彫狛犬	足鹿神社	八代	S60.4.23
市指定	絵画	牡丹の襖絵	無量寺	八代	S57.10.9
市指定	絵画	仏画十三仏	鷲原寺	上岩津	S57.10.9
市指定	絵画	仏画青面金剛像	善隆寺	納座	S60.4.23
市指定	彫刻	岩屋観音石灯籠	鷲原寺	上岩津	S53.11.7
市指定	彫刻	善隆寺石灯籠	善隆寺	納座	S57.10.9
市指定	彫刻	礎石（立脇廃寺）	大通院	立脇	S53.11.7
市指定	歴史資料	田路大和守系図原本	祥雲寺	奥田路	S53.11.7
市指定	歴史資料	山内城文書	秋山茂	山内	S53.11.7
市指定	歴史資料	南八郎奉献額	山口八幡社	山口	S57.10.9
市指定	歴史資料	神領制札	山口八幡社	山口	S57.10.9
市指定	歴史資料	多々良木八幡社棟札	多々良木八幡社	多々良木	S53.11.7
市指定	歴史資料	神子畑愛宕神社護摩札	神子畑愛宕社	佐囊	S60.4.23
市指定	考古資料	三町田古墳出土品	朝来市	朝来市教委	S60.4.23
市指定	無形民俗文化財	多々良木扇子踊	多々良木扇子踊保 存会	多々良木	S53.11.7
市指定	無形民俗文化財	羽瀧獅子舞	羽瀧獅子舞保存会	羽瀧	S53.11.7
市指定	無形民俗文化財	立脇獅子舞	立脇獅子舞保存会	立脇	S53.11.7

区分	種 別	名 称	所有者等	所在地	指 定 年月日
市指定	史跡	南八郎殉難之地	護国神社	山口	H1.12.12
市指定	彫刻	佐中宝篋印塔	佐中区	佐中	H1.12.12
市指定	考古資料	コモ井・釣坂遺跡出土品	朝来市	朝来市教委	H2.10.24
市指定	彫刻	殉節忠士之墓誌銘原本 木版	山口逸也	山口	H6.3.30
市指定	彫刻	牛王宝印	鷲原寺	上岩津	H6.3.30